

新	旧
<p>目次</p> <p>第2編 災害予防計画 (略)</p> <p>第11章 道路防災計画<近畿地方整備局(和歌山・紀南河川国道事務所)、 県県土整備部(道路政策課、<u>道路保全課</u>、<u>道路建設課</u>)></p> <p>(略)</p> <p>第3編 災害応急対策計画 (略)</p> <p>第2章 情報計画 (略)</p> <p>第3節 災害通信計画<近畿総合通信局、県総務部(防災企画課、<u>情報基盤課</u>)、 県企画部(<u>デジタル社会推進課</u>)></p> <p>第7章 公共土木施設等応急対策計画 <県農林水産部(農業農村整備課、森林整備課)、県県土整備部(技術調査課、道路保全課、河川 課、<u>砂防課</u>、<u>下水道課</u>、<u>港湾漁港整備課</u>)></p> <p>(略)</p>	<p>目次</p> <p>第2編 災害予防計画 (略)</p> <p>第11章 道路防災計画<近畿地方整備局(和歌山・紀南河川国道事務所)、 県県土整備部(道路政策課、<u>道路建設課</u>、<u>道路保全課</u>)></p> <p>(略)</p> <p>第3編 災害応急対策計画 (略)</p> <p>第2章 情報計画 (略)</p> <p>第3節 災害通信計画<近畿総合通信局、県総務部(防災企画課)、 県企画部(<u>情報政策課</u>)></p> <p>第7章 公共土木施設等応急対策計画 <県農林水産部(農業農村整備課、森林整備課)、県県土整備部(技術調査課、道路保全課、河川 課、<u>港湾漁港整備課</u>、<u>砂防課</u>、<u>下水道課</u>)></p> <p>(略)</p>
<p>第1編 総 則 (略)</p> <p>第2章 和歌山県の地勢と災害 (略)</p> <p>第2節 気象条件(和歌山地方気象台)</p> <p>和歌山県の気候は、北部は温暖で晴れの日が多く、少雨である一方、南部は、夏季は南からの暖湿な気流の影響を受け高温多雨、冬季は黒潮の影響で温暖で晴れの日が多い傾向がある。年平均気温(1991~2020年)は、和歌山で16.9℃、潮岬で17.5℃であり、年平均湿度(1991~2020年)は、和歌山で66%、潮岬で71%となっている。年降水量(1991~2020年)は、和歌山で1414.4mm、潮岬で2654.3mmとなっており、寒候期に少なく暖候期に多い。特に6月~7月の梅雨期と9月の台風期に多くなっている。</p> <p>年降水量が多いのは、南部の山地の南斜面で、色川(那智勝浦町)では、年降水量が<u>3,700mm</u>を超え、この地域を中心として、年降水量が2,000mm以上の多雨地帯が分布している。</p> <p>(略)</p>	<p>第1編 総 則 (略)</p> <p>第2章 和歌山県の地勢と災害 (略)</p> <p>第2節 気象条件(和歌山地方気象台)</p> <p>和歌山県の気候は、北部は温暖で晴れの日が多く、少雨である一方、南部は、夏季は南からの暖湿な気流の影響を受け高温多雨、冬季は黒潮の影響で温暖で晴れの日が多い傾向がある。年平均気温(1991~2020年)は、和歌山で16.9℃、潮岬で17.5℃であり、年平均湿度(1991~2020年)は、和歌山で66%、潮岬で71%となっている。年降水量(1991~2020年)は、和歌山で1414.4mm、潮岬で2654.3mmとなっており、寒候期に少なく暖候期に多い。特に6月~7月の梅雨期と9月の台風期に多くなっている。</p> <p>年降水量が多いのは、南部の山地の南斜面で、色川(那智勝浦町)では、年降水量が<u>3,600mm</u>を超え、この地域を中心として、年降水量が2,000mm以上の多雨地帯が分布している。</p> <p>(略)</p>

新

第6節 地域の災害危険性（和歌山県）

1 土砂災害

(略)

(3) 崩壊

急傾斜地崩壊危険箇所は県下に12,247箇所あり、その内急傾斜地崩壊危険区域は1,170箇所である。また山地災害危険地区で崩壊の危険性のある箇所は7,459箇所、崩壊土砂流出の危険性のある箇所は6,055箇所存在している。

(略)

第4章 防災関係機関の実施責任と業務大綱（県総務部危機管理局）

(略)

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

(略)

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
9近畿地方整備局 (和歌山港湾事務所)	ア 港湾施設及び海岸保全施設の整備と災害への対応や管理体制に関すること イ 港湾及び海岸(港湾区域及び臨港区域内)における災害対策の指導に関すること ウ 海上の流出油に対する防除措置に関すること エ 港湾・海岸保全施設の応急復旧工法の指導に関すること

3 指定地方行政機関

(略)

5 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
1西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部 和歌山支社	ア 輸送施設の整備と安全輸送の確保 イ 災害対策用物資の緊急輸送 ウ 災害時の応急輸送対策

旧

第6節 地域の災害危険性（和歌山県）

1 土砂災害

(略)

(3) 崩壊

急傾斜地崩壊危険箇所は県下に12,247箇所あり、その内急傾斜地崩壊危険区域は1,170箇所である。また山地災害危険地区で崩壊の危険性のある箇所は7,457箇所、崩壊土砂流出の危険性のある箇所は6,053箇所存在している。

(略)

第4章 防災関係機関の実施責任と業務大綱（県総務部危機管理局）

(略)

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

(略)

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
9近畿地方整備局 (和歌山港湾事務所)	ア 港湾施設の整備と管理関すること イ 港湾及び海岸(港湾区域内)における災害対策の指導に関すること ウ 海上の流出油に対する防除措置に関すること エ 港湾・海岸保全施設等の応急復旧工法の指導に関すること

3 指定地方行政機関

(略)

5 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
1西日本旅客鉄道株式会社 和歌山支社	ア 輸送施設の整備と安全輸送の確保 イ 災害対策用物資の緊急輸送 ウ 災害時の応急輸送対策

新		旧																																																	
エ 被災施設の調査と災害復旧		エ 被災施設の調査と災害復旧																																																	
(略)		(略)																																																	
第2編 災害予防計画 第1章 河川防災計画（近畿地方整備局、県県土整備部） 1 現 況 本県北部には大台ヶ原を源とする紀の川が西流し、また東部には全国一の洪水流量が予想される熊野川が南流し、熊野灘に注いでいる。この二河川に挟まれて、有田川、日高川、南部川、左会津川、富田川、日置川、古座川、太田川などの紀伊水道、紀州灘及び熊野灘に注いでいる。県内を流れる一級河川（大臣管理）、一級河川（指定区間）、二級河川の河川数、延長は次のとおりである。 <table border="1" data-bbox="129 651 943 911"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>河 川 数</th> <th>管理延長(km)</th> <th>管 理 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級河川（大臣管理）</td> <td>4</td> <td>65.5</td> <td>国土交通省</td> </tr> <tr> <td>1級河川（指定区間）</td> <td>133</td> <td>543.7</td> <td>和歌山県</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>134</td> <td>609.2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 級 河 川</td> <td>317</td> <td>1,422.0</td> <td>和歌山県</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>451</td> <td>2,031.2</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 注) 1級河川の河川数は、3河川重複している。 (R5.04.01 現在)		区 分	河 川 数	管理延長(km)	管 理 者	1級河川（大臣管理）	4	65.5	国土交通省	1級河川（指定区間）	133	543.7	和歌山県	小 計	134	609.2		2 級 河 川	317	1,422.0	和歌山県	合 計	451	2,031.2		第2編 災害予防計画 第1章 河川防災計画（近畿地方整備局、県県土整備部） 1 現 況 本県北部には大台ヶ原を源とする紀の川が西流し、また東部には全国一の洪水流量が予想される熊野川が南流し、熊野灘に注いでいる。この二河川に挟まれて、有田川、日高川、南部川、左会津川、富田川、日置川、古座川、太田川などの紀伊水道、紀州灘及び熊野灘に注いでいる。県内を流れる一級河川（大臣管理）、一級河川（指定区間）、二級河川の河川数、延長は次のとおりである。 <table border="1" data-bbox="1223 651 2036 911"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>河 川 数</th> <th>管理延長(km)</th> <th>管 理 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級河川（大臣管理）</td> <td>4</td> <td>65.5</td> <td>国土交通省</td> </tr> <tr> <td>1級河川（指定区間）</td> <td>133</td> <td>543.7</td> <td>和歌山県</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>134</td> <td>609.2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 級 河 川</td> <td>317</td> <td>1,422.0</td> <td>和歌山県</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>451</td> <td>2,031.2</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 注) 1級河川の河川数は、3河川重複している。 (R4.04.01 現在)		区 分	河 川 数	管理延長(km)	管 理 者	1級河川（大臣管理）	4	65.5	国土交通省	1級河川（指定区間）	133	543.7	和歌山県	小 計	134	609.2		2 級 河 川	317	1,422.0	和歌山県	合 計	451	2,031.2	
区 分	河 川 数	管理延長(km)	管 理 者																																																
1級河川（大臣管理）	4	65.5	国土交通省																																																
1級河川（指定区間）	133	543.7	和歌山県																																																
小 計	134	609.2																																																	
2 級 河 川	317	1,422.0	和歌山県																																																
合 計	451	2,031.2																																																	
区 分	河 川 数	管理延長(km)	管 理 者																																																
1級河川（大臣管理）	4	65.5	国土交通省																																																
1級河川（指定区間）	133	543.7	和歌山県																																																
小 計	134	609.2																																																	
2 級 河 川	317	1,422.0	和歌山県																																																
合 計	451	2,031.2																																																	
(略)		(略)																																																	
第2章 砂防防災計画（県県土整備部） 1 現 況 県下には保全対象人家戸数5戸以上等の土石流危険溪流が2,526溪流存在している。また、砂防指定地は1,366箇所となっている。		第2章 砂防防災計画（県県土整備部） 1 現 況 県下には保全対象人家戸数5戸以上等の土石流危険溪流が2,526溪流存在している。また、砂防指定地は1,324箇所となっている。																																																	
(略)		(略)																																																	
3 事業計画 (3) 総合的な土石流対策		3 事業計画 (3) 総合的な土石流対策																																																	
(略)		(略)																																																	
イ 土砂災害警戒区域等の指定・公表 県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、調査結果を速やかに公表する。		イ 土砂災害警戒区域等の指定・公表 県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、調査結果を速やかに公表する。																																																	

新	旧
<p>また、関係市町村長の意見を聴いて、土石流災害の発生するおそれがある区域を土砂災害警戒区域に指定する。土砂災害警戒区域のうち、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域に指定し、特定開発行為の制限や建築物の構造規制等のソフト対策を行う。土砂災害警戒区域（土石流）は<u>5,506</u>区域で、うち4,754区域が土砂災害特別警戒区域（土石流）に指定されている。（<u>令和5年4月1日</u>現在）</p> <p>※ 土砂災害警戒区域等は、資料編04-04-00、砂防課ホームページ参照、もしくは砂防課、当該振興局建設部並びに当該市町村役場にて縦覧に供する。</p> <p>（略）</p>	<p>また、関係市町村長の意見を聴いて、土石流災害の発生するおそれがある区域を土砂災害警戒区域に指定する。土砂災害警戒区域のうち、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域に指定し、特定開発行為の制限や建築物の構造規制等のソフト対策を行う。土砂災害警戒区域（土石流）は<u>5,505</u>区域で、うち4,754区域が土砂災害特別警戒区域（土石流）に指定されている。（<u>令和3年8月末</u>現在）</p> <p>※ 土砂災害警戒区域等は、資料編04-04-00、砂防課ホームページ参照、もしくは砂防課、当該振興局建設部並びに当該市町村役場にて縦覧に供する。</p> <p>（略）</p>
<p>第3章 山地防災計画（近畿中国森林管理局、県農林水産部）</p> <p>1 現況</p> <p>本県は県土の8割近くを険しい山々で覆われ、年間降水量も多いことから、山崩れや土石流等の山地災害が起こりやすくなっており、これまで多くの人命、財産が失われている。このため、山地災害により人家や公共施設などに被害を及ぼすおそれのある地区については、山地災害危険地区に指定し、災害が起こらないよう防止対策を行うこととしている。本県の山地災害危険地区のうち崩壊の危険性がある箇所は、<u>7,459</u>箇所、土砂流出の危険性のある箇所は、<u>6,055</u>箇所、存在している。</p> <p>（略）</p> <p>3 事業計画</p> <p>山地災害危険地区のうち<u>2,312</u>箇所については既に着手済みであるが、その他の危険度の高いものについては重点的に森林整備保全事業計画（計画期間：令和元年度～令和5年度）により、計画的に実施する。</p> <p>新生の荒廃危険箇所等についても詳細な現地調査を続け、治山事業が必要であると判断される場合は、順次治山事業を実施する。</p> <p>さらに間伐等の遅れにより森林が荒廃し山地災害が発生する恐れのある箇所についても本数調整伐等を積極的に実施し、森林の持つ防災機能の強化を図る。</p> <p>また、防災意識の普及のため、山地災害防止キャンペーン等の機会を通じ、パンフレットの配布等、情報提供の諸施策を実施する。</p>	<p>第3章 山地防災計画（近畿中国森林管理局、県農林水産部）</p> <p>1 現況</p> <p>本県は県土の8割近くを険しい山々で覆われ、年間降水量も多いことから、山崩れや土石流等の山地災害が起こりやすくなっており、これまで多くの人命、財産が失われている。このため、山地災害により人家や公共施設などに被害を及ぼすおそれのある地区については、山地災害危険地区に指定し、災害が起こらないよう防止対策を行うこととしている。本県の山地災害危険地区のうち崩壊の危険性がある箇所は、<u>7,457</u>箇所、土砂流出の危険性のある箇所は、<u>6,053</u>箇所、存在している。</p> <p>（略）</p> <p>3 事業計画</p> <p>山地災害危険地区のうち<u>2,823</u>箇所については既に着手済みであるが、その他の危険度の高いものについては重点的に森林整備保全事業計画（計画期間：令和元年度～令和5年度）により、計画的に実施する。</p> <p>新生の荒廃危険箇所等についても詳細な現地調査を続け、治山事業が必要であると判断される場合は、順次治山事業を実施する。</p> <p>さらに間伐等の遅れにより森林が荒廃し山地災害が発生する恐れのある箇所についても本数調整伐等を積極的に実施し、森林の持つ防災機能の強化を図る。</p> <p>また、防災意識の普及のため、山地災害防止キャンペーン等の機会を通じ、パンフレットの配布等、情報提供の諸施策を実施する。</p>
<p>第4章 地すべり防止計画（県農林水産部・県国土整備部）</p> <p>1 現況</p>	<p>第4章 地すべり防止計画（県農林水産部・県国土整備部）</p> <p>1 現況</p>

新	旧
<p>県下には地すべり危険箇所が595箇所（農村振興局所管60箇所、林野庁所管40箇所、国土交通省所管495箇所）存在し、うち166箇所（農村水産省所管28箇所、林野庁所管19箇所、国土交通省所管120箇所）が地すべり防止区域に指定されている。</p> <p>※ 地すべり危険箇所は、資料編06-01-00、06-02-00、もしくは砂防課のホームページ参照（林野庁及び国土交通省所管分）</p> <p>(略)</p> <p>3 事業計画</p> <p>(略)</p> <p>(3) 総合的な地すべり対策</p> <p>(略)</p> <p>イ 土砂災害警戒区域等の指定・公表</p> <p>県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、調査結果を速やかに公表する。また、関係市町村長の意見を聴いて、地すべり災害の発生するおそれがある区域を土砂災害警戒区域に指定する。土砂災害警戒区域のうち、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域に指定し、特定開発行為の制限や建築物の構造規制等のソフト対策を行う。土砂災害警戒区域（地すべり）は567区域となっている。（令和5年4月1日現在）</p> <p>※ 土砂災害警戒区域等は、資料編04-05-00、06-03-00、砂防課ホームページ参照、もしくは砂防課、当該振興局建設部並びに当該市町村役場にて縦覧に供する。</p> <p>(略)</p>	<p>県下には地すべり危険箇所が595箇所（農村振興局所管60箇所、林野庁所管40箇所、国土交通省所管495箇所）存在し、うち166箇所（農村水産省所管28箇所、林野庁所管19箇所、国土交通省所管119箇所）が地すべり防止区域に指定されている。</p> <p>※ 地すべり危険箇所は、資料編06-01-00、06-02-00、もしくは砂防課のホームページ参照（林野庁及び国土交通省所管分）</p> <p>(略)</p> <p>3 事業計画</p> <p>(略)</p> <p>(3) 総合的な地すべり対策</p> <p>(略)</p> <p>イ 土砂災害警戒区域等の指定・公表</p> <p>県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、調査結果を速やかに公表する。また、関係市町村長の意見を聴いて、地すべり災害の発生するおそれがある区域を土砂災害警戒区域に指定する。土砂災害警戒区域のうち、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域に指定し、特定開発行為の制限や建築物の構造規制等のソフト対策を行う。土砂災害警戒区域（地すべり）は567区域となっている。（令和3年8月末現在）</p> <p>※ 土砂災害警戒区域等は、資料編04-05-00、06-03-00、砂防課ホームページ参照、もしくは砂防課、当該振興局建設部並びに当該市町村役場にて縦覧に供する。</p> <p>(略)</p>
<p>第5章 急傾斜地崩壊防止計画（県土整備部）</p> <p>1 現況</p> <p>県下には保全対象人家戸数5戸以上等の急傾斜地崩壊危険箇所が3,144箇所（自然がけ2,988箇所、人工がけ156箇所）存在している。また、急傾斜地崩壊危険区域に指定されている箇所は1,189箇所となっている。</p> <p>※ 急傾斜地崩壊危険箇所等は、砂防課のホームページ参照</p> <p>(略)</p> <p>3 事業計画</p> <p>(略)</p> <p>(3) 総合的ながけ崩れ対策</p>	<p>第5章 急傾斜地崩壊防止計画（県土整備部）</p> <p>1 現況</p> <p>県下には保全対象人家戸数5戸以上等の急傾斜地崩壊危険箇所が3,144箇所（自然がけ2,988箇所、人工がけ156箇所）存在している。また、急傾斜地崩壊危険区域に指定されている箇所は1,160箇所となっている。</p> <p>※ 急傾斜地崩壊危険箇所等は、砂防課のホームページ参照</p> <p>(略)</p> <p>3 事業計画</p> <p>(略)</p> <p>(3) 総合的ながけ崩れ対策</p>

新	旧
<p>(略)</p> <p>イ 土砂災害警戒区域等の指定・公表</p> <p>県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、調査結果を速やかに公表する。また、関係市町村長の意見を聴いて、がけ崩れによる災害の発生するおそれがある区域を土砂災害警戒区域に指定する。土砂災害警戒区域のうち、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域に指定し、特定開発行為の制限や建築物の構造規制等のソフト対策を行う。土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）は15,807区域で、うち15,809区域が土砂災害特別区域（急傾斜地の崩壊）に指定されている。（令和5年4月1日現在）</p> <p>※ 土砂災害警戒区域等は、資料編04-05-00、06-04-00、砂防課ホームページ参照、もしくは砂防課、当該振興局建設部並びに当該市町村役場にて縦覧に供する。</p> <p>(略)</p> <p>第6章 内水排除計画（県土整備部）</p> <p>1 現 況</p> <p>県管理河川において、高潮対策及び河川の合流点の排水対策のため、次表のポンプ場及び排水機場を整備している。</p>	<p>(略)</p> <p>イ 土砂災害警戒区域等の指定・公表</p> <p>県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、調査結果を速やかに公表する。また、関係市町村長の意見を聴いて、がけ崩れによる災害の発生するおそれがある区域を土砂災害警戒区域に指定する。土砂災害警戒区域のうち、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域に指定し、特定開発行為の制限や建築物の構造規制等のソフト対策を行う。土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）は15,807区域で、うち15,543区域が土砂災害特別区域（急傾斜地の崩壊）に指定されている。（令和3年8月末現在）</p> <p>※ 土砂災害警戒区域等は、資料編04-05-00、06-04-00、砂防課ホームページ参照、もしくは砂防課、当該振興局建設部並びに当該市町村役場にて縦覧に供する。</p> <p>(略)</p> <p>第6章 内水排除計画（県土整備部）</p> <p>1 現 況</p> <p>県管理河川において、高潮対策及び河川の合流点の排水対策のため、次表のポンプ場及び排水機場を整備している。</p>

新

ポンプ場・排水機場の現況 (令和5年4月現在 県河川課)

ポンプ場名	水系名	管理者	所在地		既設配水管規模				
			市	町	ポンプ排水			計 (m3/S)	
					口径 (mm)	台	排水量 (m3/S)		
和歌川ポンプ場	紀の川	和歌山県	和歌山市	塩屋	1,500	2	5.0	2	40.0
					2,500	2	15.0	2	
紀三井寺川ポンプ場	紀の川	和歌山県	和歌山市	紀三井寺	1,500	2	5.0	2	10.0
杭ノ瀬川ポンプ場	紀の川	和歌山県	和歌山市	杭ノ瀬	1,000	1	2.0×1	1	10.0
					1,200		4.0×2		
					1,350				
浮島川排水機場	新宮川	和歌山県	新宮市	緑ヶ丘	1,500	2	5.0	2	10.0
※高山川ポンプ場	有田川	和歌山県	有田市	野	700	5	1.0	4	4.0
※お仙谷川ポンプ場	有田川	和歌山県	有田市	糸我町西	700	2	1.0	2	2.0
※東裏川ポンプ場	日高川	和歌山県	美浜町	和田	700	4	1.0	4	4.0
津屋川ポンプ場	紀の川	和歌山県	和歌山市	和歌浦中	1,000	1	2.0	1	8.5
					1,800	1	6.5	1	(15)
七箇川ポンプ場	紀の川	和歌山県	和歌山市	梶取	1,200	2	3.1	2	6.2 (35)
箕川ポンプ場	有田川	和歌山県	有田市	宮崎町	1,500	2	5.0	2	10.0
出合川ポンプ場	出合川	和歌山県	湯浅町	田	800	2	1.5	2	3.0
熊野川排水機場	熊野川	和歌山県	御坊市	塩屋町	700	2	1.0	2	2.0

※ 可搬式ポンプ

また、県内には、国際拠点港湾1、重要港湾1、地方港湾13（うち避難港2）、計15港湾がある。

このうち、市街地の浸水防止のため、高潮対策事業により排水機場を整備している港湾は次表のとおりである

ポンプ場名	港湾名	管理者	所在地		既設排水量				備考
			市	町	排水量 (m3/S)				
					口径 (mm)	台	計 (m3/S)		
黒江排水機場	和歌山下津港	和歌山県	海南市	船尾	1,350	3.80	2	10.00	委託管理 海南市
					1,000	2.40	1		
内海排水機場	和歌山下津港	和歌山県	海南市	内海	1,800	6.30	3	18.90	委託管理 海南市
方排水機場	和歌山下津港	和歌山県	海南市	下津方	1,000	2.50	2	5.00	委託管理 海南市
湯浅広港排水機場	湯浅広港	和歌山県	湯浅町	湯浅	1,350	4.10	2	8.20	委託管理 湯浅町
由良港排水機場	由良港	和歌山県	由良町	網代	900	1.50	2	3.00	委託管理 由良町
文里排水機場	文里港	和歌山県	田辺市	神子浜	2,000	1.22	2	4.88	委託管理 田辺市
					2,000	1.22	2		
跡之浦排水機場	文里港	和歌山県	田辺市	新庄	2,000	1.10	1	1.10	委託管理 田辺市

(略)

旧

ポンプ場・排水機場の現況 (令和4年4月現在 県河川課)

ポンプ場名	水系名	管理者	所在地		既設配水管規模				
			市	町	ポンプ排水			計 (m3/S)	
					口径 (mm)	台	排水量 (m3/S)		
和歌川ポンプ場	紀の川	和歌山県	和歌山市	塩屋	1,500	2	5.0	2	40.0
					2,500	2	15.0	2	
紀三井寺川ポンプ場	紀の川	和歌山県	和歌山市	紀三井寺	1,500	2	5.0	2	10.0
杭ノ瀬川ポンプ場	紀の川	和歌山県	和歌山市	杭ノ瀬	1,000	1	2.0×1	1	10.0
					1,200		4.0×2		
					1,350				
浮島川排水機場	新宮川	和歌山県	新宮市	緑ヶ丘	1,500	2	5.0	2	10.0
※高山川ポンプ場	有田川	和歌山県	有田市	野	700	5	1.0	4	4.0
※お仙谷川ポンプ場	有田川	和歌山県	有田市	糸我町西	700	2	1.0	2	2.0
※東裏川ポンプ場	日高川	和歌山県	美浜町	和田	700	4	1.0	4	4.0
津屋川ポンプ場	紀の川	和歌山県	和歌山市	和歌浦中	1,000	1	2.0	1	8.5
					1,800	1	6.5	1	(15)
七箇川ポンプ場	紀の川	和歌山県	和歌山市	梶取	1,200	2	3.1	2	6.2 (35)
箕川ポンプ場	有田川	和歌山県	有田市	宮崎町	1,500	2	5.0	2	10.0
出合川ポンプ場	出合川	和歌山県	湯浅町	田	800	2	1.5	2	3.0
熊野川排水機場	熊野川	和歌山県	御坊市	塩屋町	700	2	1.0	2	2.0

※ 可搬式ポンプ

また、県内には、国際拠点港湾1、重要港湾1、地方港湾13（うち避難港2）、計15港湾がある。

このうち、市街地の浸水防止のため、高潮対策事業により排水機場を整備している港湾は次表のとおりである

ポンプ場名	港湾名	管理者	所在地		既設排水量				備考
			市	町	排水量 (m3/S)				
					口径 (mm)	台	計 (m3/S)		
黒江排水機場	和歌山下津港	和歌山県	海南市	船尾	1,350	3.80	2	10.00	委託管理 海南市
					1,000	2.40	1		
内海排水機場	和歌山下津港	和歌山県	海南市	内海	1,800	6.30	3	18.90	委託管理 海南市
方排水機場	和歌山下津港	和歌山県	海南市	下津方	1,000	2.50	2	5.00	委託管理 海南市
湯浅広港排水機場	湯浅広港	和歌山県	湯浅町	湯浅	1,350	4.10	2	8.20	委託管理 湯浅町
由良港排水機場	由良港	和歌山県	由良町	網代	900	1.50	2	3.00	委託管理 由良町
文里排水機場	文里港	和歌山県	田辺市	神子浜	2,000	1.22	2	4.88	委託管理 田辺市
					2,000	1.22	2		
跡之浦排水機場	文里港	和歌山県	田辺市	新庄	2,000	1.10	1	1.10	委託管理 田辺市

(略)

新	旧
<p>第7章 ため池防災計画（県農林水産部）</p> <p>1 現 況</p> <p>県下には、約5,000箇所のため池があり、そのほとんどが明治以前に築造されていることから、年々堤体の浸食や漏水等の老朽化も進んでいる。</p> <p>また、受益地の減少や農家の高齢化、後継者不足等により、ため池を適切に維持・管理していくことが困難な状況となってきている。</p> <p>一方で、ため池周辺の開発により、大規模地震や台風、集中豪雨等によるため池堤体の決壊による下流への被害が心配されている。</p> <p>ため池の老朽化や下流への影響度等を考慮し、地域防災上重要なため池を計画的に改修する必要がある。</p> <p>現在、「決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池（以下「防災重点農業用ため池」という。）が1,921箇所ある。</p> <p>※ 防災重点農業用ため池（市町村別集計、市町村別内訳）は、資料編 07-01-00、07-02-00 を参照 (略)</p> <p>第8章 海岸防災計画（近畿地方整備局、県農林水産部・県土整備部）</p> <p>1 現 況</p> <p>本県の海岸は、和歌山市から串本町潮岬に至る紀州灘沿岸と、串本町潮岬から新宮市に至る熊野灘沿岸に分かれる。海岸に接する市町は和歌山市をはじめ6市12町となっており県人口の約7割を占める。</p> <p>近年は砂浜及び砂礫海岸の侵食により汀線後退が進み、以前に増して台風等の波浪や高潮が沿岸住民生活や財産の安全に脅威を与えている。</p> <p>また、地震津波対策にかかる住民意識の高揚を受け、水門樋門等の自動化・遠隔操作化等の新たな取り組みが課題となっている。</p> <p>紀州灘沿岸 海岸線延長L = 503 km</p> <p>河口からの流出土砂によって形成された平地海岸である県北部の一部を除き、多くは急峻な山地が海岸まで迫っていると、大部分の海岸線は複雑に入り組んだ形状の海岸となっている。</p> <p>海岸保全施設の主な施設構造は、第2室戸台風等の紀伊水道を北上する台風で発生する波浪を対象に設計されている。</p> <p>熊野灘沿岸 海岸線延長L = 149 km</p>	<p>第7章 ため池防災計画（県農林水産部）</p> <p>1 現 況</p> <p>県下には、約5,000箇所のため池があり、そのほとんどが明治以前に築造されていることから、年々堤体の浸食や漏水等の老朽化も進んでいる。</p> <p>また、受益地の減少や農家の高齢化、後継者不足等により、ため池を適切に維持・管理していくことが困難な状況となってきている。</p> <p>一方で、ため池周辺の開発により、大規模地震や台風、集中豪雨等によるため池堤体の決壊による下流への被害が心配されている。</p> <p>ため池の老朽化や下流への影響度等を考慮し、地域防災上重要なため池を計画的に改修する必要がある。</p> <p>現在、「決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池（以下「防災重点農業用ため池」という。）が1,933箇所ある。</p> <p>※ 防災重点農業用ため池（市町村別集計、市町村別内訳）は、資料編 07-01-00、07-02-00 を参照 (略)</p> <p>第8章 海岸防災計画（近畿地方整備局、県農林水産部・県土整備部）</p> <p>1 現 況</p> <p>本県の海岸は、和歌山市から串本町潮岬に至る紀州灘沿岸と、串本町潮岬から新宮市に至る熊野灘沿岸に分かれる。海岸に接する市町は和歌山市をはじめ6市12町となっており県人口の約7割を占める。</p> <p>近年は砂浜及び砂礫海岸の侵食により汀線後退が進み、以前に増して台風等の波浪や高潮が沿岸住民生活や財産の安全に脅威を与えている。</p> <p>また、地震津波対策にかかる住民意識の高揚を受け、水門樋門等の自動化・遠隔操作化等の新たな取り組みが課題となっている。</p> <p>紀州灘沿岸 海岸線延長L = 502 km</p> <p>河口からの流出土砂によって形成された平地海岸である県北部の一部を除き、多くは急峻な山地が海岸まで迫っていると、大部分の海岸線は複雑に入り組んだ形状の海岸となっている。</p> <p>海岸保全施設の主な施設構造は、第2室戸台風等の紀伊水道を北上する台風で発生する波浪を対象に設計されている。</p> <p>熊野灘沿岸 海岸線延長L = 149 km</p>

新

大部分の海岸線は複雑に入り組んだ形状の海岸となっている。
海岸保全施設の主な施設構造は、伊勢湾台風等の熊野灘沖合を北上する台風で発生する波浪を対象に設計されている。

(略)

3 事業計画

計画方針に基づき、令和5年度は以下の整備を実施する。

- ア 高潮浸食事業 3箇所
- イ 海岸堤防等老朽化対策緊急事業 6箇所
- 削除
- ウ 海岸耐震対策緊急事業 1箇所
- エ 海岸保全施設整備事業（直轄） 1箇所

第9章 港湾防災計画（近畿地方整備局、県県土整備部）

(略)

3 事業計画

(1) 県土整備部

計画方針に基づき、令和5年度は次の施設整備を計画している。

港名	地区名	整備内容	備考
由良港	神谷地区	防波堤（北）	

(略)

第10章 漁港・漁村防災計画（県県土整備部）

1 現況

本県の漁村の大半は、背後に山が迫る地形形状にあり、また、集落の形態は集密居の割合が高く、集落内道路の幅員も狭い。このため、台風等による高潮、波浪が発生した場合の直接の被害及び救援等の遅れによる増災も懸念されるところである。

漁港の施設についても、老朽化した施設や耐震性の劣る施設が多く、台風等による高潮、波浪によって水産関係者の財産や経済活動への影響が危惧される状態にある。

なお、本県の漁港数は94港あり、その背後に約6万人が生活する漁村が点在している。

(略)

旧

大部分の海岸線は複雑に入り組んだ形状の海岸となっている。
海岸保全施設の主な施設構造は、伊勢湾台風等の熊野灘沖合を北上する台風で発生する波浪を対象に設計されている。

(略)

3 事業計画

計画方針に基づき、令和4年度は以下の整備を実施する。

- ア 高潮対策事業 3箇所
- イ 海岸堤防等老朽化対策緊急事業 9箇所
- ウ 津波・高潮危機管理対策緊急事業 2箇所
- エ 海岸耐震対策緊急事業 1箇所
- オ 海岸保全施設整備事業（直轄） 1箇所

第9章 港湾防災計画（近畿地方整備局、県県土整備部）

(略)

3 事業計画

(1) 県土整備部

計画方針に基づき、令和4年度は次の施設整備を計画している。

港名	地区名	整備内容	備考
由良港	神谷地区	防波堤（北）	

(略)

第10章 漁港・漁村防災計画（県県土整備部）

1 現況

本県の漁村の大半は、背後に山が迫る地形形状にあり、また、集落の形態は集密居の割合が高く、集落内道路の幅員も狭い。このため、台風等による高潮、波浪が発生した場合の直接の被害及び救援等の遅れによる増災も懸念されるところである。

漁港の施設についても、老朽化した施設や耐震性の劣る施設が多く、台風等による高潮、波浪によって水産関係者の財産や経済活動への影響が危惧される状態にある。

なお、本県の漁港数は94港あり、その背後に約7万人が生活する漁村が点在している。

(略)

新

3 事業計画

計画方針に基づき、令和5年度は以下の整備を実施する。

ア 津波・高潮危機管理対策緊急事業	1箇所
イ 海岸堤防老朽化等対策事業	3箇所
ウ 水産基盤整備事業	11漁港

第11章 道路防災計画（近畿地方整備局、県県土整備部）

1 現況

県内道路（高速道路、国道、県道）の現況は次表のとおりであり、山地が県土の77%を占める地形、地勢条件から落石や地すべり等の危険が予想される箇所が数多く存在する。

種別	実延長 (km)	改良済延長 (km)	改良率 (%)	舗装済延長 (km)	舗装率 (%)
高速道路	99.0	99.0	100	99.0	100
直轄国道	347.3	347.3	100	347.3	100
補助国道	713.1	489.2	68.6	520.5	73.0
県道	1,894.9	902.0	47.6	1,164.0	61.4
合計	3,054.3	1,837.5	60.2	2,130.8	69.8

「道路統計年報2022:自転車道線（4路線）を除く」 令和3年3月31日現在

※ 道路危険予想箇所は、資料編 10-01-00、10-02-00 を参照

(略)

第15章 盛土防災計画（県農林水産部、県県土整備部）

(略)

3 事業計画

宅地造成及び特定盛土等規制法（令和5年5月施行）に基づき、盛土を適正に規制する準備を進めるとともに、既存盛土については、現行の各法令に基づき、所有者等に必要な指導等を行うものとする。

(略)

第19章 文化財災害予防計画（県教育委員会）

(略)

旧

3 事業計画

計画方針に基づき、令和4年度は以下の整備を実施する。

ア 津波・高潮危機管理対策緊急事業	1箇所
イ 海岸堤防老朽化等対策事業	3箇所
ウ 水産基盤整備事業	11漁港

第11章 道路防災計画（近畿地方整備局、県県土整備部）

1 現況

県内道路（高速道路、国道、県道）の現況は次表のとおりであり、山地が県土の77%を占める地形、地勢条件から落石や地すべり等の危険が予想される箇所が数多く存在する。

種別	実延長 (km)	改良済延長 (km)	改良率 (%)	舗装済延長 (km)	舗装率 (%)
高速道路	99.0	99.0	100	99.0	100
直轄国道	347.3	347.3	100	347.3	100
補助国道	712.7	486.1	68.2	519.5	72.9
県道	1,897.1	895.3	47.2	1,160.1	61.2
合計	3,056.1	1,827.7	59.8	2,125.9	69.6

「道路統計年報2021:自転車道線（4路線）を除く」 令和2年3月31日現在

※ 道路危険予想箇所は、資料編 10-01-00、10-02-00 を参照

(略)

第15章 盛土防災計画（県農林水産部、県県土整備部）

(略)

3 事業計画

宅地造成及び特定盛土等規制法（令和4年5月公布）の施行に向け、盛土を適正に規制する準備を進めるとともに、既存盛土については、現行の各法令に基づき、所有者等に必要な指導等を行うものとする。

(略)

第19章 文化財災害予防計画（県教育委員会）

(略)

新

3 事業計画

(略)

(6) 防災設備の維持管理

指定文化財（建造物）の防災施設設置状況は次表のとおりであるが、老朽化した設備については、計画的に改修を行う。

指定文化財（建造物）の防災施設設置状況（令和5.4.1現在）

防災施設名	指定別	指定件数	防災施設 設置済件数	設置率
警報設備	国	82	80	98%
	県	45	32	71%
消火設備	国	82	71	86%
	県	45	18	40%
避雷設備	国	82	60	73%
	県	45	11	24%

(注) 1 国指定建造物85件のうち、石造物2件、収蔵庫へ収蔵中の1件を除く。

2 県指定建造物59件のうち、石造物13件、収蔵庫へ収蔵中の1件を除く。

(略)

第20章 危険物等災害予防計画

(略)

第5節 放射性物質事故災害予防計画（県総務部危機管理局）

1 現況

放射性同位元素等の規制に関する法律に基づき、放射性同位元素等の使用の許可を受け、又は使用の届出をしている事業所は、令和5年3月31日現在県内に63事業所ある。

※ 放射性同位元素等規制法の対象事業所一覧は、資料編 22-01-00 を参照

(略)

第21章 公共的施設災害予防計画

(略)

旧

3 事業計画

(略)

(6) 防災設備の維持管理

指定文化財（建造物）の防災施設設置状況は次表のとおりであるが、老朽化した設備については、計画的に改修を行う。

指定文化財（建造物）の防災施設設置状況（令和4.4.1現在）

防災施設名	指定別	指定件数	防災施設 設置済件数	設置率
警報設備	国	81	80	99%
	県	44	30	68%
消火設備	国	81	71	88%
	県	44	18	41%
避雷設備	国	81	60	74%
	県	44	11	25%

(注) 1 国指定建造物84件のうち、石造物2件、収蔵庫へ収蔵中の1件を除く。

2 県指定建造物56件のうち、石造物13件、収蔵庫へ収蔵中の1件を除く。

(略)

第20章 危険物等災害予防計画

(略)

第5節 放射性物質事故災害予防計画（県総務部危機管理局）

1 現況

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づき、放射性同位元素等の使用の許可を受け、又は使用の届出をしている事業所は、平成31年3月31日現在県内に67事業所あり、その内訳は、医療機関12、教育機関3、研究機関3、民間機関44、その他5事業所である。

※ 放射性同位元素等使用事業所一覧は、資料編 22-01-00 を参照

(略)

第21章 公共的施設災害予防計画

(略)

新

第2節 電力施設災害予防計画（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）
（略）

5 防災業務施設及び設備等の整備

（略）

(5) コンピュータシステム

コンピュータシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。

特に、電力の安定供給に資するためのコンピュータシステム及びその運用に最低限必要なネットワーク機器は、建築基準法等に基づく地震対策、火災対策及び浸水対策を施した建物に収容するとともに、それらに付帯する電源設備についても耐震性の確保を図る。

（略）

第5節 鉄道施設災害予防計画

〔西日本旅客鉄道(株) 近畿統括本部和歌山支社、南海電気鉄道(株)、紀州鉄道(株)〕

<西日本旅客鉄道(株) 近畿統括本部和歌山支社>

1 現 況

種 類	紀勢本線	和歌山線	阪和線	計
営業キロ (km)	204.0	52.1	26.4	282.5
橋りょう (箇所)	702	99	76	877
トンネル (箇所)	129	0	6	135
踏 切 (箇所)	214	<u>131</u>	45	<u>390</u>

2 計画方針

鉄道施設における災害を防止するため、線路設備の実態を把握し、併せて周囲の諸条件を調査して災害時において常に健全な状態を保持できるよう災害予防計画を定めるものとする。

※ 西日本旅客鉄道(株) 近畿統括本部和歌山支社管内略図は、資料編 26-00-00 を参照

（略）

第25章 防災救助施設等整備計画

（略）

旧

第2節 電力施設災害予防計画（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）
（略）

5 防災業務施設及び設備等の整備

（略）

(5) コンピューターシステム

コンピューターシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。

特に、電力の安定供給に資するためのコンピューターシステム及びその運用に最低限必要なネットワーク機器は、建築基準法等に基づく地震対策、火災対策及び浸水対策を施した建物に収容するとともに、それらに付帯する電源設備についても耐震性の確保を図る。

（略）

第5節 鉄道施設災害予防計画

〔西日本旅客鉄道(株)和歌山支社、南海電気鉄道(株)、紀州鉄道(株)〕

<西日本旅客鉄道(株)和歌山支社>

1 現 況

種 類	紀勢本線	和歌山線	阪和線	計
営業キロ (km)	204.0	52.1	26.4	282.5
橋りょう (箇所)	702	99	76	877
トンネル (箇所)	129	0	6	135
踏 切 (箇所)	214	<u>132</u>	45	<u>391</u>

2 計画方針

鉄道施設における災害を防止するため、線路設備の実態を把握し、併せて周囲の諸条件を調査して災害時において常に健全な状態を保持できるよう災害予防計画を定めるものとする。

※ 西日本旅客鉄道(株)和歌山支社管内略図は、資料編 26-00-00 を参照

（略）

第25章 防災救助施設等整備計画

（略）

新

第3節 救助物資等備蓄計画（県福祉保健部）

（略）

3 事業計画

(2) 医薬品等

主に震災発生初動期3日間の救護医療に必要な医薬品等を確保するため、県医薬品卸組合との間で流通備蓄に関する協定を締結している。また、発生後中～長期に需要が見込まれる医薬品については、県内の災害拠点・支援病院との間で協定を締結し、備蓄している。

このほか、関係団体と協定を締結し、災害時に必要な医療資材等について、優先的に供給できる体制としているほか、調達した医薬品等の保管や配送に関する協定も県医薬品卸組合との間で締結している。

なお、輸血用血液製剤については、和歌山県赤十字血液センターが中心となり、確保・供給する。

- ※ 医薬品・血液調達先一覧 資料編 46-06-01
- ※ 大規模災害時に対応する医薬品の流通備蓄に関する協定書 資料編 46-06-02
- ※ 災害対策用医薬品・衛生材料備蓄品目 資料編 46-06-03
- ※ 災害時における医療救護活動等に関する協定書 資料編 46-06-04
- ※ 大規模災害時における医薬品等の供給に関する協定書 資料編 46-06-05
- ※ 大規模災害時における医療機器等の供給に関する協定書 資料編 46-06-06
- ※ 大規模災害時における医薬品等の供給に関する協定書 資料編 46-06-07
- ※ 災害救助物資の調達に関する協定書 資料編 46-06-08
- ※ 大規模災害時に対応する医薬品の備蓄に関する協定書 資料編 46-06-09
- ※ 災害対策用備蓄医薬品 資料編 46-06-10
- ※ 大規模災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定書 資料編 46-06-11
- ※ 災害救助物資の調達に関する協定書 資料編 46-06-12
- ※ 大規模災害時における医薬品等の保管等に関する協定書 資料編 46-06-13
- ※ 大規模災害時における歯科に係る医薬品等の供給に関する協定書 資料編 46-06-14
- ※ 災害救助物資の調達に関する協定書 資料編 46-06-15

（略）

第5節 紀の川緊急用河川敷道路・防災拠点整備計画（近畿地方整備局、県県土整備部）

（略）

3 事業計画

旧

第3節 救助物資等備蓄計画（県福祉保健部）

（略）

3 事業計画

(2) 医薬品等

主に震災発生初動期3日間の救護医療に必要な医薬品等を確保するため、県医薬品卸組合との間で流通備蓄に関する協定を締結している。また、発生後中～長期に需要が見込まれる医薬品については、県内の災害拠点・支援病院との間で協定を締結し、備蓄している。

このほか、関係団体と協定を締結し、災害時に必要な医療資材等について、優先的に供給できる体制としているほか、調達した医薬品等の保管や配送に関する協定も県医薬品卸組合との間で締結している。

なお、輸血用血液製剤については、和歌山県赤十字血液センターが中心となり、確保・供給する。

- ※ 医薬品・血液調達先一覧 資料編 46-06-01
- ※ 大規模災害時に対応する医薬品の流通備蓄に関する協定書 資料編 46-06-02
- ※ 災害対策用医薬品・衛生材料備蓄品目 資料編 46-06-03
- ※ 災害時における医療救護活動等に関する協定書 資料編 46-06-04
- ※ 大規模災害時における医薬品等の供給に関する協定書 資料編 46-06-05
- ※ 大規模災害時における医療機器等の供給に関する協定書 資料編 46-06-06
- ※ 大規模災害時における医薬品等の供給に関する協定書 資料編 46-06-07
- ※ 災害救助物資の調達に関する協定書 資料編 46-06-08
- ※ 大規模災害時に対応する医薬品の備蓄に関する協定書 資料編 46-06-09
- ※ 災害対策用備蓄医薬品 資料編 46-06-10
- ※ 大規模災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定書 資料編 46-06-11
- ※ 災害救助物資の調達に関する協定書 資料編 46-06-12
- ※ 大規模災害時における医薬品等の保管等に関する協定書 資料編 46-06-13
- ※ 大規模災害時における歯科に係る医薬品等の供給に関する協定書 資料編 46-06-14

（略）

第5節 紀の川緊急用河川敷道路・防災拠点整備計画（近畿地方整備局、県県土整備部）

（略）

3 事業計画

新	旧
<p>災害発生時において、河川施設の復旧工事のほか、被災者の避難、救援活動、被災地の復旧活動及び緊急物資の輸送などのためのルートの多重性及び代替性を確保するため紀の川本川下流部に緊急用河川敷道路を整備する。</p> <p>整備済み延長は、右岸：8.6km/8.6km（2.0k～9.6k） 左岸：<u>7.7</u> km/8.8km（0.2k～8.9k）</p> <p>また、津波の影響がない紀の川大堰直上流における防災拠点及び緊急用河川道路を整備する。</p> <p>（参考：防災拠点に隣接する紀の川大堰管理所の防災機能 資料編：31-01-00）</p>	<p>災害発生時において、河川施設の復旧工事のほか、被災者の避難、救援活動、被災地の復旧活動及び緊急物資の輸送などのためのルートの多重性及び代替性を確保するため紀の川本川下流部に緊急用河川敷道路を整備する。</p> <p>整備済み延長は、右岸：8.6km/8.6km（2.0k～9.6k） 左岸：<u>7.8</u>km/8.8km（0.2k～8.9k）</p> <p>また、津波の影響がない紀の川大堰直上流における防災拠点及び緊急用河川道路を整備する。</p> <p>（参考：防災拠点に隣接する紀の川大堰管理所の防災機能 資料編：31-01-00）</p>
<p>第26章 防災行政無線整備計画（県総務部危機管理局）</p> <p>1 防災行政無線の整備 （略）</p> <p>(1) 和歌山県総合防災情報システム（県防災行政無線を含む）の整備</p> <p>県民の生命、財産を災害から守るためには、災害対策基本法、災害救助法、気象業務法、水防法、消防組織法等の諸法令に基づいて県が行う予防、応急活動及び復旧・復興活動を有効に遂行できるような情報連絡体制を整備することが重要である。</p> <p>特に県と市町村や防災関係機関との通信経路の確保は、気象情報の迅速な伝達、災害情報の的確な把握、状況に即応した応急救助の指示・要請等といった災害対策のあらゆる面において必要不可欠な要件であるが、災害時の一般公衆回線は寸断や輻輳等が発生するため、これに頼らない県独自の通信経路を整備する必要がある。</p> <p>県では、<u>このための通信システムとして和歌山県総合防災情報システムを整備し運用している。令和4年度からは一般財団法人自治体衛星通信機構が運営する第3世代地域衛星通信ネットワークによる衛星通信回線を導入し、県の情報通信基盤である「きのくにeねっと」による有線回線との2つの通信経路で、県庁と振興局等の出先機関、30市町村、17消防本部及び陸上自衛隊信太山駐屯地とを接続し、被害情報、支援情報及び映像情報等の各種防災情報を県内で一元化・共有化できる通信システムを構築するとともに、専用のファクシミリ及び電話で通信を確保している。</u></p> <p>この他に、<u>県では</u>全県移動系防災行政無線を整備しており、公用車、漁業取締船及び防災ヘリに無線機を搭載するとともに、携帯型や可搬型の無線機を整備することにより、機動性と耐災害性を重視した通信手段を確保している。</p> <p><u>(2) 県から県民への情報伝達手段</u></p>	<p>第26章 防災行政無線整備計画（県総務部危機管理局）</p> <p>1 防災行政無線の整備 （略）</p> <p>(1) 和歌山県総合防災情報システム（県防災行政無線を含む）の整備</p> <p>県民の生命、財産を災害から守るためには、災害対策基本法、災害救助法、気象業務法、水防法、消防組織法等の諸法令に基づいて県が行う予防、応急活動及び復旧・復興活動を有効に遂行できるような情報連絡体制を整備することが重要である。</p> <p>特に県と市町村や消防本部との通信経路の確保は、気象情報の迅速な伝達、災害情報の的確な把握、状況に即応した応急救助の指示・要請等といった災害対策のあらゆる面において必要不可欠な要件であるが、災害時の一般公衆回線は寸断や輻輳等が発生するため、これに頼らない県独自の通信経路を整備する必要がある。</p> <p>県では、和歌山県総合防災情報システムを<u>平成16年度から4箇年計画で整備し、平成19年9月より運用を開始した。西日本電信電話株式会社の大容量デジタル専用回線による有線回線と、一般財団法人自治体衛星通信機構が運営する第2世代地域衛星通信ネットワークによる衛星系回線の2ルートにより、県庁と振興局等の出先機関、30市町村、17消防本部等を有機的に結合し、各種防災情報を電子情報化して県内で一元化・共有化できる通信システムを構築するとともに、ファクシミリ、電話及びテレメータ情報を伝送している。</u></p> <p>この他に、<u>県職員の移動通信手段として</u>全県移動系防災行政無線を整備しており、公用車、漁業取締船及び防災ヘリに無線機を搭載するとともに、携帯型や可搬型の無線機を整備することにより、機動性と耐災害性に優れた通信手段を確保している。</p>

新

県では、県民に直接災害情報を伝達する手段として、ポータルサイト「防災わかやま」、登録制メール「防災わかやまメール配信サービス」、X(Twitter)「防災わかやま X」、スマートフォンアプリ「和歌山県防災ナビ」及び携帯電話各社の「緊急速報メール」を運用しており、一人でも多く災害情報が行き渡るように努めている。

(3) 市町村防災行政無線の整備による通信確保と地域住民への災害情報の伝達

市町村防災行政無線は、地域住民に迅速かつ的確に防災気象情報や緊急地震速報等の防災情報を提供して住民の生命・財産の安全を守るために有効な情報伝達手段である。

市町村防災行政無線（同報系）は県内 30 市町村すべてで整備が行われているが、屋外拡声スピーカーの音声が暴風や豪雨時に著しく聞こえにくくなるため、地域住民が災害情報を受け取る機会を損なわないよう、戸別受信機の整備や災害情報伝達手段の多様化・複数化の推進について助言していくこととする。

移動系の防災行政無線は、26 市町村で整備している。過去の災害では、一般の電話回線や携帯電話回線が被災したり停電等で使用できなくなって通信の確保に困難を極めており、機動性が高く耐災害性に優れた移動系防災行政無線の整備を助言していく。

また、災害時に孤立する可能性のある地域は、安否確認や被害情報の収集等が特に遅れがちとなるため、移動系防災行政無線機や衛星携帯電話の設置など、あらゆる手段を検討して地域特性に応じた方法によって通信を確保するよう助言していく。

(略)

第 28 章 防災訓練計画（県総務部危機管理局）

(略)

2 事業計画

(略)

(1) 総合防災訓練

県、市町村及び防災関係機関は、大規模な災害を想定して、相互に連携した訓練を一体的に実施するものとする。訓練を行うに当たっては、上記事項を踏まえ、より実践的なものになるように工夫し、訓練結果を検証することで、年々、訓練内容が充実したものになるように努めるものとする。

旧

しかし、平成 23 年台風第 12 号がもたらした紀伊半島大水害では、豪雨によって衛星通信回線が長時間不通となり、その後の土砂災害と水害によって光ファイバーが断線して有線回線が長期間不通となった。2 ルートが同時に不通となる最悪の事態はかろうじて避けられたが、この反省を踏まえて、無線回線、有線回線及び衛星通信回線のそれぞれの役割を再検討し、より災害に強い防災通信ネットワークを構築していく。

また、一般の通信回線や県総合防災情報システムが全く使用できなくなる壊滅的な状況においても最低限の音声通信を確保するため、防災相互通信用無線を活用して市町村、消防本部その他防災関係機関との通信訓練を行っていくこととする。

(2) 市町村防災行政無線の整備

市町村防災行政無線は、地域住民に迅速かつ的確に災害情報や緊急地震速報等の気象情報を提供して住民の生命・財産の安全を守るために有効な情報伝達手段である。

県内の市町村防災行政無線の整備状況は、同報系については 30 市町村すべてで整備が行われ、うち移動系との併設が 26 市町村となっている。

しかし、一部に機動性が高く耐災害性に優れた移動系無線を整備していないところがあるため、県はこれらの整備について働きかけていくとともに、災害時に孤立する可能性のある地域との通信の確保について、移動系無線、衛星携帯電話、デジタル同報系無線等のあらゆる通信手段を検討し、地域の特性に合った通信手段の整備を進めていくよう助言していく。

(略)

第 28 章 防災訓練計画（県総務部危機管理局）

(略)

2 事業計画

(略)

(1) 防災訓練

県、市町村及び防災関係機関は、大規模な災害を想定して、毎年 1 回以上実施するものとする。防災訓練を行うに当たっては、上記事項を踏まえ、より実践的なものになるように工夫し、訓練結果を検証することで、年々、訓練内容が充実したものになるように努めるものとする。

新	旧
<p>(2) 災害対策本部運営<u>図上</u>訓練 震災時において迅速・的確に災害対策本部の運営を行うため、災害対策本部の設置、被害情報の収集、整理、伝達等の訓練を行い、訓練結果を検証し、必要に応じ体制等の見直しを行う。</p> <p>(3) 防災要員<u>訓練</u> 緊急防災要員、<u>災害時緊急支援要員、広域防災拠点要員等</u>の職務の習熟を図ることを目的とし<u>た研修・</u>訓練を定期的実施する。</p> <p>(略)</p>	<p>(2) 災害対策本部運営訓練 震災時において迅速・的確に災害対策本部の運営を行うため、災害対策本部の設置、被害情報の収集、整理、伝達等の訓練を行い、訓練結果を検証し、必要に応じ体制等の見直しを行う。</p> <p>(3) 防災要員<u>参集訓練等</u> 緊急防災要員の職務の習熟を図ることを目的とし<u>て、緊急防災要員参集訓練等</u>を定期的実施する。</p> <p>(略)</p>
<p>第 29 章 防災知識普及計画（近畿総合通信局、県総務部危機管理局・県環境生活部・ 県教育委員会）</p> <p>(略)</p> <p>2 事業計画</p> <p>(略)</p> <p>(3) 普及の内容</p> <p>(略)</p>	<p>第 29 章 防災知識普及計画（近畿総合通信局、県総務部危機管理局・県環境生活部・ 県教育委員会）</p> <p>(略)</p> <p>2 事業計画</p> <p>(略)</p> <p>(3) 普及の内容</p> <p>(略)</p>
<p>キ 通信確保に関する事項 通信の仕組みや代替通信手段の提供等について<u>定期的な訓練も考慮し</u>利用者への周知に努める。災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>キ 通信確保に関する事項 通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努める。災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。</p> <p>(略)</p>
<p>第 32 章 避難行動要支援者対策計画（県総務部危機管理局、県企画部、県福祉保健部）</p> <p>(略)</p> <p>2 計画内容</p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難行動要支援者の把握・情報伝達体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>ウ 市町村は、避難支援に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、<u>個別避難計画の実行性を確保する観</u></p>	<p>第 32 章 避難行動要支援者対策計画（県総務部危機管理局、県企画部、<u>県福祉保健部</u>）</p> <p>(略)</p> <p>2 計画内容</p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難行動要支援者の把握・情報伝達体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>ウ 市町村は、避難支援に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難</p>

新	旧
<p><u>点から</u>多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>エ 市町村は、自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織・<u>NPO等</u>と協力し、個別避難計画の策定に努めるものとする。<u>この場合、地域特有の課題に留意するものとする。</u></p> <p><u>オ 市町村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p> <p><u>カ 県及び市町村は、障害者に対し適切な情報を提供するために専門的技術を有する手話通訳者及び手話ボランティア等の把握に努め、派遣・協力システムを整備することとする。</u></p> <p><u>キ 県及び市町村は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災に関する情報等を迅速かつ確実に取得し、また緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるよう、体制や仕組みの整備、設備等の設置の推進等に努めるものとする。</u></p> <p><u>ク 市町村は、避難行動要支援者と消防機関の間に災害時要援護者緊急システム等を整備し、その周知に努めるものとする。</u></p> <p><u>ケ 市町村は、災害時において保育を必要とする児童があるとき又は保護者を死亡等により失った児童があるときは、速やかに次により保護するものとする。</u></p> <p>① 保育を必要とする児童があるときは、保育所に入所させ保育するものとする。ただし、保育所を設置しない地域にあつては、臨時保育所を開設できるものとする。</p> <p>② 保護者を失った児童があるときは、当該地域を所管する振興局健康福祉部又は児童相談所に連絡して保護するものとする。</p> <p>コ 市町村は、市町村地域防災計画において、水防法に基づく浸水想定区域内に地下街等及び主として要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の名称及び所在地を明記し、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めることとする。</p> <p><u>サ 県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。</u></p> <p><u>(3) 災害時の福祉支援体制の整備</u></p> <p><u>県は、災害時の避難所等における要配慮者への福祉的支援を行うため、福祉専門職等で編成される災害派遣福祉チーム（DWA T）の体制整備を図る。</u></p> <p><u>※ 和歌山県災害福祉支援ネットワーク設置要綱は、資料編 32-03-01 を参照</u></p>	<p>行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>エ 市町村は、自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織と協力し、個別避難計画の策定に努めるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>オ 県及び市町村は、障害者に対し適切な情報を提供するために専門的技術を有する手話通訳者及び手話ボランティア等の把握に努め、派遣・協力システムを整備することとする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>カ 市町村は、避難行動要支援者と消防機関の間に災害時要援護者緊急システム等を整備し、その周知に努めるものとする。</u></p> <p><u>キ 市町村は、災害時において保育を必要とする児童があるとき又は保護者を死亡等により失った児童があるときは、速やかに次により保護するものとする。</u></p> <p>① 保育を必要とする児童があるときは、保育所に入所させ保育するものとする。ただし、保育所を設置しない地域にあつては、臨時保育所を開設できるものとする。</p> <p>② 保護者を失った児童があるときは、当該地域を所管する振興局健康福祉部又は児童相談所に連絡して保護するものとする。</p> <p><u>ク 市町村は、市町村地域防災計画において、水防法に基づく浸水想定区域内に地下街等及び主として要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の名称及び所在地を明記し、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めることとする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>※ 和歌山県災害派遣福祉チーム設置運営要綱は、資料編 32-03-02 を参照</u></p> <p><u>(4)</u> 社会福祉施設等の整備 (略)</p> <p><u>(5)</u> 災害時に特に配慮すべき事項 (略)</p> <p><u>(6)</u> 外国人対策 (略)</p> <p><u>(7)</u> その他</p>	<p><u>(3)</u> 社会福祉施設等の整備 (略)</p> <p><u>(4)</u> 災害時に特に配慮すべき事項 (略)</p> <p><u>(5)</u> 外国人対策 (略)</p> <p><u>(6)</u> その他</p>

新

第3編 災害応急対策計画

第1章 防災組織計画

第1節 組織計画

(略)

2 和歌山県の組織

(1) 職員の警戒体制及び配備体制等

危機管理監は、気象状況等に留意し、災害の発生が予想される場合、「職員の防災体制等措置要領」に基づき、県災害対策本部設置以前の体制として、次の基準による警戒体制及び配備体制を発令し、気象や水防等の情報収集及びその通報並びに被害状況等のとりまとめ、その他災害対策に関する連絡調整の万全を期するものとする。

配備体制が発令された場合においては、必要に応じ危機管理局、本庁関係課、各振興局とのWEB会議により、被害状況等の迅速な情報収集を実施するものとする。

なお、各振興局長は、警戒体制及び配備体制の発令の通報を受けたときは、直ちに管内各地方機関に連絡するとともに、当該体制に対応する警戒、配備その他必要な態勢をとり、災害対策の万全を期するものとする。

ア 発令の基準（地震・津波に対する基準は、地震・津波災害対策編に記載）

区 分	基 準	動員配備人員
危機管理局による情報収集体制	① 暴風、波浪、暴風雪又は大雪のいずれかの警報が発表されたとき。 ② <u>「線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけ」が県内に発表されたとき。</u>	危機管理局の必要人員
<u>警戒体制</u>	① 大雨、洪水又は高潮のいずれかの警報が発表されたとき。 ② 水防配備態勢1号が発令されたとき。 ③ 危機管理監が必要と認めたとき。（台風接近のため 厳 重な警戒が必要なとき。）	関係各課室の必要人員

旧

第3編 災害応急対策計画

第1章 防災組織計画

第1節 組織計画

(略)

2 和歌山県の組織

(1) 職員の警戒体制及び配備体制等

危機管理監は、気象状況等に留意し、災害の発生が予想される場合、「職員の防災体制等措置要領」に基づき、県災害対策本部設置以前の体制として、次の基準による警戒体制及び配備体制を発令し、気象や水防等の情報収集及びその通報並びに被害状況等のとりまとめ、その他災害対策に関する連絡調整の万全を期するものとする。

配備体制2号が発令された場合においては、本庁の各部室から連絡員として職員を危機管理局に配置し、連携の強化を図る。また、配備体制2号が発令されている場合において、危機管理監が必要と認めたときは災害対策連絡室を設置し、体制の強化を図る。

なお、各振興局長は、警戒体制及び配備体制の発令の通報を受けたときは、直ちに管内各地方機関に連絡するとともに、当該体制に対応する警戒、配備その他必要な態勢をとり、災害対策の万全を期するものとする。

ア 発令の基準（地震・津波に対する基準は、地震・津波災害対策編に記載）

区 分	基 準	動員配備人員
危機管理局による情報収集体制	① 暴風、波浪、暴風雪又は大雪のいずれかの警報が発表されたとき。 ② <u>水防配備態勢1号が発令されたとき。</u>	危機管理局の必要人員
<u>警戒体制1号</u>	① <u>危機管理監が必要と認めたとき。</u>	関係各課室の必要人員
<u>警戒体制2号</u>	① 大雨、洪水又は高潮のいずれかの警報が発表されたとき。 ② 水防配備態勢2号が発令されたとき。 ③ 危機管理監が必要と認めたとき。（台風接近のため 厳 重な警戒が必要なとき。）	

新		旧	
<p>配備体制</p>	<p>① 暴風かつ大雨警報が発表されたとき。</p> <p>② <u>高潮特別警報が発表されたとき。</u></p> <p>③ <u>水防配備態勢2号が発令されたとき。</u></p> <p>④ <u>「顕著な大雨に関する気象情報」が県内に発表されたとき。</u></p> <p>⑤ 危機管理監が必要と認めたとき。(台風又は線状降水帯等により重大な災害が発生する恐れがあると認められるとき。)</p>	<p><u>配備体制1号</u></p> <p>① 暴風かつ大雨警報が発表されたとき。</p> <p>② 紀の川、熊野川、有田川、日高川又は古座川のいずれかに洪水警報が発表されたとき。</p> <p>③ 危機管理監が必要と認めたとき。(台風により重大な災害が発生する恐れがあると認められるとき。)</p>	
		<p><u>配備体制2号</u></p> <p>① <u>大雨、暴風、波浪、高潮、暴風雪又は大雪のいずれかの特別警報が発表されたとき。</u></p> <p>② <u>水防配備態勢3号が発表されたとき。</u></p> <p>③ <u>「顕著な大雨に関する気象情報」が県内に発表されたとき。</u></p> <p>④ <u>危機管理監が必要と認めたとき。(災害救助法の適用をしなければならないような災害が予想されるとき。)</u></p>	
		<p><u>災害対策連絡室</u></p> <p>① <u>危機管理監が必要と認めたとき</u></p>	
<p>(略)</p> <p>イ 指令系統</p> <p>(略)</p> <p>い 警戒体制及び配備体制以前の体制として、下記の場合は、危機管理局において対応し、被害情報等の収集に当たるものとする。</p> <p>(ア) 暴風、波浪、暴風雪又は大雪の<u>いずれかの</u>警報が発表されたとき。</p> <p>(イ) <u>「線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけ」が県内に発表されたとき。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>(略)</p> <p>イ 指令系統</p> <p>(略)</p> <p>い 警戒体制及び配備体制以前の体制として、下記の場合は、危機管理局において対応し、被害情報等の収集に当たるものとする。</p> <p>(ア) 暴風、波浪、暴風雪又は大雪の警報が発表されたとき。</p> <p>(イ) <u>水防配備態勢1号が発令されたとき。</u></p> <p><u>(2) 災害対策連絡室</u></p> <p><u>ア 配備体制2号が発令されている場合において、危機管理監が認めたときは災害対策連絡室(以下「連絡室」という。)を設置する。</u></p> <p><u>イ 連絡室の長は危機管理監とし、危機管理局長を副室長とする。</u></p> <p><u>ウ 連絡室は情報の収集、被害状況の取りまとめ及び発表、報告その他所要の連絡調整に当たるものとする。</u></p> <p><u>エ 連絡室には秘書課、広報課、総務課、人事課、財政課、管財課、危機管理・消防課、防災企画課、災害対策課、企画総務課、環境生活総務課、福祉保健総務課、商工観光労働総務課、農林水産総務課、農業農村整備課、県土整備総務課、河川課、砂防</u></p>		

新

旧

課、港湾漁港整備課及び総務事務集中課から連絡室の長が必要と認める人員を常駐させるものとする。

オ 連絡室の事務担当は、次のとおりとする。

<u>災 害 対 策 連 絡 室</u> <u>(室長：危機管理監 副室長：危機管理局長)</u>	
<u>課(室)名</u>	<u>事 務 分 掌</u>
<u>秘書課</u>	<u>知事への報告、連絡に関すること。</u>
<u>広報課</u>	<u>広報に関すること。</u>
<u>人事課</u>	<u>動員に関すること。</u>
<u>財政課</u>	<u>財務に関すること。</u>
<u>管財課</u>	<u>電話に関すること。</u>
<u>危機管理・消防課</u> <u>防災企画課</u> <u>災害対策課</u>	<u>連絡調整、被害状況の取りまとめ、 消防及び気象情報に関すること。</u>
<u>福祉保健総務課</u>	<u>救助に関すること。</u>
<u>河川課</u>	<u>水防情報に関すること。</u>
<u>河川課</u>	<u>ダム放水情報に関すること。</u>
<u>農業農村整備課</u>	
<u>港湾漁港整備課</u>	<u>波高及び潮位に関すること。</u>
<u>砂防課</u>	<u>土砂災害情報に関すること。</u>
<u>総務事務集中課</u>	<u>物品調達に関すること。</u>
<u>上記各課</u> <u>各部主管課</u>	<u>情報及び被害状況の収集に関すること。</u>

新

(2) 和歌山県災害対策本部

(略)

ア 県災害対策本部の設置及び廃止基準

① 設置基準（地震・津波に対する基準は、地震・津波災害対策計画編に記入）

区 分	基 準	動員配備人員
災害対策本部 非常体制1号	① <u>大雨、暴風、波浪、暴風雪又は大雪のいずれかの特別警報が発表されたとき。</u> ② <u>水防配備態勢3号が発令されたとき。</u> ③ <u>知事が必要と認めたとき。（災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用をしなければならないような災害が予想されるとき。）</u>	職員の防災体制等措置要領に定める関係班・必要人員
災害対策本部 非常体制2号	① 知事が必要と認めたとき。 例 ・災害救助法の適用を必要とする災害が発生したとき。 ・大規模事故等が発生したとき。 ・その他の災害が発生したとき。	全 班 全 職 員

(略)

イ 組織編成

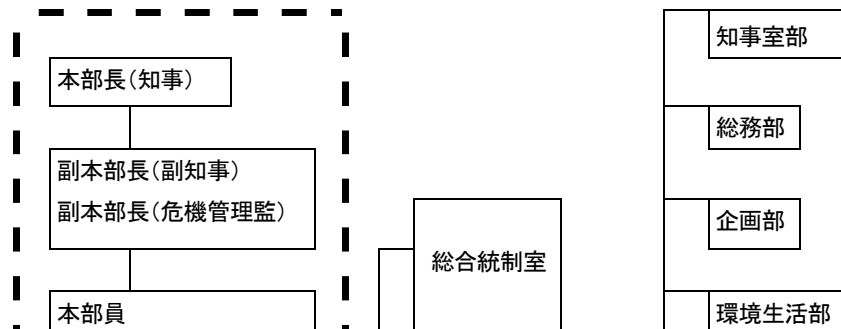
県災害対策本部の組織編成は、「和歌山県災害対策本部条例」及び「和歌山県災害対策本部規則」並びに本計画の定めるところによるものとする。

(略)

② 組 織

a 本部組織

本 部 会 議



旧

(3) 和歌山県災害対策本部

(略)

ア 県災害対策本部の設置及び廃止基準

① 設置基準（地震・津波に対する基準は、地震・津波災害対策計画編に記入）

	基 準	動員配備人員
災害対策本部	① 知事が必要と認めたとき。 例 ・災害救助法の適用を必要とする災害が発生したとき。 ・大規模事故等が発生したとき。 ・その他の災害が発生したとき。	全 職 員

(略)

イ 組織編成

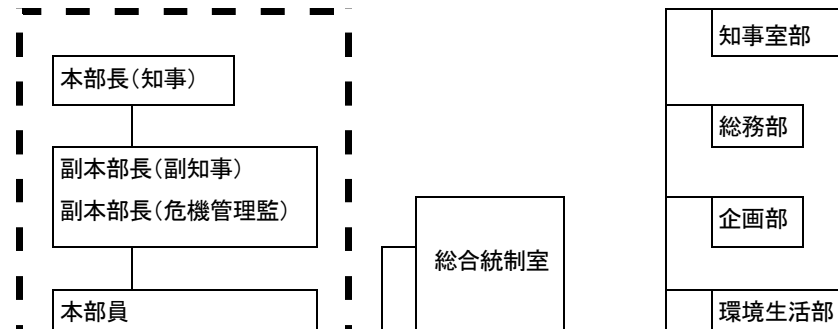
県災害対策本部の組織編成は、「和歌山県災害対策本部条例」及び「和歌山県災害対策本部規則」並びに本計画の定めるところによるものとする。

(略)

② 組 織

a 本部組織

本 部 会 議



新

知事室長
 総務部長
地域振興監
 企画部長
 環境生活部長
 福祉保健部長
 商工観光労働部長
 農林水産部長
 県土整備部長
 会計管理者
 危機管理局長
 教育長
 県警本部長
 その他本部長が
 必要と認める者

福祉保健部

商工観光労働部

農林水産部

県土整備部

会計部

議会部

教育部

警察部

監査委員部

人事委員会部

労働委員会部

(略)

旧

知事室長
 総務部長

 企画部長
 環境生活部長
 福祉保健部長
 商工観光労働部長
 農林水産部長
 県土整備部長
 会計管理者
 危機管理局長
 教育長
 県警本部長
 その他本部長が
 必要と認める者

福祉保健部

商工観光労働部

農林水産部

県土整備部

会計部

議会部

教育部

警察部

監査委員部

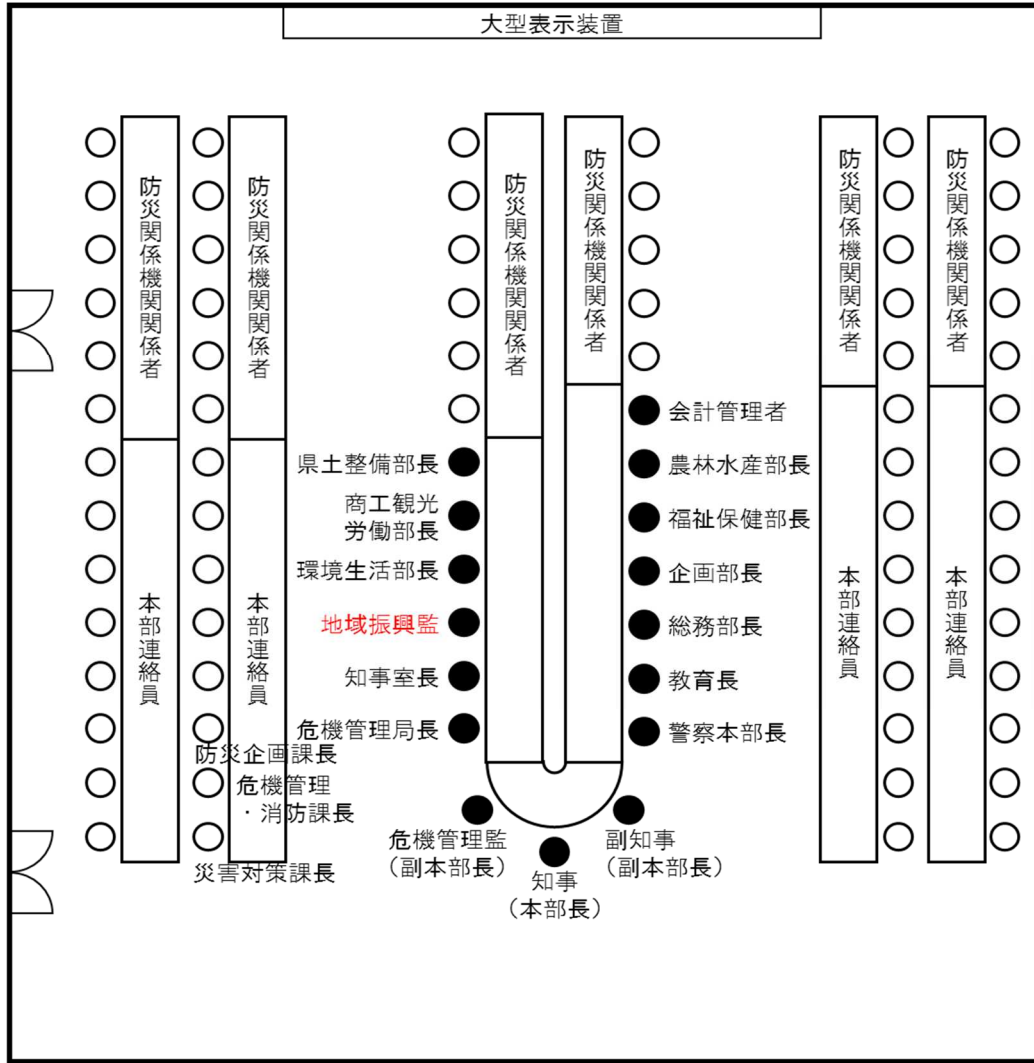
人事委員会部

労働委員会部

(略)

新

f 災害対策本部会議配席計画表



(略)

③ 編成及び事務分掌

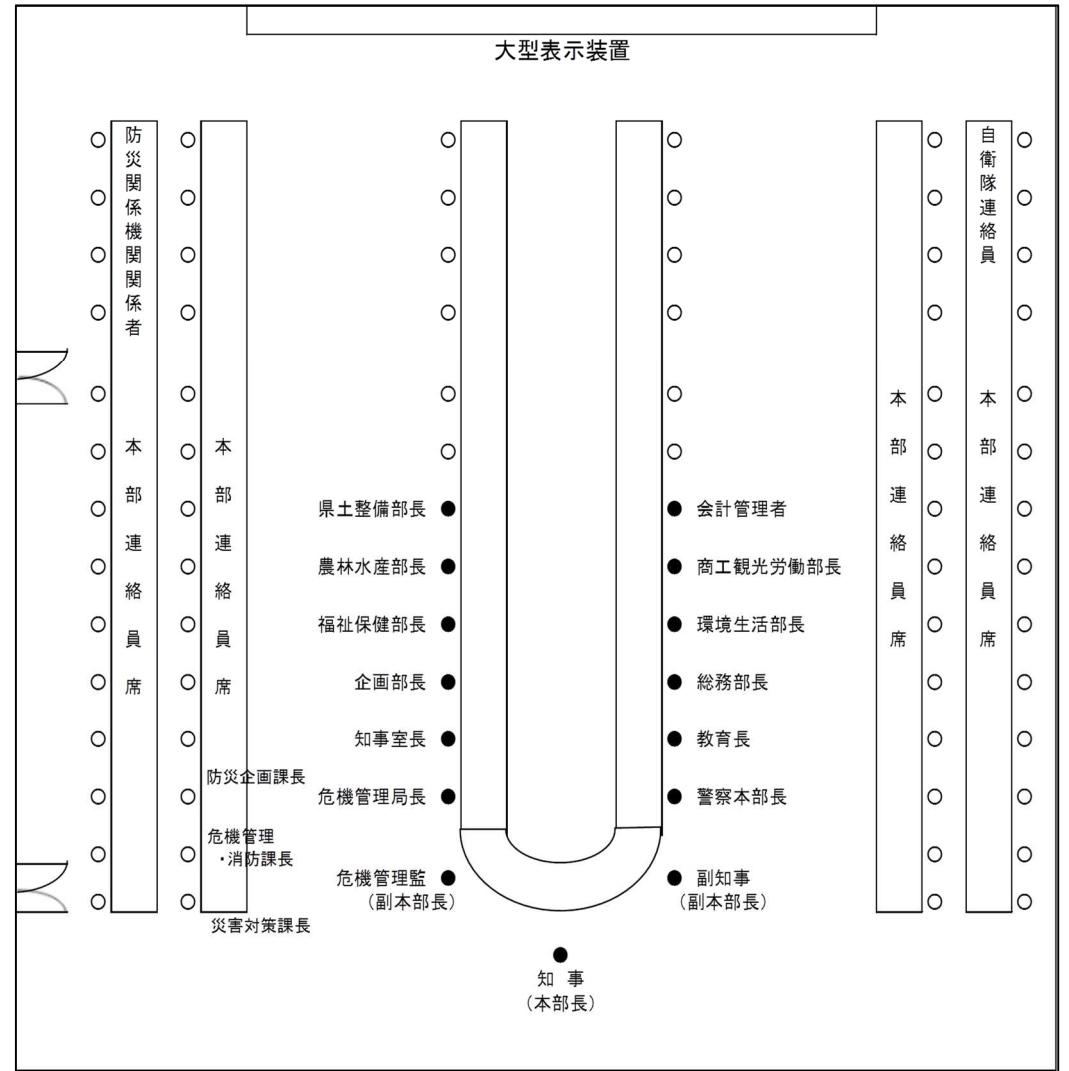
a 本部

(略)

(7) 編成及び事務分掌

旧

f 災害対策本部会議配席計画表



(略)

③ 編成及び事務分掌

a 本部

(略)

(7) 編成及び事務分掌

新

各班の編成及び事務分掌の概略については別表に示すとおりであって、この表で分掌されていない災害応急対策の分掌は、本部会議あるいは本部総合統制室においてその都度定めるものとする。

和歌山県災害対策本部総合統制室の編成及び事務分掌

室名	室長 副室長	事務分担者 (室員)	事務分掌
総合統制室	(室長) 危機管理監 (副室長) 危機管理局長	危機管理・消防課員 防災企画課員 災害対策課員 広報課員 人事課員 市町村課員 デジタル社会推進課員 総合交通政策課員 県民生活課員 食品・生活衛生課員 福祉保健総務課員 医務課員 商工振興課員 産業技術政策課員 道路保全課員 議会事務局員 監査委員事務局員	1 災害対策本部の設置及び本部会議の運営に関する こと。 2 現地災害対策本部の設置に関する こと。 3 県防災会議の運営に関する こと。 4 国の現地災害対策本部との連絡調整に関する こと。 5 総合統制室職員の動員、要員の確保及び安否の取 りまとめに関する こと。 6 被害状況及び災害応急対策実施状況等に関する情 報の収集、記録及び伝達に関する こと。 7 地震・津波情報及び気象情報等の受領及び伝達に 関する こと。 8 県防災行政無線等の管理及び運用に関する こと。 9 防災関連システム等の管理及び運用に関する こ と。 10 自衛隊の派遣要請、受入及び活動調整に関する こ と。 11 緊急消防援助隊の派遣要請、受入及び活動調整に 関する こと。 12 海上保安庁の派遣要請、受入及び活動調整に関す る こと。 13 応援協定に基づく要請に関する こと。 14 防災ボランティアの要請に関する こと。 15 総合輸送ルート（陸・海・空路）の設定に関する こ と。

旧

各班の編成及び事務分掌の概略については別表に示すとおりであって、この表で分掌されていない災害応急対策の分掌は、本部会議あるいは本部総合統制室においてその都度定めるものとする。

和歌山県災害対策本部総合統制室の編成及び事務分掌

室名	室長 副室長	事務分担者 (室員)	事務分掌
総合統制室	(室長) 危機管理監 (副室長) 危機管理局長	危機管理・消防課員 防災企画課員 災害対策課員 広報課員 人事課員 市町村課員 情報政策課員 総合交通政策課員 県民生活課員 食品・生活衛生課員 福祉保健総務課員 医務課員 商工振興課員 産業技術政策課員 道路保全課員 議会事務局員 監査委員事務局員 人事委員会事務局員	1 災害対策本部の設置及び本部会議の運営に関する こ と。 2 現地災害対策本部の設置に関する こ と。 3 県防災会議の運営に関する こ と。 4 国の現地災害対策本部との連絡調整に関する こ と。 5 総合統制室職員の動員、要員の確保及び安否の取 りまとめに関する こ と。 6 被害状況及び災害応急対策実施状況等に関する情 報の収集、記録及び伝達に関する こ と。 7 地震・津波情報及び気象情報等の受領及び伝達に 関する こ と。 8 県防災行政無線等の管理及び運用に関する こ と。 9 防災関連システム等の管理及び運用に関する こ と。 10 自衛隊の派遣要請、受入及び活動調整に関する こ と。 11 緊急消防援助隊の派遣要請、受入及び活動調整に 関する こ と。 12 海上保安庁の派遣要請、受入及び活動調整に関す る こ と。 13 応援協定に基づく要請に関する こ と。 14 防災ボランティアの要請に関する こ と。 15 総合輸送ルート（陸・海・空路）の設定に関する こ と。

新		旧	
人事委員会事務局員	16 応援ヘリコプターの要請、受入及び活動調整に関すること。	労働委員会事務局員	16 応援ヘリコプターの要請、受入及び活動調整に関すること。
労働委員会事務局員	17 県防災ヘリコプターの運航管理に関すること。	室長が必要に応じ指名した部の職員	17 県防災ヘリコプターの運航管理に関すること。
室長が必要に応じ指名した部の職員	18 火薬類、高圧ガス及び危険物等の災害応急対策に関すること。		18 火薬類、高圧ガス及び危険物等の災害応急対策に関すること。
	19 燃料供給施設に係る被害状況の収集並びに燃料需要の取りまとめ及び燃料供給に係る災害応急対策に関すること。		19 燃料供給施設に係る被害状況の収集並びに燃料需要の取りまとめ及び燃料供給に係る災害応急対策に関すること。
	20 電気、通信、上水道、都市ガス等に係る被害状況の収集及び災害応急対策に関すること。		20 電気、通信、上水道、都市ガス等に係る被害状況の収集及び災害応急対策に関すること。
	21 停電及び通信障害の情報に係る問い合わせの対応に関すること。		21 停電及び通信障害の情報に係る問い合わせの対応に関すること。
	22 石油コンビナート等事業所の災害応急対策に関すること。		22 石油コンビナート等事業所の災害応急対策に関すること。
	23 報道機関との連絡調整に関すること。		23 報道機関との連絡調整に関すること。
	24 安否不明者の氏名等の公表に関すること。		24 安否不明者の氏名等の公表に関すること。
	25 各種報道媒体を活用した災害広報に関すること。		25 各種報道媒体を活用した災害広報に関すること。
	26 災害、救援等の情報に係る問い合わせの対応に関すること。		26 災害、救援等の情報に係る問い合わせの対応に関すること。
	27 災害及び復興の記録に関すること。		27 災害及び復興の記録に関すること。
	28 被災地の調査に関すること。		28 被災地の調査に関すること。
	29 孤立集落の支援に関すること。		29 孤立集落の支援に関すること。
	30 職員の配置に係る調整に関すること。		30 職員の配置に係る調整に関すること。
	31 災害救助物資の調達及び供給に関すること。		31 災害救助物資の調達及び供給に関すること。
	32 救援物資の輸送に関すること。		32 救援物資の輸送に関すること。
	33 初動時の緊急医療体制の確立に関すること。		33 初動時の緊急医療体制の確立に関すること。
	34 医療救護活動の実施に関すること。		34 医療救護活動の実施に関すること。
	35 交通の規制、運行等に関する情報の収集、記録及び伝達に関すること。		35 交通の規制、運行等に関する情報の収集、記録及び伝達に関すること。
	36 緊急輸送道路の確保に係る情報の収集、記録及び伝達に関すること。		36 緊急輸送道路の確保に係る情報の収集、記録及び伝達に関すること。

新

- 37 災害時緊急支援要員の派遣及び活動調整に関する
こと。
- 38 その他必要なこと。

旧

- 37 災害時緊急支援要員の派遣及び活動調整に関する
こと。
- 38 その他必要なこと。

和歌山県災害対策本部各部の編成及び事務分掌

部 名	部 長 副部長 部長付	班 名	事務分担者		事 務 分 掌
			班長、副班長	班 員	
知事室部	(部長) 知事室長 (副部長) 広報課長	(幹事班) 広報班	(班長) 広報課副課長	広報課員	1 各部幹事班共通業務に関する こと。 2 各班共通業務に関する こと。 3 各種媒体を活用した災害 広報に関する こと。 4 報道局等の被災状況に 関する こと。 5 災害及び復興の記録誌に 関する こと。 6 その他必要な こと。
		秘書班	(班長) 秘書課長 (副班長) 政策審議課長	秘書課員 政策審議課員	1 各班共通業務に関する こと。 2 本部長及び副本部長の 秘書に 関する こと。 3 各種陳情の応援及び被災 地の視 察に関する こと。 4 その他必要な こと。
総務部	(部長) 総務部長 (副部長)	(幹事班) 総務班	(班長) 総務課長 (副班長) <u>総務課副課長</u>	総務課員	1 各部幹事班共通業務に 関する こと。 2 各班共通業務に関する こと。 3 その他必要な こと。

和歌山県災害対策本部各部の編成及び事務分掌

部 名	部 長 副部長 部長付	班 名	事務分担者		事 務 分 掌
			班長、副班長	班 員	
知事室部	(部長) 知事室長 (副部長) 広報課長 <u>(部長付)</u> <u>広域連携</u> <u>担当参事</u>	(幹事班) 広報班	(班長) 広報課副課長	広報課員	1 各部幹事班共通業務に 関する こと。 2 各班共通業務に関する こと。 3 各種媒体を活用した災害 広報に 関する こと。 4 報道局等の被災状況に 関する こと。 5 災害及び復興の記録誌に 関する こと。 6 その他必要な こと。
		秘書班	(班長) 秘書課長 (副班長) 政策審議課長	秘書課員 政策審議課員	1 各班共通業務に関する こと。 2 本部長及び副本部長の 秘書に 関する こと。 3 各種陳情の応援及び被災 地の視 察に関する こと。 4 その他必要な こと。
総務部	(部長) 総務部長 (副部長)	(幹事班) 総務班	(班長) 総務課長 (副班長) <u>D X 推進室長</u>	総務課員 <u>D X 推進室員</u>	1 各部幹事班共通業務に 関する こと。 2 各班共通業務に関する こと。 3 その他必要な こと。

新					旧				
総務管理 局長 <u>行政企画</u> <u>局長</u> (部長付) 監察査察 監 行政改革 担当参事 参事(和歌 山県行政 組織規則 (昭和63 年和歌山 県規則第 19号。 以下この 表におい て「行政 組織規 則」とい う。)第5 条の表に 掲げる監 察査察課 に属する 参事に限 る。)	人事職員 班	(班長) 人事課長 (副班長) 監察査察課長 行政改革課長 職員厚生室長 <u>行政管理課長</u>	人事課員 監察査察課員 行政改革課員 職員厚生室員 <u>行政管理課員</u>	1 各班共通業務に関する事 2 職員の動員に関する事 3 職員の派遣要請に関する事 (災害対策基本法に基づくもの を除く。) 4 職員の配置等、人的措置に関 すること。 5 職員の安否状況調査に関する事 6 職員の救援に関する事 7 職員の公務災害補償に関する事 8 長期従事職員に係る対応に関す ること。 9 その他必要な事。	総務管理 局長 (部長付) 監察査察 監 行政改革 担当参事 参事(和歌 山県行政 組織規則 (昭和63 年和歌山 県規則第 19号。 以下この 表におい て「行政 組織規 則」とい う。)第5 条の表に 掲げる監 察査察課 に属する 参事に限 る。)	人事職員 班	(班長) 人事課長 (副班長) 監察査察課長 行政改革課長 職員厚生室長	人事課員 監察査察課員 行政改革課員 職員厚生室員	1 各班共通業務に関する事 2 職員の動員に関する事 3 職員の派遣要請に関する事 (災害対策基本法に基づくもの を除く。) 4 職員の配置等、人的措置に関 すること。 5 職員の安否状況調査に関する事 6 職員の救援に関する事 7 職員の公務災害補償に関する事 8 長期従事職員に係る対応に関す ること。 9 その他必要な事。
	財政班	(班長) 財政課長 (副班長) 財政課副課長	財政課員	1 各班共通業務に関する事 2 災害対策に係る予算措置に関す ること。 3 その他必要な事。		財政班	(班長) 財政課長 (副班長) 財政課副課長	財政課員	1 各班共通業務に関する事 2 災害対策に係る予算措置に関す ること。 3 その他必要な事。
	税務班	(班長) 税務課長 (副班長) 税務課副課長	税務課員	1 各班共通業務に関する事 2 災害時の県税の徴収猶予、減 免等に関する事。 3 県税関係システムの応急復旧対 策に関する事。 4 その他必要な事。		税務班	(班長) 税務課長 (副班長) 税務課副課長	税務課員	1 各班共通業務に関する事 2 災害時の県税の徴収猶予、減 免等に関する事。 3 県税関係システムの応急復旧対 策に関する事。 4 その他必要な事。
	市町村班	(班長) 市町村課長 (副班長) 市町村課副課 長	市町村課員	1 各班共通業務に関する事 2 市町村行政の応援に関するこ と。 3 市町村応急復旧資金のあっせん に関する事。 4 その他必要な事。		市町村班	(班長) 市町村課長 (副班長) 市町村課副課 長	市町村課員	1 各班共通業務に関する事 2 市町村行政の応援に関するこ と。 3 市町村応急復旧資金のあっせん に関する事。 4 その他必要な事。

新					旧						
		管財公共 建築班	(班長) 管財課長 (副班長) 管財課副課長	管財課員 公共建築課員	1 各班共通業務に関すること。 2 本庁舎管理に係る災害応急対策に関すること。 3 本庁舎設備に係る災害応急対策に関すること。 4 庁舎内への出入り者への対応及び調整に関すること。 5 自衛消防隊の活動状況の把握に関すること。 6 各総合庁舎の被害及び災害応急対策の情報収集に関すること。			管財公共 建築班	(班長) 管財課長 (副班長) 管財課副課長	管財課員 公共建築課員	各班共通業務に関すること。 2 本庁舎管理に係る災害応急対策に関すること。 3 本庁舎設備に係る災害応急対策に関すること。 4 庁舎内への出入り者への対応及び調整に関すること。 5 自衛消防隊の活動状況の把握に関すること。 6 各総合庁舎の被害及び災害応急対策の情報収集に関すること。
		<u>情報基盤 班</u>	<u>(班長) 情報基盤課長 (副班長) 行政企画課長</u>	<u>情報基盤課員 行政企画課員</u>	<u>1 各班共通業務に関すること。 2 行政情報システム等の応急復旧に関すること。 3 県行政情報通信ネットワークシステムの応急復旧に関すること。 4 その他必要なこと。</u>			<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
企画部	(部長) 企画部長 (副部長) 企画政策 局長 地域振興 局長 人権局長 (部長付) <u>地域振興 監</u> 国際担当 参事	(幹事班) 企画総務 班	(班長) 企画総務課長 (副班長) 地域プロジェ クト対策室長 調査統計課長 人権政策課長 人権施策推進 課長	企画総務課員 地域プロジェ クト対策室員 調査統計課員 人権政策課員 人権施策推進 課員	1 各部幹事班共通業務に関するこ と。 2 各班共通業務に関すること。 3 和歌山県土地開発公社管理施設 の被災及び周辺被害に関するこ と。 4 その他必要なこと。	企画部	(部長) 企画部長 (副部長) 企画政策 局長 地域振興 局長 人権局長 (部長付)	(幹事班) 企画総務 班	(班長) 企画総務課長 (副班長) 地域プロジェ クト対策室長 調査統計課長 人権政策課長 人権施策推進 課長	企画総務課員 地域プロジェ クト対策室員 調査統計課員 人権政策課員 人権施策推進 課員	1 各部幹事班共通業務に関するこ と。 2 各班共通業務に関すること。 3 和歌山県土地開発公社管理施設 の被災及び周辺被害に関するこ と。 4 その他必要なこと。
		文化学術 班	(班長) 文化学術課長 (副班長) 文化学術課副 課長	文化学術課員	1 各班共通業務に関すること。 2 私立学校等の被害状況等の調 査、情報収集及び災害応急対策に 関すること。 3 その他必要なこと。		国際担当 参事 参事(行政 組織規則 第6条の	文化学術 班	(班長) 文化学術課長 (副班長) 文化学術課副 課長	文化学術課員	1 各班共通業務に関すること。 2 私立学校等の被害状況等の調 査、情報収集及び災害応急対策に 関すること。 3 その他必要なこと。

新					旧				
参事(行政組織規則第6条の表に掲げる企画部に属する参事に限る。)	国際班	(班長) 国際課長 (副班長) 国際課副課長	国際課員	<ol style="list-style-type: none"> 各班共通業務に関すること。 海外からの災害支援等に係る問い合わせ対応に関すること。 外国人の被災者に関する災害情報対応に関すること。 その他必要なこと。 	表に掲げる企画部に属する参事に限る。)	国際班	(班長) 国際課長 (副班長) 国際課副課長	国際課員	<ol style="list-style-type: none"> 各班共通業務に関すること。 海外からの災害支援等に係る問い合わせ対応に関すること。 外国人の被災者に関する災害情報対応に関すること。 その他必要なこと。
	デジタル社会推進班	(班長) デジタル社会推進課長 (副班長) デジタル社会推進課副課長	デジタル社会推進課員	<ol style="list-style-type: none"> 各班共通業務に関すること。 通信の被害状況及び復旧状況に関する情報の収集、記録及び伝達に関すること。 通信関係事業者への情報提供に関すること。 臨時公衆電話の設置要請及び衛星携帯電話等の手配に関すること。 その他必要なこと。 		情報政策班	(班長) 情報政策課長 (副班長) 情報政策課副課長	情報政策課員	<ol style="list-style-type: none"> 各班共通業務に関すること。 県行政用情報通信ネットワークシステムの応急復旧に関すること。 通信の被害状況及び復旧状況に関する情報の収集、記録及び伝達に関すること。 通信関係事業者への情報提供に関すること。 臨時公衆電話の設置要請及び衛星携帯電話等の手配に関すること。 その他必要なこと。
	総合交通政策班	(班長) 総合交通政策課長 (副班長) 地域政策課長 移住定住推進課長	総合交通政策課員 地域政策課員 移住定住推進課員 福祉保健総務課員 資源管理課員	<ol style="list-style-type: none"> 各班共通業務に関すること。 公共交通機関(鉄道、バス、フェリー等)の運行等に関する情報の収集、記録及び伝達に関すること。 公共交通機関(鉄道、バス、フェリー等)及び関西国際空港の被害情報の収集、その他災害応急対策に関すること。 人員及び物資の輸送に係る総合的な調整に関すること。 その他必要なこと。 		総合交通政策班	(班長) 総合交通政策課長 (副班長) 地域政策課長 移住定住推進課長	総合交通政策課員 地域政策課員 移住定住推進課員 福祉保健総務課員 資源管理課員	<ol style="list-style-type: none"> 各班共通業務に関すること。 公共交通機関(鉄道、バス、フェリー等)の運行等に関する情報の収集、記録及び伝達に関すること。 公共交通機関(鉄道、バス、フェリー等)及び関西国際空港の被害情報の収集、その他災害応急対策に関すること。 人員及び物資の輸送に係る総合的な調整に関すること。 その他必要なこと。

新					旧						
環境生活部	(部長) 環境生活部長 (副部長) 環境政策局長 県民局長 (部長付) 生活安全参事 食品安全参事(行政組織規則第7条第1項の表に掲げる環境生活部に属する参事に限る。)	(幹事班) 環境生活総務班	(班長) 環境生活総務課長 (副班長) 自然環境室長 ジオパークセンター室長	環境生活総務課員 自然環境室員 ジオパーク室員	1 各部幹事班共通業務に関する事。 2 各班共通業務に関する事。 3 環境衛生研究センターの被害状況の把握及び応急対策に関する事。 4 自然公園等施設の被害状況の把握に関する事。 5 南紀熊野ジオパークセンターの被害状況等の調査及び災害応急対策に関する事。 6 その他必要な事。	環境生活部	(部長) 環境生活部長 (副部長) 環境政策局長 県民局長 (部長付) 生活安全参事 食品安全参事(行政組織規則第7条第1項の表に掲げる環境生活部に属する参事に限る。)	(幹事班) 環境生活総務班	(班長) 環境生活総務課長 (副班長) 自然環境室長 ジオパークセンター室長	環境生活総務課員 自然環境室員 ジオパーク室員	1 各部幹事班共通業務に関する事。 2 各班共通業務に関する事。 3 環境衛生研究センターの被害状況の把握及び応急対策に関する事。 4 自然公園等施設の被害状況の把握に関する事。 5 <u>県立自然博物館の被害状況等の調査及び災害応急対策に関する事。</u> 6 南紀熊野ジオパークセンターの被害状況等の調査及び災害応急対策に関する事。 7 その他必要な事。
	環境班	(班長) 循環型社会推進課長 (副班長) 環境管理課長 廃棄物指導室長	循環型社会推進課員 環境管理課員 廃棄物指導室員	1 各班共通業務に関する事。 2 廃棄物処理に係る市町村被害状況の情報収集に関する事。 3 廃棄物処理に係る応援に関する事。 4 「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」に基づく市町村からの応援要請に対する連絡体制に関する事。 5 災害時における大気・水質等環境対策に関する事。 6 その他必要な事。	環境班		(班長) 循環型社会推進課長 (副班長) 環境管理課長 廃棄物指導室長	循環型社会推進課員 環境管理課員 廃棄物指導室員	1 各班共通業務に関する事。 2 廃棄物処理に係る市町村被害状況の情報収集に関する事。 3 廃棄物処理に係る応援に関する事。 4 「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」に基づく市町村からの応援要請に対する連絡体制に関する事。 5 災害時における大気・水質等環境対策に関する事。 6 その他必要な事。		
	県民生活班	(班長) 県民生活課長 (副班長) 県民活動団体室長	県民生活課員 県民活動団体室員	1 各班共通業務に関する事。 2 生活関連物資の価格需給動向の調査に関する事。 3 県民相談に関する事。	県民生活班		(班長) 県民生活課長 (副班長) 県民活動団体室長	県民生活課員 県民活動団体室員	1 各班共通業務に関する事。 2 生活関連物資の価格需給動向の調査に関する事。 3 県民相談に関する事。		

新					旧						
				4 ボランティア活動の総合調整窓口の設置に関する事 5 NPOサポートセンターの被害状況の把握に関する事 6 その他必要な事					4 ボランティア活動の総合調整窓口の設置に関する事 5 NPOサポートセンターの被害状況の把握に関する事 6 その他必要な事		
		青少年・男女共同参画班	(班長) 青少年・男女共同参画課長 (副班長) 青少年・男女共同参画課副課長	青少年・男女共同参画課員	1 各班共通業務に関する事 2 各青少年の家の被害状況調査及び応急復旧対策に関する事 3 男女共同参画センターの被害状況調査及び応急復旧対策に関する事 4 その他必要な事			青少年・男女共同参画班	(班長) 青少年・男女共同参画課長 (副班長) 青少年・男女共同参画課副課長	青少年・男女共同参画課員	1 各班共通業務に関する事 2 各青少年の家の被害状況調査及び応急復旧対策に関する事 3 男女共同参画センターの被害状況調査及び応急復旧対策に関する事 4 その他必要な事
		食品・生活衛生班	(班長) 食品・生活衛生課長 (副班長) 食品・生活衛生課副課長	食品・生活衛生課員	1 各班共通業務に関する事 2 水道水の供給に関する事 3 食品衛生の確保に関する事 4 火葬施設の被害状況の把握及び広域火葬の支援に関する事 5 動物愛護センターの被害状況の把握及び応急対策に関する事 6 動物の保護及び管理に関する事 7 その他必要な事			食品・生活衛生班	(班長) 食品・生活衛生課長 (副班長) 食品・生活衛生課副課長	食品・生活衛生課員	1 各班共通業務に関する事 2 水道水の供給に関する事 3 食品衛生の確保に関する事 4 火葬施設の被害状況の把握及び広域火葬の支援に関する事 5 動物愛護センターの被害状況の把握及び応急対策に関する事 6 動物の保護及び管理に関する事 7 その他必要な事
福祉保健部	(部長) 福祉保健部長 (副部長) 技監(行政組織規則第6条の表に掲げる福祉保健部に属	(幹事班) 福祉保健総務班	(班長) 福祉保健総務課長 (副班長) 福祉保健総務課副課長	福祉保健総務課員 子ども未来課員 長寿社会課員 障害福祉課員 健康推進課員 国民健康保険課員	1 各部幹事班共通業務に関する事 2 各班共通業務に関する事 3 災害救助法(昭和22年法律第118号)に関する事 4 被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)に関する事 5 食糧・生活必需品の確保に関する事	福祉保健部	(部長) 福祉保健部長 (副部長) 技監(行政組織規則第6条の表に掲げる福祉保	(幹事班) 福祉保健総務班	(班長) 福祉保健総務課長 (副班長) 福祉保健総務課副課長	福祉保健総務課員 子ども未来課員 長寿社会課員 障害福祉課員 健康推進課員 国民健康保険課員	1 各部幹事班共通業務に関する事 2 各班共通業務に関する事 3 災害救助法に関する事 4 被災者生活再建支援法に関する事 5 食糧・生活必需品の確保に関する事 6 その他必要な事

新					旧				
する技監をいう。) 福祉保健政策局長健康局長			介護サービス指導室員	6 その他必要なこと。	健部に属する技監をいう。) 福祉保健政策局長健康局長			介護サービス指導室員	
	子ども支援班	(班長) 子ども未来課長 (副班長) 子ども未来課副課長	子ども未来課員	1 各班共通業務に関すること。 2 児童福祉施設入所児童等の保護に関すること。 3 被災母子家庭相談・支援に関すること。 4 保育所被害状況等の調査に関すること。 5 その他必要なこと。		子ども支援班	(班長) 子ども未来課長 (副班長) 子ども未来課副課長	子ども未来課員	1 各班共通業務に関すること。 2 児童福祉施設入所児童等の保護に関すること。 3 被災母子家庭相談・支援に関すること。 4 保育所被害状況等の調査に関すること。 5 その他必要なこと。
	高齢者支援班	(班長) 長寿社会課長 (副班長) 介護サービス指導室長	長寿社会課員 介護サービス指導室員	1 各班共通業務に関すること。 2 高齢者に係る被災状況の情報収集に関すること。 3 老人福祉施設等に係る被害情報の収集に関すること。 4 高齢者の支援要請及び救援依頼に関すること。 5 その他必要なこと。		高齢者支援班	(班長) 長寿社会課長 (副班長) 介護サービス指導室長	長寿社会課員 介護サービス指導室員	1 各班共通業務に関すること。 2 高齢者に係る被災状況の情報収集に関すること。 3 老人福祉施設等に係る被害情報の収集に関すること。 4 高齢者の支援要請及び救援依頼に関すること。 5 その他必要なこと。
	障害児者支援班	(班長) 障害福祉課長 (副班長) 障害福祉課副課長	障害福祉課員 医務課員	1 各班共通業務に関すること。 2 障害児者施設の被災状況の情報収集に関すること。 3 在宅障害児者の被災状況の情報収集に関すること。 4 こころのケア・サポートに関すること。 5 その他必要なこと。		障害児者支援班	(班長) 障害福祉課長 (副班長) 障害福祉課副課長	障害福祉課員 医務課員	1 各班共通業務に関すること。 2 障害児者施設の被災状況の情報収集に関すること。 3 在宅障害児者の被災状況の情報収集に関すること。 4 こころのケア・サポートに関すること。 5 その他必要なこと。
	医務班	(班長) 医務課長	医務課員	1 各班共通業務に関すること。 2 医療救護及び助産に関すること。		医務班	(班長) 医務課長	医務課員	1 各班共通業務に関すること。 2 医療救護及び助産に関すること。

新					旧						
				3 医療機関等との連絡に関する こと。 4 保健師活動に関する こと。 5 その他必要な こと。					3 医療機関等との連絡に関する こと。 4 保健師活動に関する こと。 5 その他必要な こと。		
		健康推進 班	(班長) 健康推進課長 (副班長) 国民健康保険 課長	健康推進課員 国民健康保険 課員	1 各班共通業務に関する こと。 2 在宅重症難病患者の被災状況調 査及び支援に関する こと。 3 感染症予防に関する こと。 4 防疫用薬品の確保に関する こと。 5 母子保健関連情報の提供に 関すること。 6 医療保険制度に関する こと。 7 その他必要な こと。		健康推進 班	(班長) 健康推進課長 (副班長) 国民健康保険 課長	健康推進課員 国民健康保険 課員	1 各班共通業務に関する こと。 2 在宅重症難病患者の被災状況調 査及び支援に関する こと。 3 感染症予防に関する こと。 4 防疫用薬品の確保に関する こと。 5 母子保健関連情報の提供に 関すること。 6 医療保険制度に関する こと。 7 その他必要な こと。	
		薬務班	(班長) 薬務課長 (副班長) 薬務課副課長	薬務課員	1 各班共通業務に関する こと。 2 医薬品等の確保及び供給に 関すること。 3 毒物劇物による災害 応急対策に関する こと。 4 その他必要な こと。		薬務班	(班長) 薬務課長 (副班長) 薬務課副課長	薬務課員	1 各班共通業務に関する こと。 2 医薬品等の確保及び供給に 関すること。 3 毒物劇物による災害 応急対策に関する こと。 4 その他必要な こと。	
商工観光 労働部	(部長) 商工観光 労働部長 (副部长) 商工労働 政策局長 企業政策 局長 観光局長 (部長付) 労働政策 参事	(幹事班) 商工観光 労働総務 班	(班長) 商工観光労働 総務課長 (副班長) <u>万博推進課長</u> 商工振興課長 償還指導室長	商工観光労働 総務課員 <u>万博推進課員</u> 商工振興課員 償還指導室員	1 各部幹事班共通業務に関する こと。 2 各班共通業務に関する こと。 3 経済関係被害状況等の調査、情 報収集及び災害 応急対策に関する こと。 4 中小企業者災害復旧 関連融資対策に 関すること。 5 中小企業者災害復旧 高度化融資 対策に関する こと。 6 店舗等の被害調査に 関すること。	商工観光 労働部	(部長) 商工観光 労働部長 (副部长) 商工労働 政策局長 企業政策 局長 観光局長 (部長付) 労働政策 参事	(幹事班) 商工観光 労働総務 班	(班長) 商工観光労働 総務課長 (副班長) 商工振興課長 償還指導室長	商工観光労働 総務課員 商工振興課員 償還指導室員	1 各部幹事班共通業務に関する こと。 2 各班共通業務に関する こと。 3 経済関係被害状況等の調査、情 報収集及び災害 応急対策に関する こと。 4 中小企業者災害復旧 関連融資対策に 関すること。 5 中小企業者災害復旧 高度化融資 対策に関する こと。 6 店舗等の被害調査に 関すること。

新					旧				
				7 その他必要なこと。					7 その他必要なこと。
	公営企業班	(班長) 公営企業課長 (副班長) 公営企業課副課長	公営企業課員	1 各班共通業務に関すること。 2 公営企業関係施設（工業用水道）の被害調査及び災害応急対策に関すること。 3 公営企業関係施設（土地）の被害調査及び災害応急対策に関すること。 4 災害緊急支出に関すること。 5 その他必要なこと。		公営企業班	(班長) 公営企業課長 (副班長) 公営企業課副課長	公営企業課員	1 各班共通業務に関すること。 2 公営企業関係施設（工業用水道）の被害調査及び災害応急対策に関すること。 3 公営企業関係施設（土地）の被害調査及び災害応急対策に関すること。 4 災害緊急支出に関すること。 5 その他必要なこと。
	労働班	(班長) 労働政策課長 (副班長) 労働政策課副課長	労働政策課員	1 各班共通業務に関すること。 2 被災者への雇用対策に関すること。 3 産業技術専門学院に係る被害対策に関すること。 4 その他必要なこと。		労働班	(班長) 労働政策課長 (副班長) 労働政策課副課長	労働政策課員	1 各班共通業務に関すること。 2 被災者への雇用対策に関すること。 3 産業技術専門学院に係る被害対策に関すること。 4 その他必要なこと。
	企業政策班	(班長) 企業振興課長 (副班長) 産業技術政策課長 企業立地課長 サービス産業立地室長	企業振興課員 産業技術政策課員 企業立地課員 サービス産業立地室員	1 各班共通業務に関すること。 2 工場等の被害調査に関すること。 3 その他必要なこと。		企業政策班	(班長) 企業振興課長 (副班長) 産業技術政策課長 企業立地課長 サービス産業立地室長	企業振興課員 産業技術政策課員 企業立地課員 サービス産業立地室員	1 各班共通業務に関すること。 2 工場等の被害調査に関すること。 3 その他必要なこと。
	観光班	(班長) 観光振興課長 (副班長) 観光交流課長	観光振興課員 観光交流課員	1 各班共通業務に関すること。 2 観光施設の被害調査に関すること。 3 宿泊施設への避難者の受入れに関すること。 4 その他必要なこと。		観光班	(班長) 観光振興課長 (副班長) 観光交流課長	観光振興課員 観光交流課員	1 各班共通業務に関すること。 2 観光施設の被害調査に関すること。 3 宿泊施設への避難者の受入れに関すること。 4 その他必要なこと。

新					旧						
農林水産部	(部長) 農林水産部長 (副部長) 農林水産政策局長 農業生産局長 森林・林業局長 水産局長	(幹事班) 農林水産総務班	(班長) 農林水産総務課長 (副班長) 食品流通課長 研究推進室長 里地・里山振興室長	農林水産総務課員 食品流通課員 研究推進室員 里地・里山振興室員	1 各部幹事班共通業務に関すること。 2 各班共通業務に関すること。 3 農林水産関係被害状況等の調査、情報収集及び災害応急対策に関すること。 4 国有農地等の災害状況調査及び災害応急対策に関すること。 5 その他必要なこと。	農林水産部	(部長) 農林水産部長 (副部長) 農林水産政策局長 農業生産局長 森林・林業局長 水産局長	(幹事班) 農林水産総務班	(班長) 農林水産総務課長 (副班長) 食品流通課長 研究推進室長 里地・里山振興室長	農林水産総務課員 食品流通課員 研究推進室員 里地・里山振興室員	1 各部幹事班共通業務に関すること。 2 各班共通業務に関すること。 3 農林水産関係被害状況等の調査、情報収集及び災害応急対策に関すること。 4 国有農地等の災害状況調査及び災害応急対策に関すること。 5 その他必要なこと。
		農業農村整備班	(班長) 農業農村整備課長 (副班長) 農業農村整備課副課長	農業農村整備課員	1 各班共通業務に関すること。 2 農地及び農業用施設の被害調査及び災害応急対策に関すること。 3 小匠防災ため池の災害応急対策に関すること。 4 海岸保全区域の被害調査及び災害応急対策に関すること。 5 地すべり等防止区域の被害調査及び災害応急対策に関すること。 6 その他必要なこと。			農業農村整備班	(班長) 農業農村整備課長 (副班長) 農業農村整備課副課長	農業農村整備課員	1 各班共通業務に関すること。 2 農地及び農業用施設の被害調査及び災害応急対策に関すること。 3 小匠防災ため池の災害応急対策に関すること。 4 海岸保全区域の被害調査及び災害応急対策に関すること。 5 地すべり等防止区域の被害調査及び災害応急対策に関すること。 6 その他必要なこと。
		果樹園芸班	(班長) 果樹園芸課長 (副班長) 農業環境・鳥獣害対策室長	果樹園芸課員 農業環境・鳥獣害対策室員	1 各班共通業務に関すること。 2 災害救助に必要な米穀（市町村において不足した場合）の調達に関すること。 3 水稻、野菜、果樹等の被害調査及び災害応急対策に関すること。 4 災害応急対策用種苗の確保に関すること。 5 その他必要なこと。			果樹園芸班	(班長) 果樹園芸課長 (副班長) 農業環境・鳥獣害対策室長	果樹園芸課員 農業環境・鳥獣害対策室員	1 各班共通業務に関すること。 2 災害救助に必要な米穀（市町村において不足した場合）の調達に関すること。 3 水稻、野菜、果樹等の被害調査及び災害応急対策に関すること。 4 災害応急対策用種苗の確保に関すること。 5 その他必要なこと。
		畜産班	(班長) 畜産課長 (副班長) 畜産課副課長	畜産課員	1 各班共通業務に関すること。 2 家畜等被害調査・応急対策に関すること。			畜産班	(班長) 畜産課長 (副班長) 畜産課副課長	畜産課員	1 各班共通業務に関すること。 2 家畜等被害調査・応急対策に関すること。

新					旧				
				3 家畜及び家きんの防疫に関する こと。 4 家畜飼料の確保対策に関する こと。 5 その他必要なこと。					3 家畜及び家きんの防疫に関する こと。 4 家畜飼料の確保対策に関する こと。 5 その他必要なこと。
	経営支援 班	(班長) 経営支援課長 (副班長) 経営支援課副 課長	経営支援課員	1 各班共通業務に関する こと。 2 農業協同組合施設等の被害調査 及び災害応急対策に関する こと。 3 被災農林漁業者等に対する資金 の融通に関する こと。 4 災害に伴う農業共済に関する こと。 5 その他必要なこと。		経営支援 班	(班長) 経営支援課長 (副班長) 経営支援課副 課長	経営支援課員	1 各班共通業務に関する こと。 2 農業協同組合施設等の被害調査 及び災害応急対策に関する こと。 3 被災農林漁業者等に対する資金 の融通に関する こと。 4 災害に伴う農業共済に関する こと。 5 その他必要なこと。
	林業班	(班長) 林業振興課長 (副班長) 森林整備課長	林業振興課員 森林整備課員	1 各班共通業務に関する こと。 2 林道の被害状況調査に関する こと。 3 原木市場、製材工場等の被害状 況調査に関する こと。 4 被害林業者等への貸付手続の審 査及び指導に関する こと。 5 林業団体に対する災害応急対策 の応援協力要請に関する こと。 6 山地災害地及び治山施設の被害 状況調査及び災害応急対策に 関する こと。 7 県立植物公園及び県立森林公園 の被害状況調査及び災害応急 対策に 関する こと。 8 林産物（民有林の森林）の被害 状況調査に関する こと。		林業班	(班長) 林業振興課長 (副班長) 森林整備課長	林業振興課員 森林整備課員	1 各班共通業務に関する こと。 2 林道の被害状況調査に関する こと。 3 原木市場、製材工場等の被害状 況調査に関する こと。 4 被害林業者等への貸付手続の審 査及び指導に関する こと。 5 林業団体に対する災害応急対策 の応援協力要請に関する こと。 6 山地災害地及び治山施設の被害 状況調査及び災害応急対策に 関する こと。 7 県立植物公園及び県立森林公園 の被害状況調査及び災害応急 対策に 関する こと。 8 林産物（民有林の森林）の被害 状況調査に関する こと。

新						旧					
					9 林産物搬出施設等の被害状況調査に関すること。 10 特用林産物の被害状況調査に関すること。 11 その他必要なこと。						9 林産物搬出施設等の被害状況調査に関すること。 10 特用林産物の被害状況調査に関すること。 11 その他必要なこと。
		水産振興班	(班長) 水産振興課長 (副班長) 資源管理課長	水産振興課員 資源管理課員	1 各班共通業務に関すること。 2 養殖魚介類及び水産業施設の被害調査及び災害応急対策に関すること。 3 漁業取締船による緊急輸送活動に関すること。 4 被災漁業者等に対する融資に関すること。 5 その他必要なこと。		水産振興班	(班長) 水産振興課長 (副班長) 資源管理課長	水産振興課員 資源管理課員	1 各班共通業務に関すること。 2 養殖魚介類及び水産業施設の被害調査及び災害応急対策に関すること。 3 漁業取締船による緊急輸送活動に関すること。 4 被災漁業者等に対する融資に関すること。 5 その他必要なこと。	
県土整備部	(部長) 県土整備部長 (副部長) 技監(行政組織規則第6条の表に掲げる県土整備部に属する技監をいう。) 県土整備政策局長 道路局長	(幹事班) 県土整備総務班	(班長) 県土整備総務課長 (副班長) 技術調査課長 用地対策課長 検査・技術支援課長	県土整備総務課員 技術調査課員 用地対策課員 検査・技術支援課員	1 各部幹事班共通業務に関すること。 2 各班共通業務に関すること。 3 災害応急復旧工事等に必要な建設機械及び資材の調達及び建設業者の確保に関すること。 4 その他必要なこと。	県土整備部	(部長) 県土整備部長 (副部長) 技監(行政組織規則第6条の表に掲げる県土整備部に属する技監をいう。) 県土整備政策局長 道路局長	(幹事班) 県土整備総務班	(班長) 県土整備総務課長 (副班長) 技術調査課長 用地対策課長 検査・技術支援課長	県土整備総務課員 技術調査課員 用地対策課員 検査・技術支援課員	1 各部幹事班共通業務に関すること。 2 各班共通業務に関すること。 3 災害応急復旧工事等に必要な建設機械及び資材の調達及び建設業者の確保に関すること。 4 その他必要なこと。
		道路班	(班長) 道路保全課長 (副班長) 道路政策課長 道路建設課長 高速道路推進室長	道路政策課員 道路保全課員 道路建設課員 高速道路推進室員	1 各班共通業務に関すること。 2 県管理の道路の被害調査及び災害応急対策に関すること。 3 国(直轄)、西日本高速道路株式会社等が管理する道路の情報収集に関すること。		道路班	(班長) 道路保全課長 (副班長) 道路政策課長 道路建設課長 高速道路推進室長	道路政策課員 道路保全課員 道路建設課員 高速道路推進室員	1 各班共通業務に関すること。 2 県管理の道路の被害調査及び災害応急対策に関すること。 3 国(直轄)、西日本高速道路株式会社等が管理する道路の情報収集に関すること。	

新					旧				
河川・下水道局長 都市住宅局長 港湾空港局長				4 緊急輸送道路の確保に関する こと。 5 その他必要なこと。	河川・下水道局長 都市住宅局長 港湾空港局長				4 緊急輸送道路の確保に関する こと。 5 その他必要なこと。
	河川班	(班長) 河川課長 (副班長) 河 川課副課長	河川課員	1 各班共通業務に関する こと。 2 土木関係被害状況の調査、情 報収集及び災害応急対策の取りま とめに関する こと。 3 河川施設の被害調査及び災害 応急対策に関する こと。 4 七川ダム、二川ダム、樺山ダ ム、広川ダム及び切目川ダム関係 の被害調査及び災害応急対策に 関 する こと。 5 水防業務に関する こと。 6 その他必要な こと。		河川班	(班長) 河川課長 (副班長) 河 川課副課長	河川課員	1 各班共通業務に関する こと。 2 土木関係被害状況の調査、情 報収集及び災害応急対策の取りま とめに関する こと。 3 河川施設の被害調査及び災害 応急対策に関する こと。 4 七川ダム、二川ダム、樺山ダ ム、広川ダム及び切目川ダム関係 の被害調査及び災害応急対策に 関 する こと。 5 水防業務に関する こと。 6 その他必要な こと。
	砂防班	(班長) 砂防課長 (副班長) 砂防課副課長	砂防課員	1 各班共通業務に関する こと。 2 斜面崩壊状況調査、砂防関係施 設被害状況調査及び災害応急対策 に関する こと。 3 情報基盤整備機器の点検に 関 する こと。 4 その他必要な こと。		砂防班	(班長) 砂防課長 (副班長) 砂防課副課長	砂防課員	1 各班共通業務に関する こと。 2 斜面崩壊状況調査、砂防関係施 設被害状況調査及び災害応急対策 に関する こと。 3 情報基盤整備機器の点検に 関 する こと。 4 その他必要な こと。
	下水道班	(班長) 下水道課長 (副班長) 下水道課副課	下水道課員	1 各班共通業務に関する こと。 2 下水道等施設災害応急対策に 関 する こと。 3 その他必要な こと。		下水道班	(班長) 下水道課長 (副班長) 下水道課副課	下水道課員	1 各班共通業務に関する こと。 2 下水道等施設災害応急対策に 関 する こと。 3 その他必要な こと。
建築住宅 班	(班長) 建築住宅課長 (副班長) 都市政策課長 公共建築課長	建築住宅課員 都市政策課員 公共建築課員	1 各班共通業務に関する こと。 2 滅失・損壊した建築物の統計及 び報告に関する こと。 3 応急仮設住宅建設等に関する こ と。 4 県営住宅の復旧に関する こ と。	建築住宅 班	(班長) 建築住宅課長 (副班長) 都市政策課長 公共建築課長	建築住宅課員 都市政策課員 公共建築課員	1 各班共通業務に関する こと。 2 滅失・損壊した建築物の統計及 び報告に関する こと。 3 応急仮設住宅建設等に関する こ と。 4 県営住宅の復旧に関する こ と。		

新					旧								
				<p>5 被災者入居用の公営住宅の空き家状況調査及び提供に関すること。</p> <p>6 市町村営住宅の被害状況調査・報告に関すること。</p> <p>7 都市公園の被害調査及び被害応急対策に関すること。</p> <p>8 被災者の住宅支援に関すること。</p> <p>9 被災建築物の応急危険度判定に関すること。</p> <p>10 被災宅地の危険度判定に関すること。</p> <p>11 工事中の県有建築物等の被災状況調査・応急処置に関すること。</p> <p>12 その他必要なこと。</p>					<p>5 被災者入居用の公営住宅の空き家状況調査及び提供に関すること。</p> <p>6 市町村営住宅の被害状況調査・報告に関すること。</p> <p>7 都市公園の被害調査及び被害応急対策に関すること。</p> <p>8 被災者の住宅支援に関すること。</p> <p>9 被災建築物の応急危険度判定に関すること。</p> <p>10 被災宅地の危険度判定に関すること。</p> <p>11 工事中の県有建築物等の被災状況調査・応急処置に関すること。</p> <p>12 その他必要なこと。</p>				
		<p>港湾空港班</p>	<p>(班長) 港湾漁港整備課長 (副班長) 港湾空港振興課長 津波堤防整備室長</p>	<p>港湾漁港整備課員 港湾空港振興課員 津波堤防整備室員</p>	<p>1 各班共通業務に関すること。</p> <p>2 港湾、漁港及び海岸施設の被害調査及び応急対策検討に関すること。</p> <p>3 港湾及び漁港における緊急輸送拠点機能の確保に関すること。</p> <p>4 南紀白浜空港の被害調査及び応急対策検討に関すること。</p> <p>5 南紀白浜空港における緊急輸送拠点機能の確保に関すること。</p> <p>6 その他必要なこと。</p>			<p>港湾空港班</p>	<p>(班長) 港湾漁港整備課長 (副班長) 港湾空港振興課長 津波堤防整備室長</p>	<p>港湾漁港整備課員 港湾空港振興課員 津波堤防整備室員</p>	<p>1 各班共通業務に関すること。</p> <p>2 港湾、漁港及び海岸施設の被害調査及び応急対策検討に関すること。</p> <p>3 港湾及び漁港における緊急輸送拠点機能の確保に関すること。</p> <p>4 南紀白浜空港の被害調査及び応急対策検討に関すること。</p> <p>5 南紀白浜空港における緊急輸送拠点機能の確保に関すること。</p> <p>6 その他必要なこと。</p>		
<p>会計部</p>	<p>(部長) 会計管理者 (副部長) 会計局長</p>	<p>(幹事班) 会計班</p>	<p>(班長) 会計課長 (副班長) 会計課副課長</p>	<p>会計課員</p>	<p>1 各部幹事班共通業務に関すること。</p> <p>2 各班共通業務に関すること。</p> <p>3 災害時の出納事務に関すること。</p>			<p>会計部</p>	<p>(部長) 会計管理者 (副部長) 会計局長</p>	<p>(幹事班) 会計班</p>	<p>(班長) 会計課長 (副班長) 会計課副課長</p>	<p>会計課員</p>	<p>1 各部幹事班共通業務に関すること。</p> <p>2 各班共通業務に関すること。</p> <p>3 災害時の出納事務に関すること。</p>

新					旧						
					4 財務会計システムの被災状況の情報収集及び応急復旧対策に関すること。 5 指定金融機関等の営業状況の情報収集に関すること。 6 その他必要なこと。					4 財務会計システムの被災状況の情報収集及び応急復旧対策に関すること。 5 指定金融機関等の営業状況の情報収集に関すること。 6 その他必要なこと。	
		総務事務 集中班	(班長) 総務事務集中 課長 (副班長) 総務事務集中 課副課長	総務事務集中 課員	1 各班共通業務に関すること。 2 災害応急対策用物品の購入及び燃料の緊急調達に関すること。 3 その他必要なこと。			総務事務 集中班	(班長) 総務事務集中 課長 (副班長) 総務事務集中 課副課長	総務事務集中 課員	1 各班共通業務に関すること。 2 災害応急対策用物品の購入及び燃料の緊急調達に関すること。 3 その他必要なこと。
議会部	(部長) 議会事務 局長 (副部長) 議会事務 局次長	(幹事班) 議会総務 班	(班長) 総務課長 (副班長) 総務課副課長 <u>秘書広報室長</u>	総務課員 <u>秘書広報室員</u>	1 各部幹事班共通業務に関すること。 2 各班共通業務に関すること。 3 議員との連絡に関すること。 4 その他必要なこと。	議会部	(部長) 議会事務 局長 (副部長) 議会事務 局次長	(幹事班) 議会総務 班	(班長) 総務課長 (副班長) 総務課副課長	総務課員	1 各部幹事班共通業務に関すること。 2 各班共通業務に関すること。 3 議員との連絡に関すること。 4 その他必要なこと。
		議事班	(班長) 議事課長 (副班長) 議事課副課長	議事課員	1 各班共通業務に関すること。 2 議会の会議に関すること。 3 その他必要なこと。			議事班	(班長) 議事課長 (副班長) 議事課副課長	議事課員	1 各班共通業務に関すること。 2 議会の会議に関すること。 3 その他必要なこと。
		政策調査 班	(班長) 政策調査課長 (副班長) 政策調査課副 課長	政策調査課員	1 各班共通業務に関すること。 2 議員の調査活動に関すること。 3 その他必要なこと。			政策調査 班	(班長) 政策調査課長 (副班長) 政策調査課副 課長	政策調査課員	1 各班共通業務に関すること。 2 議員の調査活動に関すること。 3 その他必要なこと。
教育部	(部長) 教育長 (副部長) 教育総務 局長 生涯学習	(幹事班) 教育総務 班	(班長) 教育支援課長 (副班長) 総務課長 <u>教育DX推進 室長</u>	教育支援課員 総務課員 <u>教育DX推進 室員</u> 教職員課員	1 各部幹事班共通業務に関すること。 2 各班共通業務に関すること。 3 教育関係の被害状況等の調査及び情報収集の総括に関すること。	教育部	(部長) 教育長 (副部長) 教育総務 局長 生涯学習	(幹事班) 教育総務 班	(班長) 教育支援課長 (副班長) 総務課長 教職員課長	教育支援課員 総務課員 教職員課員 人権教育推進 課員	1 各部幹事班共通業務に関すること。 2 各班共通業務に関すること。 3 教育関係の被害状況等の調査及び情報収集の総括に関すること。

新					旧				
局長 学校教育 局長	教職員課長 人権教育推進 課長	人権教育推進 課員	<ul style="list-style-type: none"> 4 学校給食物資の管理及び配分に関すること。 5 児童生徒の保健管理に関すること。 6 市町村教育委員会との連絡及び指導に関すること。 7 職員（学校職員を除く。）の動員及び派遣に関すること。 8 学校職員の動員及び派遣に関すること。 9 カウンセラーの派遣に関すること。 10 国・他府県応援職員の受入れ及び割当並びに移動手段及び宿舍確保に関すること。 11 広報に関すること。 12 学校施設等の災害応急対策に関すること。 13 職員（学校職員を除く。）の被災状況調査及び救援に関すること。 14 救援物資の受入れ及び配布に関すること。 15 教職員住宅の調査に関すること。 16 関係宿泊施設等の被害状況等の調査に関すること。 17 被災教職員の住宅確保に関すること。 18 その他必要なこと。 	局長 学校教育 局長	人権教育推進 課長	<ul style="list-style-type: none"> 4 学校給食物資の管理及び配分に関すること。 5 児童生徒の保健管理に関すること。 6 市町村教育委員会との連絡及び指導に関すること。 7 職員（学校職員を除く。）の動員及び派遣に関すること。 8 学校職員の動員及び派遣に関すること。 9 カウンセラーの派遣に関すること。 10 国・他府県応援職員の受入れ及び割当並びに移動手段及び宿舍確保に関すること。 11 広報に関すること。 12 学校施設等の災害応急対策に関すること。 13 職員（学校職員を除く。）の被災状況調査及び救援に関すること。 14 救援物資の受入れ及び配布に関すること。 15 教職員住宅の調査に関すること。 16 関係宿泊施設等の被害状況等の調査に関すること。 17 被災教職員の住宅確保に関すること。 18 その他必要なこと。 			
	学校教育 班	（班長） 県立学校教育 課長	県立学校教育 課員	<ul style="list-style-type: none"> 1 各班共通業務に関すること。 2 臨時の授業その他学校運営に関すること。 	学校教育 班	（班長） 県立学校教育 課長	県立学校教育 課員	<ul style="list-style-type: none"> 1 各班共通業務に関すること。 2 臨時の授業その他学校運営に関すること。 	

新					旧						
			(副班長) 義務教育課長 紀北教育事務 所長 特別支援教育 室長	義務教育課員 紀北教育事務 所員 特別支援教育 室員	3 教科書、学用品及び救援物資の 配布に関する事 4 ボランティアの派遣、編成及び 活動計画に関する事 5 児童生徒及び学校職員の被災状 況調査及び救援に関する事 6 児童生徒の転入学及び区域外就 学に関する事 7 県立学校及び公立小中高等学校 への避難所設置に伴う運営協力等 に関する事 8 その他必要な事			(副班長) 義務教育課長 特別支援教育 室長	義務教育課員 特別支援教育 室員	3 教科書、学用品及び救援物資の 配布に関する事 4 ボランティアの派遣、編成及び 活動計画に関する事 5 児童生徒及び学校職員の被災状 況調査及び救援に関する事 6 児童生徒の転入学及び区域外就 学に関する事 7 県立学校及び公立小中高等学校 への避難所設置に伴う運営協力等 に関する事 8 その他必要な事	
		スポーツ 班	(班長) スポーツ課長 (副班長) スポーツ課副 課長	スポーツ課員	1 各班共通業務に関する事 2 社会体育施設の被害状況等の調 査、災害応急対策及び避難所等の 提供に関する事 3 その他必要な事		スポーツ 班	(班長) スポーツ課長 (副班長) スポーツ課副 課長	スポーツ課員	1 各班共通業務に関する事 2 社会体育施設の被害状況等の調 査、災害応急対策及び避難所等の 提供に関する事 3 その他必要な事	
		生涯学習 班	(班長) 生涯学習課長 (副班長) 生涯学習課副 課長	生涯学習課員	1 各班共通業務に関する事 2 P T A、女性団体等へのボラン ティア協力要請に関する事 3 県立図書館の被害状況等の調査 及び災害応急対策に関する事 4 その他必要な事		生涯学習 班	(班長) 生涯学習課長 (副班長) 生涯学習課副 課長	生涯学習課員	1 各班共通業務に関する事 2 P T A、女性団体等へのボラン ティア協力要請に関する事 3 県立図書館の被害状況等の調査 及び災害応急対策に関する事 4 その他必要な事	
		文化遺産 班	(班長) 文化遺産課長 (副班長) 文化遺産課副 課長	文化遺産課員	1 各班共通業務に関する事 2 文化財の被害状況等の調査及び 災害応急対策に関する事 3 博物館等施設の被害状況等の調 査及び災害応急対策に関するこ と 4 その他必要な事		文化遺産 班	(班長) 文化遺産課長 (副班長) 文化遺産課副 課長	文化遺産課員	1 各班共通業務に関する事 2 文化財の被害状況等の調査及び 災害応急対策に関する事 3 博物館等施設の被害状況等の調 査及び災害応急対策に関するこ と 4 その他必要な事	
警察部	(部長) 警察本部	(幹事班) 総括班	(班長) 警備課長	会計課員 警務課員	1 災害警備本部の総括に関するこ と	警察部	(部長) 警察本部	(幹事班) 総括班	(班長) 警備課長	会計課員 警務課員	1 災害警備本部の総括に関するこ と

新					旧						
長 (副部長) 警備部長 (部長付) 総務課長 外1名				生活安全企画課員 刑事企画課員 警備企画課員 公安課員 警備課員 運転免許課員 近畿管区警察局和歌山県情報通信部機動通信課員	2 会議の招集・運営に関すること。 3 各班及び派遣要員の連絡調整に関すること。 4 警察庁・管区局への報告連絡に関すること。 5 援助要求及び連絡調整に関すること。 6 防災関係機関との連絡調整に関すること。 7 記録の整備、保管及び報告に関すること 8 各班に属さない任務に関すること。	長 (副部長) 警備部長 (部長付) 総務課長 外1名			生活安全企画課員 刑事企画課員 警備企画課員 公安課員 警備課員 運転免許課員 近畿管区警察局和歌山県情報通信部機動通信課員	2 会議の招集・運営に関すること。 3 各班及び派遣要員の連絡調整に関すること。 4 警察庁・管区局への報告連絡に関すること。 5 援助要求及び連絡調整に関すること。 6 防災関係機関との連絡調整に関すること。 7 記録の整備、保管及び報告に関すること 8 各班に属さない任務に関すること。	
			(班長) 交通企画課次席	運転免許課員	1 交通部指揮所との連絡調整に関すること。				(班長) 交通企画課次席	運転免許課員	1 交通部指揮所との連絡調整に関すること。
			派遣班	(班長) 警備企画課捜査管理官	生活安全企画課員 刑事企画課員 交通企画課員 警備企画課員 警備課員				1 県災害対策本部における連絡調整に関すること。 2 その他必要なこと。	派遣班	(班長) 警備企画課捜査管理官
監査委員部	(部長) 監査委員 事務局長 (副部長) 監査委員 事務局第一課長	監査委員班	(班長) 第一課長 (副班長) 第二課長	第一課員 第二課員	1 各部幹事班共通業務に関すること。 2 各班共通業務に関すること。3 その他必要なこと。	監査委員部	(部長) 監査委員 事務局長 (副部長) 監査委員 事務局第一課長	監査委員班	(班長) 第一課長 (副班長) 第二課長	第一課員 第二課員	1 各部幹事班共通業務に関すること。 2 各班共通業務に関すること。3 その他必要なこと。
人事委員会	(部長) 人事委員	人事委員班	(班長) 総務課長	総務課員 職員課員	1 各部幹事班共通業務に関すること。	人事委員会	(部長) 人事委員	人事委員班	(班長) 総務課長	総務課員 職員課員	1 各部幹事班共通業務に関すること。

新					
	会事務局 長 (副部長) 人事委員 会事務局 総務課長		(副班長) 職員課長		2 各班共通業務に関すること。 3 その他必要なこと。
労働委員 会部	(部長) 労働委員 会事務局 長 (副部長) 労働委員 会事務局 審査調整 課長	労働委員 班	(班長) 審査調整課長 (副班長) 審査調整課副 課長	審査調整課員	1 各部幹事班共通業務に関するこ と。 2 各班共通業務に関すること。 3 その他必要なこと。

(略)

第2章 情報計画

第1節 気象警報等の伝達計画（和歌山地方气象台、近畿地方整備局、県総務部危機管理局・ 県土整備部）

(略)

2 計画内容

- (1) 特別警報、警報及び注意報（地震・津波に関するものは「地震・津波災害対策計画編」に記載。）

(略)

別表2 和歌山地方气象台が発表する警報、注意報の種類及び発表基準

(令和5年6月8日現在)

発表官署	和歌山地方气象台			
府県予報区	和歌山県			
一次細分区域	北部		南部	
市町村等をまとめた地域	紀北	紀中	田辺・西牟婁	新宮・東牟婁

旧					
	会事務局 長 (副部長) 人事委員 会事務局 総務課長		(副班長) 職員課長		2 各班共通業務に関すること。 3 その他必要なこと。
労働委員 会部	(部長) 労働委員 会事務局 長 (副部長) 労働委員 会事務局 審査調整 課長	労働委員 班	(班長) 審査調整課長 (副班長) 審査調整課副 課長	審査調整課員	1 各部幹事班共通業務に関するこ と。 2 各班共通業務に関すること。 3 その他必要なこと。

(略)

第2章 情報計画

第1節 気象警報等の伝達計画（和歌山地方气象台、近畿地方整備局、県総務部危機管理局・ 県土整備部）

(略)

2 計画内容

- (1) 特別警報、警報及び注意報（地震・津波に関するものは「地震・津波災害対策計画編」に記載。）

(略)

別表2 和歌山地方气象台が発表する警報、注意報の種類及び発表基準

(令和4年5月26日現在)

発表官署	和歌山地方气象台			
府県予報区	和歌山県			
一次細分区域	北部		南部	
市町村等をまとめた地域	紀北	紀中	田辺・西牟婁	新宮・東牟婁

新		
警 報	大雨	区域内の市町村で別表 2-1 の基準に到達することが予想される場合
	洪水	区域内の市町村で別表 2-2 の基準に到達することが予想される場合
	暴風（平均風速）	陸上 20m/s*1, 海上 25m/s
	暴風雪（平均風速）	陸上 20m/s*1, 海上 25m/s 雪を伴う
	大雪	平地 12 時間降雪の深さ 15cm, 山地 12 時間降雪の深さ 30cm
	波浪（有義波高）	6.0m
	高潮	区域内の市町村で別表 2-5 の基準に到達することが予想される場合
注 意 報	大雨	区域内の市町村で別表 2-3 の基準に到達することが予想される場合
	洪水	区域内の市町村で別表 2-4 の基準に到達することが予想される場合
	強風（平均風速）	陸上 12m/s*2, 海上 15m/s
	風雪（平均風速）	陸上 12m/s*2, 海上 15m/s 雪を伴う
	大雪	平地 12 時間降雪の深さ 5cm, 山地 12 時間降雪の深さ 15cm
	波浪（有義波高）	3.0m
	高潮	区域内の市町村で別表 2-5 の基準に到達することが予想される場合
	雷	落雷等により被害が予想される場合
	融雪	
	濃霧（視程）	陸上 100m, 海上 500m
	乾燥	最小湿度 35%で実効湿度 60%
	なだれ	積雪の深さ 50cm 以上あり高野山（アメダス）の最高気温 10℃以上又はかなりの降雨
	低温	沿岸部で最低気温-4℃以下
	霜	3 月 20 日以降の晩霜 最低気温 3℃以下
	着氷	
	着雪	24 時間降雪の深さ：平地 20cm 以上、山地 40cm 以上 気温：-2℃～2℃
記録的短時間大雨情報 （1 時間雨量）	110mm	

(略)

旧		
警 報	大雨	区域内の市町村で別表 2-1 の基準に到達することが予想される場合
	洪水	区域内の市町村で別表 2-2 の基準に到達することが予想される場合
	暴風（平均風速）	陸上 20m/s*1, 海上 25m/s
	暴風雪（平均風速）	陸上 20m/s*1, 海上 25m/s 雪を伴う
	大雪	平地 12 時間降雪の深さ 15cm, 山地 12 時間降雪の深さ 30cm
	波浪（有義波高）	6.0m
	高潮	区域内の市町村で別表 2-5 の基準に到達することが予想される場合
注 意 報	大雨	区域内の市町村で別表 2-3 の基準に到達することが予想される場合
	洪水	区域内の市町村で別表 2-4 の基準に到達することが予想される場合
	強風（平均風速）	陸上 12m/s*2, 海上 15m/s
	風雪（平均風速）	陸上 12m/s*2, 海上 15m/s 雪を伴う
	大雪	平地 12 時間降雪の深さ 5cm, 山地 12 時間降雪の深さ 15cm
	波浪（有義波高）	3.0m
	高潮	区域内の市町村で別表 2-5 の基準に到達することが予想される場合
	雷	落雷等により被害が予想される場合
	融雪	
	濃霧（視程）	陸上 100m, 海上 500m
	乾燥	最小湿度 35%で実効湿度 60%
	なだれ	積雪の深さ 50cm 以上あり高野山（アメダス）の最高気温 10℃以上又はかなりの降雨
	低温	沿岸部で最低気温-4℃以下
	霜	3 月 20 日以降の晩霜 最低気温 3℃以下
	着氷	
	着雪	24 時間降雪の深さ：平地 20cm 以上、山地 40cm 以上 気温：-2℃～2℃
記録的短時間大雨情報 （1 時間雨量）	110mm	

(略)

新

別表2-1 大雨警報基準

(令和5年6月8日現在)

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
紀北	和歌山市	24	150
	海南市	22	150
	橋本市	16	166
	紀の川市	19	151
	岩出市	18	161
	紀美野町	13	150
	かつらぎ町 <u>かつらぎ</u>	16	168
	<u>かつらぎ町花園</u>	<u>18</u>	<u>200</u>
	九度山町	15	184
	高野町	<u>18</u>	185
紀中	有田市	15	180
	御坊市	23	187
	湯浅町	22	182
	広川町	21	182
	有田川町 <u>吉備金谷</u>	21	170
	<u>有田川町清水</u>	<u>21</u>	<u>170</u>
	美浜町	19	198
	日高町	21	199
	由良町	24	199
	印南町	19	159
	みなべ町	23	159
	日高川町 <u>川辺</u>	<u>21</u>	179
	日高川町 <u>中津</u>	<u>19</u>	<u>188</u>
	日高川町 <u>美山</u>	<u>24</u>	<u>88</u>

旧

別表2-1 大雨警報基準

(令和4年5月26日現在)

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
紀北	和歌山市	24	150
	海南市	22	150
	橋本市	16	166
	紀の川市	19	151
	岩出市	18	161
	紀美野町	13	150
	かつらぎ町	16	168
	九度山町	15	184
	高野町	<u>16</u>	185
紀中	有田市	15	180
	御坊市	23	187
	湯浅町	22	182
	広川町	21	182
	有田川町	21	170
	美浜町	19	198
	日高町	21	199
	由良町	24	199
	印南町	19	159
	みなべ町	23	159
	<u>日高川町</u>	<u>24</u>	179

新			
田辺・西牟婁郡	田辺市田辺	26	169
	田辺市龍神	25	227
	田辺市中辺路	26	233
	田辺市大塔	25	245
	田辺市本宮	19	223
	白浜町	26	218
	上富田町	26	211
	すさみ町	26	192
新宮・東牟婁郡	新宮市	34	212
	那智勝浦町	24	186
	太地町	27	186
	古座川町	20	189
	北山村	23	254
	串本町	30	186

旧			
田辺・西牟婁郡	田辺市田辺	26	169
	田辺市龍神	25	227
	田辺市中辺路	25	233
	田辺市大塔	25	245
	田辺市本宮	19	223
	白浜町	26	218
	上富田町	25	211
	すさみ町	26	192
新宮・東牟婁郡	新宮市	34	212
	那智勝浦町	24	186
	太地町	27	186
	古座川町	20	189
	北山村	23	254
	串本町	30	186

別表2-2 洪水警報基準 (令和5年6月8日現在)

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 *1	指定河川洪水予報 による基準
紀北	和歌山市	土入川流域=13.1 七瀬川流域=6.2 和歌川流域=22.4 亀の川流域=13.5 和田川流域=10.4 有本川流域=2.9 大門川流域=13.2 千手川流域=8.7 堤川流域=4.9	七瀬川流域= (9.5.4) 和田川流域= (9.10.4)	紀の川[三谷・船 戸]

別表2-2 洪水警報基準 (令和4年5月26日現在)

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 *1	指定河川洪水予報 による基準
紀北	和歌山市	土入川流域=13.1 七瀬川流域=7.1 和歌川流域=22.4 亀の川流域=13.5 和田川流域=14.4 有本川流域=2.7 大門川流域=13.2 千手川流域=8.6 堤川流域=4.8	七瀬川流域= (8.5.4) 和田川流域= (8.11.3)	紀の川[三谷・船 戸]

新				旧			
		鳴滝川流域=9.3				鳴滝川流域=9.3	
海南市	貴志川流域= <u>26.6</u> 日方川流域=11.4 加茂川流域= <u>14.9</u> 亀の川流域=12.3 宮川流域=6.8 大坪川流域= <u>3.1</u>	貴志川流域= (10, 22.4) 日方川流域= (8, 7.9) 加茂川流域= (8, 9) 亀の川流域= (<u>11, 8.4</u>)	—	海南市	貴志川流域= <u>26.5</u> 日方川流域=11.4 加茂川流域= <u>15.1</u> 亀の川流域=12.3 宮川流域=6.8 大坪川流域= <u>2.9</u>	貴志川流域= (10, 22.4) 日方川流域= (8, 7.9) 加茂川流域= (8, 9) 亀の川流域= (<u>14, 7.5</u>)	—
橋本市	嵯峨谷川流域= <u>6.7</u> 山田川流域=5.9 橋本川流域=12 東の川流域= <u>7.8</u>	紀の川流域= (8, 68.4) 橋本川流域= (8, 10.2)	紀の川[五條]	橋本市	嵯峨谷川流域= <u>6.8</u> 山田川流域=5.9 橋本川流域=12 東の川流域= <u>7.9</u>	紀の川流域= (8, 68.4) 橋本川流域= (8, 10.2)	紀の川[五條]
紀の川市	貴志川流域= <u>36.3</u> 海神川流域= <u>6.4</u> 佐川流域=7.5 松井川流域= <u>4.5</u> 名手川流域=9.8 穴伏川流域=13.7 柘榴川流域=12.7 野田原川流域=11.1 真国川流域= <u>16.7</u> 春日川流域= <u>5.6</u> 二瀬川流域= <u>9.3</u>	紀の川流域= (<u>5, 71.3</u>) 貴志川流域= (7, 33) 真国川流域= (5, 15.1)	紀の川[三谷・船戸]	紀の川市	貴志川流域= <u>37</u> 海神川流域= <u>6.6</u> 佐川流域=7.5 松井川流域= <u>4.6</u> 名手川流域=9.8 穴伏川流域=13.7 柘榴川流域=12.7 野田原川流域=11.1 真国川流域= <u>16.8</u> 春日川流域= <u>5.7</u> 二瀬川流域= <u>9.1</u>	紀の川流域= (<u>5, 71.4</u>) 貴志川流域= (7, 33) 真国川流域= (5, 15.1)	紀の川[三谷・船戸]
岩出市	住吉川流域= <u>8.3</u> 根来川流域= <u>9.2</u> 貴志川流域= <u>36.3</u> 春日川流域= <u>6.9</u>	紀の川流域= (<u>9, 71.6</u>)	紀の川[三谷・船戸]	岩出市	住吉川流域= <u>8.4</u> 根来川流域= <u>9.3</u> 貴志川流域= <u>37</u> 春日川流域= <u>7.1</u>	紀の川流域= (<u>8, 71.7</u>)	紀の川[三谷・船戸]
紀美野町	貴志川流域=26.2 真国川流域= <u>17.7</u>	貴志川流域= (8, 25.4) 真国川流域= (8, 14.2)	—	紀美野町	貴志川流域=26.2 真国川流域= <u>17.6</u>	貴志川流域= (8, 25.4) 真国川流域= (8, 14.2)	—

新				旧					
	かつらぎ町 <u>かつらぎ</u>	貴志川流域= <u>17.1</u> 穴伏川流域=11.7 四邑川流域= <u>6.9</u> 真国川流域= <u>9</u> 湯子川流域= <u>11</u>	=	紀の川[五條・三谷]		<u>かつらぎ町</u>	貴志川流域= <u>17.4</u> 穴伏川流域=11.7 四邑川流域= <u>7</u> 真国川流域= <u>9.2</u> 湯子川流域= <u>11.2</u> 有田川流域= <u>21.6</u>	<u>四邑川流域=(12, 6.3)</u>	紀の川[五條・三谷]
	<u>かつらぎ町花園</u>	有田川流域= <u>21.4</u>	=	=					
	九度山町	丹生川流域= <u>17.7</u> 不動谷川流域= <u>14.2</u> 北又川流域= <u>7.1</u>	<u>丹生川流域=(9, 17.7)</u>	紀の川[五條]		九度山町	丹生川流域= <u>17.8</u> 不動谷川流域= <u>14.5</u> 北又川流域= <u>7.3</u>	=	紀の川[五條]
	高野町	貴志川流域= <u>9.8</u> 丹生川流域=5.2 不動谷川流域= <u>11.1</u>	丹生川流域=(8, 4.6)	—		高野町	貴志川流域= <u>10</u> 丹生川流域=5.2 不動谷川流域= <u>11.3</u>	丹生川流域=(8, 4.6)	—
	有田市	西谷川流域=5.4 高山川流域= <u>7</u> お仙谷川流域= <u>3.2</u> 箕川流域=2.2	有田川流域=(<u>9, 42.3</u>) 高山川流域=(10, 4.9)	和歌山県有田川水系有田川[粟生・金屋]	紀中	有田市	西谷川流域=5.4 高山川流域= <u>7.1</u> お仙谷川流域= <u>3</u> 箕川流域=2.2	有田川流域=(<u>5, 42.9</u>) 高山川流域=(10, 4.9)	和歌山県有田川水系有田川[粟生・金屋]
	御坊市	西川流域= <u>18.6</u> 熊野川流域= <u>5.9</u> 土生川流域= <u>8.7</u> 斉川流域= <u>7.5</u> 王子川流域= <u>10</u> 下川流域= <u>5</u>	—	和歌山県日高川水系日高川[川原河・高津尾・川辺]		御坊市	西川流域= <u>18.7</u> 熊野川流域= <u>6</u> 土生川流域= <u>9</u> 斉川流域= <u>7.7</u> 王子川流域= <u>10.1</u> 下川流域= <u>4.8</u>	—	和歌山県日高川水系日高川[川原河・高津尾・川辺]
	湯浅町	山田川流域= <u>13.6</u> 広川流域= <u>20.5</u>	—	和歌山県有田川水系有田川[粟生・金屋]		湯浅町	山田川流域= <u>13.7</u> 広川流域= <u>20.6</u>	—	和歌山県有田川水系有田川[粟生・金屋]
	広川町	広川流域= <u>20.3</u>	—	—		広川町	広川流域= <u>20.4</u>	—	—

新				旧			
有田川町 <u>吉備金谷</u>	鳥尾川流域= <u>7.7</u> 早月谷川流域= <u>15.4</u> 修理川流域= <u>16</u> 玉川流域= <u>7.7</u> 五名谷川流域=9.2 天満川流域=6.5 熊井川流域= <u>4.8</u>	—	和歌山県有田川水系有田川[粟生・金屋]	<u>有田川町</u>	鳥尾川流域= <u>7.9</u> 早月谷川流域= <u>15.6</u> 修理川流域= <u>15.9</u> <u>四村川流域=16.9</u> <u>湯川川流域=18.7</u> <u>室川谷川流域=11.3</u> 玉川流域= <u>7.9</u> 五名谷川流域=9.2 天満川流域=6.5 熊井川流域= <u>5</u>	—	和歌山県有田川水系有田川[粟生・金屋]
有田川町 <u>清水</u>	四村川流域=16.9 湯川川流域=18.7 室川谷川流域=11.3		<u>和歌山県有田川水系有田川[粟生・金屋]</u>	美浜町	西川流域= <u>18.9</u> 斉川流域= <u>7.8</u>	—	和歌山県日高川水系日高川[川原河・高津尾・川辺]
美浜町	西川流域= <u>18.8</u> 斉川流域= <u>7.7</u>	—	和歌山県日高川水系日高川[川原河・高津尾・川辺]	日高町	西川流域= <u>14</u> 志賀川流域=9.6	—	和歌山県日高川水系日高川[川原河・高津尾・川辺]
日高町	西川流域= <u>13.9</u> 志賀川流域=9.6	—	和歌山県日高川水系日高川[川原河・高津尾・川辺]	由良町	由良川流域= <u>13.4</u>	—	—
由良町	由良川流域= <u>13.3</u>	—	—	印南町	印南川流域=9.6 切目川流域=22.8	印南川流域= (<u>9, 9.6</u>) 切目川流域= (9, 22.7)	—
印南町	印南川流域= <u>9.5</u> 切目川流域=22.8	印南川流域= (<u>9, 9.5</u>) 切目川流域= (9, 22.7)	—	みなべ町	東岩代川流域= <u>7.9</u> 南部川流域=29 古川流域=6.5 玉川流域= <u>8.1</u> 辺川流域=7.3 木の川流域=6.8 高野川流域= <u>7</u>	南部川流域= (10, 26.1) <u>木の川流域= (10, 6.8)</u> <u>高野川流域= (10, 7.2)</u>	—
みなべ町	東岩代川流域= <u>7.8</u> 南部川流域=29 古川流域=6.5 玉川流域= <u>8.2</u> 辺川流域=7.3 木の川流域=6.8 高野川流域= <u>7.2</u>	南部川流域= (10, 26.1) <u>木の川流域= (10, 6.8)</u> <u>高野川流域= (10, 7.2)</u>	—	日高川町	土生川流域=8.8 江川流域= <u>16.7</u> 愛川流域= <u>10.5</u> 初湯川流域= <u>17.4</u> 猪谷川流域= <u>12.6</u>	日高川流域= (<u>12, 50.1</u>)	和歌山県日高川水系日高川[川原河・高津尾・川辺]
日高川町 <u>川辺</u>	土生川流域= <u>8.7</u> 江川流域= <u>16.9</u>	日高川流域= (<u>8, 54.9</u>)	和歌山県日高川水系日高川[川原河・高津尾・川辺]	日高川町 <u>中津</u>		<u>日高川流域= (10, 48.4)</u>	<u>和歌山県日高川水系日高川[川原河・</u>

新					旧				
				高津尾・川辺			小藪川流域=15.2		
	日高川町美山	愛川流域=10.8 初湯川流域=17.7 猪谷川流域=12.3 小藪川流域=15.5	日高川流域=(8, 51.7)	和歌山県日高川水系日高川(川原河・高津尾・川辺)					
田辺・西牟婁	田辺市田辺	芳養川流域=16.1 稲成川流域=9.8 右会津川流域=19.8 左会津川流域=29.9	稲成川流域=(12, 14.3) 右会津川流域=(12, 9.6) 左会津川流域=(12, 27.4)	—	田辺・西牟婁	田辺市田辺	芳養川流域=16 稲成川流域=9.6 右会津川流域=19.7 左会津川流域=29.2	稲成川流域=(12, 9.5) 右会津川流域=(12, 18.7) 左会津川流域=(12, 27.4)	—
	田辺市龍神	日高川流域=49 立花川流域=11.2 丹生川流域=23.5 小又川流域=20.5 古川流域=13.1	日高川流域=(12, 49)	—		田辺市龍神	日高川流域=49 立花川流域=11 丹生川流域=22.9 小又川流域=19.8 古川流域=12.9	—	—
	田辺市中辺路	富田川流域=28.1 鍛冶屋川流域=12.4 中川流域=17.9 日置川流域=20.8	富田川流域=(12, 11.1)	—		田辺市中辺路	富田川流域=28 鍛冶屋川流域=12.3 中川流域=17.5 日置川流域=24.6	—	—
	田辺市大塔	富田川流域=37 内の井川流域=11.1 小川谷川流域=9.5 日置川流域=57.2 前の川流域=26.6 安川流域=24.4 熊野川流域=14.7	富田川流域=(12, 33.3) 内の井川流域=(12, 11.1) 安川流域=(12, 23.2)	—		田辺市大塔	富田川流域=37 内の井川流域=11.2 小川谷川流域=9.3 日置川流域=56.4 前の川流域=24.1 安川流域=24.3 熊野川流域=14.5	富田川流域=(12, 33.3) 安川流域=(12, 23.2)	—
	田辺市本宮	大塔川流域=28.5 四村川流域=20.7 音無川流域=9.9 三越川流域=17.6	熊野川流域=(12, 75) 大塔川流域=(12, 28.5) 音無川流域=(12, 7) 三越川流域=(12, 17.6)	熊野川中流(本宮区間)[本宮]		田辺市本宮	大塔川流域=28.5 四村川流域=20.8 音無川流域=9.8 三越川流域=17.7	熊野川流域=(12, 75) 大塔川流域=(12, 25.6) 音無川流域=(12, 7)	熊野川中流(本宮区間)[本宮]
	白浜町	富田川流域=46.4	富田川流域=(12, 46.1)	—		白浜町	富田川流域=46.4	富田川流域=(12, 46.1)	—

新					旧				
		高瀬川流域= <u>12.4</u> 庄川流域=10.8 日置川流域= <u>48.9</u> 城川流域= <u>19.5</u> 朝来帰川流域=10.4 瀬田川流域= <u>4.1</u>	庄川流域= (12, 9.9) 日置川流域= (12, 46.6) 城川流域= (<u>12, 17.5</u>) 朝来帰川流域= (12, 10.4) 瀬田川流域= (<u>12, 3.4</u>)				高瀬川流域= <u>12.3</u> 庄川流域=10.8 日置川流域= <u>49</u> 城川流域= <u>19.6</u> 朝来帰川流域=10.4 瀬田川流域= <u>4</u>	庄川流域= (12, 9.9) 日置川流域= (12, 46.6) 城川流域= (<u>12, 17.6</u>) 朝来帰川流域= (12, 10.4) 瀬田川流域= (<u>12, 3.5</u>)	
	上富田町	富田川流域= <u>44.6</u> 岡川流域= <u>10.5</u> 生馬川流域= <u>14.6</u>	—	—		上富田町	富田川流域= <u>43.3</u> 岡川流域= <u>10.6</u> 生馬川流域= <u>14.4</u>	—	—
	すさみ町	城川流域= <u>11.5</u> 佐本川流域= <u>21.8</u> 周参見川流域=23 和深川流域= <u>13.4</u> 太間川流域=13.1 江須の川流域=7.5 江住川流域=9.4 里野西池川流域= <u>4.9</u>	—	—		すさみ町	城川流域= <u>15.1</u> 佐本川流域= <u>21.4</u> 周参見川流域=23 和深川流域= <u>13.5</u> 太間川流域=13.1 江須の川流域=7.5 江住川流域=9.4 里野西池川流域= <u>5.1</u>	—	—
新宮・東牟婁	新宮市	高田川流域=19.7 赤木川流域=23.4 北山川流域= <u>72.3</u> 東の川流域= <u>10.7</u> 市田川流域=9.9	熊野川流域= (16, 94.8) 高田川流域= (12, 15.6) 赤木川流域= (12, 22.7) 北山川流域= (12, 63.5) 市田川流域= (12, 9.4)	熊野川下流[成 川], 熊野川中流 (日足区間) [日 足]	新宮・東牟婁	新宮市	高田川流域=19.7 赤木川流域=23.4 北山川流域= <u>71.9</u> 東の川流域= <u>10.9</u> 市田川流域=9.9	熊野川流域= (16, 94.8) 高田川流域= (12, 15.6) 赤木川流域= (12, 22.7) 北山川流域= (12, 63.5) 市田川流域= (12, 9.4)	熊野川下流[成 川], 熊野川中流 (日足区間) [日 足]
	那智勝浦町	井鹿川流域=10.8 小匠川流域= <u>21.2</u> 太田川流域= <u>25.2</u> 二河川流域=10.4 那智川流域=20.3 長野川流域= <u>8.3</u>	井鹿川流域= (17, 5.8) 太田川流域= (11, 23.4) 二河川流域= (19, 6.4) 那智川流域= (11, 13.6) 長野川流域= (20, 7.1)	—		那智勝浦町	井鹿川流域=10.8 小匠川流域= <u>21.4</u> 太田川流域= <u>26</u> 二河川流域=10.4 那智川流域=20.3 長野川流域= <u>8.4</u>	井鹿川流域= (17, 5.8) 太田川流域= (11, 23.4) 二河川流域= (19, 6.4) 那智川流域= (11, 13.6) 長野川流域= (20, 7.1)	—
	太地町	与根子川流域= <u>8.1</u>	—	—		太地町	与根子川流域= <u>8.2</u>	—	—

新

古座川町	小川流域= <u>27.7</u> 平井川流域=23.2	古座川流域=(14, 47.6) 小川流域=(12, 26.6)	和歌山県古座川水 系古座川[相瀬・ 月野瀬]
北山村	北山川流域= <u>64.7</u>	北山川流域=(<u>12, 58.2</u>)	—
串本町	比曾原川流域= <u>14.1</u> 有田川流域=7.7 高富川流域=8.2 くじ野川流域= <u>10.5</u> 津荷川流域= <u>6.4</u> 田原川流域= <u>12.9</u>	古座川流域=(14, 46.7) 津荷川流域=(12, 5.9) 田原川流域=(<u>20, 12.8</u>)	和歌山県古座川水 系古座川[相瀬・ 月野瀬]

*1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

別表2-3 大雨注意報基準

(令和5年6月8日現在)

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
紀北	和歌山市	<u>13</u>	105
	海南市	10	105
	橋本市	10	116
	紀の川市	7	105
	岩出市	12	112
	紀美野町	10	105
	かつらぎ町かつらぎ	<u>12</u>	117
	かつらぎ町花園	<u>13</u>	<u>140</u>
	九度山町	<u>13</u>	128
	高野町	11	129
紀中	有田市	7	127
	御坊市	11	132
	湯浅町	12	129
	広川町	12	129

旧

古座川町	小川流域= <u>27.5</u> 平井川流域=23.2	古座川流域=(14, 47.6) 小川流域=(12, 26.6)	和歌山県古座川水 系古座川[相瀬・ 月野瀬]
北山村	北山川流域= <u>66.7</u>	北山川流域=(<u>12, 60</u>)	—
串本町	比曾原川流域= <u>14</u> 有田川流域=7.7 高富川流域=8.2 くじ野川流域= <u>10.6</u> 津荷川流域= <u>6.6</u> 田原川流域= <u>12.6</u>	古座川流域=(14, 46.7) 津荷川流域=(12, 5.9) 田原川流域=(<u>20, 11.3</u>)	和歌山県古座川水 系古座川[相瀬・ 月野瀬]

*1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

別表2-3 大雨注意報基準

(令和4年5月26日現在)

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
紀北	和歌山市	<u>12</u>	105
	海南市	10	105
	橋本市	10	116
	紀の川市	7	105
	岩出市	12	112
	紀美野町	10	105
	かつらぎ町	<u>11</u>	117
	九度山町	<u>12</u>	128
	高野町	11	129
	紀中	有田市	7
御坊市		11	132
湯浅町		12	129
広川町		12	129

新

	有田川町 <u>吉備金谷</u>	12	120
	<u>有田川町美山</u>	<u>13</u>	<u>120</u>
	美浜町	<u>14</u>	140
	日高町	12	141
	由良町	9	141
	印南町	11	112
	みなべ町	13	112
	日高川町 <u>川辺</u>	11	127
	日高川町 <u>中津</u>	<u>12</u>	<u>133</u>
	日高川町 <u>美山</u>	<u>14</u>	<u>133</u>
田辺・西牟婁郡	田辺市田辺	15	128
	田辺市龍神	<u>17</u>	172
	田辺市中辺路	<u>17</u>	177
	田辺市大塔	<u>17</u>	186
	田辺市本宮	15	169
	白浜町	16	165
	上富田町	14	160
	すさみ町	<u>17</u>	145
新宮・東牟婁郡	新宮市	<u>18</u>	161
	那智勝浦町	14	143
	太地町	20	143
	古座川町	16	145
	北山村	<u>17</u>	195
	串本町	<u>18</u>	143

旧

	<u>有田川町</u>	12	120
	美浜町	<u>13</u>	140
	日高町	12	141
	由良町	9	141
	印南町	11	112
	みなべ町	13	112
	<u>日高川町</u>	11	127
田辺・西牟婁郡	田辺市田辺	15	128
	田辺市龍神	<u>16</u>	172
	田辺市中辺路	<u>16</u>	177
	田辺市大塔	<u>16</u>	186
	田辺市本宮	15	169
	白浜町	16	165
	上富田町	14	160
	すさみ町	<u>16</u>	145
新宮・東牟婁郡	新宮市	<u>16</u>	161
	那智勝浦町	14	143
	太地町	20	143
	古座川町	16	145
	北山村	<u>16</u>	195
	串本町	<u>16</u>	143

新

別表2-4 洪水注意報基準 (令和5年6月8日現在)

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 *1	指定河川洪水予報 による基準
紀北	和歌山市	土入川流域=10.4 七瀬川流域= <u>4.9</u> 和歌川流域=17.9 亀の川流域=10.8 和田川流域= <u>8.3</u> 有本川流域= <u>2</u> 大門川流域=10.5 千手川流域= <u>6.9</u> 堤川流域= <u>3.9</u> 鳴滝川流域= <u>7.4</u>	和歌川流域= (5, 4.9) <u>七瀬川流域= (6, 4.9)</u> 和田川流域= (6, 8.3) <u>堤川流域= (6, 3.9)</u>	紀の川[船戸]
	海南市	貴志川流域=21.2 日方川流域= <u>4.7</u> 加茂川流域= <u>11.9</u> 亀の川流域=9.8 宮川流域=5.4 大坪川流域= <u>2.4</u>	貴志川流域= (9, 13) 日方川流域= (5, 5.5) 加茂川流域= (5, 8.1) 亀の川流域= (5, 7.5) <u>宮川流域= (7, 4.9)</u> <u>大坪川流域= (5, 2.4)</u>	—
	橋本市	嵯峨谷川流域= <u>5.3</u> 山田川流域=4.7 橋本川流域=9.6 東の川流域= <u>6.2</u>	紀の川流域= (5, 58.4) 橋本川流域= (8, 9.1)	紀の川[五條]
	紀の川市	貴志川流域= <u>26.8</u> 海神川流域= <u>5.1</u> 佐川流域=6 松井川流域= <u>3.7</u> 名手川流域=7.8 穴伏川流域=10.9 柘榴川流域=10.1 野田原川流域=8.8	紀の川流域= (5, 59.5) 貴志川流域= (5, 26.6) 佐川流域= (5, 6) 松井川流域= (5, 3.6) 名手川流域= (5, 7.8) 野田原川流域= (5, 7.2) 真国川流域= (5, 13.3)	紀の川[三谷]

旧

別表2-4 洪水注意報基準 (令和4年5月26日現在)

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 *1	指定河川洪水予報 による基準
紀北	和歌山市	土入川流域=10.4 七瀬川流域= <u>5.6</u> 和歌川流域=17.9 亀の川流域=10.8 和田川流域= <u>11.5</u> 有本川流域= <u>2.1</u> 大門川流域=10.5 千手川流域= <u>6.8</u> 堤川流域= <u>3.8</u> 鳴滝川流域= <u>7.3</u>	和歌川流域= (5, 4.9) 和田川流域= (5, 10.2)	紀の川[船戸]
	海南市	貴志川流域=21.2 日方川流域= <u>9.1</u> 加茂川流域= <u>12</u> 亀の川流域=9.8 宮川流域=5.4 大坪川流域= <u>2.3</u>	貴志川流域= (9, 13.2) 日方川流域= (5, 5.5) 加茂川流域= (5, 8.1) 亀の川流域= (9, 6.8)	—
	橋本市	嵯峨谷川流域= <u>5.4</u> 山田川流域=4.7 橋本川流域=9.6 東の川流域= <u>6.3</u>	紀の川流域= (5, 58.8) 橋本川流域= (8, 9.1)	紀の川[五條]
	紀の川市	貴志川流域= <u>26.5</u> 海神川流域= <u>5.2</u> 佐川流域=6 松井川流域= <u>3.6</u> 名手川流域=7.8 穴伏川流域=10.9 柘榴川流域=10.1 野田原川流域=8.8	紀の川流域= (5, 59.9) 貴志川流域= (5, 26.5) 佐川流域= (5, 6) 松井川流域= (5, 3.6) 名手川流域= (5, 7.8) 野田原川流域= (5, 7.2) 真国川流域= (5, 13.4)	紀の川[三谷]

新					旧				
		真国川流域= <u>13.3</u> 春日川流域= <u>4</u> 二瀬川流域= <u>7.4</u>					真国川流域= <u>13.4</u> 春日川流域= <u>4.5</u> 二瀬川流域= <u>7.2</u>		
	岩出市	住吉川流域= <u>6.6</u> 根来川流域= <u>7.3</u> 貴志川流域= <u>29</u> 春日川流域= <u>5.5</u>	紀の川流域= (<u>9, 64</u>)	紀の川[船戸]	岩出市	住吉川流域= <u>6.7</u> 根来川流域= <u>7.4</u> 貴志川流域= <u>29.6</u> 春日川流域= <u>5.6</u>	紀の川流域= (<u>8, 64.5</u>)	紀の川[船戸]	
	紀美野町	貴志川流域=20.9 真国川流域= <u>14.1</u>	貴志川流域= (8, 19.5) 真国川流域= (8, 12.8)	—	紀美野町	貴志川流域=20.9 真国川流域= <u>14</u>	貴志川流域= (8, 19.5) 真国川流域= (8, 12.8)	—	
	かつらぎ町 <u>かつらぎ</u>	貴志川流域= <u>13.6</u> 穴伏川流域=9.3 四邑川流域= <u>5.5</u> 真国川流域= <u>7.2</u> 湯子川流域= <u>8.8</u>	四邑川流域=(9, 4.5)	紀の川[三谷]	かつらぎ町	貴志川流域= <u>13.9</u> 穴伏川流域=9.3 四邑川流域= <u>5.6</u> 真国川流域= <u>7.3</u> 湯子川流域= <u>8.9</u> 有田川流域=17.2	四邑川流域=(9, 4.5)	紀の川[三谷]	
	<u>かつらぎ町花園</u>	有田川流域=17.2	=	=					
	九度山町	丹生川流域= <u>14.1</u> 不動谷川流域= <u>11.3</u> 北又川流域= <u>5.6</u>	丹生川流域= (<u>6, 14.1</u>) 不動谷川流域= (<u>6, 11.3</u>) 北又川流域= (<u>6, 5.6</u>)	紀の川[五條]	九度山町	丹生川流域= <u>14.2</u> 不動谷川流域= <u>11.5</u> 北又川流域= <u>5.7</u>	丹生川流域= (<u>6, 14.2</u>) 不動谷川流域= (<u>5, 11.5</u>) 北又川流域= (<u>5, 5.7</u>)	紀の川[五條]	
	高野町	貴志川流域= <u>7.8</u> 丹生川流域= <u>4.2</u> 不動谷川流域= <u>8.8</u>	丹生川流域= (8, 3.3)	—	高野町	貴志川流域= <u>8</u> 丹生川流域= <u>4.1</u> 不動谷川流域= <u>9</u>	丹生川流域= (8, 3.3)	—	
紀中	有田市	西谷川流域=4.3 高山川流域=5.6 お仙谷川流域= <u>2.5</u> 箕川流域=1.7	有田川流域= (<u>6, 32.1</u>) 高山川流域= (7, 3.9) <u>お仙谷川流域= (5, 2.4)</u>	和歌山県有田川水系有田川[粟生・金屋]	紀中	有田市	西谷川流域=4.3 高山川流域=5.6 お仙谷川流域= <u>2.4</u> 箕川流域=1.7	有田川流域= (<u>5, 31.7</u>) 高山川流域= (7, 3.9)	和歌山県有田川水系有田川[粟生・金屋]
	御坊市	西川流域= <u>14.8</u> 熊野川流域= <u>4.7</u> 土生川流域= <u>6.9</u> 齊川流域= <u>6</u> 王子川流域=8	西川流域= (<u>5, 14.6</u>) 熊野川流域= (<u>5, 4.5</u>) 齊川流域=(9, 5.6)	和歌山県日高川水系日高川[川原河・高津尾・川辺]		御坊市	西川流域= <u>14.9</u> 熊野川流域= <u>4.8</u> 土生川流域= <u>7.2</u> 齊川流域= <u>6.1</u> 王子川流域=8	西川流域= (<u>5, 14.7</u>) 熊野川流域= (<u>5, 4.8</u>) 齊川流域=(9, 5.6)	和歌山県日高川水系日高川[川原河・高津尾・川辺]

新

	下川流域= <u>4</u>		
湯浅町	山田川流域= <u>10.8</u> 広川流域=16.4	山田川流域= (<u>6, 15.4</u>)	—
広川町	広川流域= <u>16.2</u>	広川流域= (<u>6, 15.4</u>)	—
有田川町 <u>吉備金谷</u>	鳥尾川流域= <u>6.1</u> 早月谷川流域= <u>12.3</u> 修理川流域= <u>12.8</u> 玉川流域= <u>6.1</u> 五名谷川流域=7.3 天満川流域=5.2 熊井川流域= <u>3.9</u>	天満川流域= (5, 5.2) 熊井川流域= (5, 4)	和歌山県有田川水系有田川[粟生・金屋]
<u>有田川町美山</u>	四村川流域= <u>13.8</u> 湯川川流域= <u>15.1</u> 室川谷川流域= <u>8.8</u>		
美浜町	西川流域= <u>15</u> 齊川流域= <u>6.1</u>	西川流域= (6, 15)	和歌山県日高川水系日高川[川原河・高津尾・川辺]
日高町	西川流域= <u>11.1</u> 志賀川流域=7.6	西川流域= (<u>6, 11.1</u>) 志賀川流域= (6, 7.6)	—
由良町	由良川流域= <u>9.5</u>	由良川流域= (<u>5, 9.5</u>)	—
印南町	印南川流域=7.6 切目川流域=17.2	印南川流域= (9, 7.6) 切目川流域= (9, 17.2)	—
みなべ町	東岩代川流域= <u>6.2</u> 南部川流域=23.2 古川流域=5.2 玉川流域= <u>6.5</u> 辺川流域=5.8 木の川流域=5.4 高野川流域= <u>5.7</u>	南部川流域= (10, 18.6) 古川流域= (6, 5.2) 玉川流域= (10, 6.4) 辺川流域= (10, 5.8) <u>木の川流域= (10, 5.4)</u> <u>高野川流域= (10, 5.7)</u>	—

旧

	下川流域= <u>3.8</u>		
湯浅町	山田川流域= <u>10.9</u> 広川流域=16.4	山田川流域= (<u>6, 9.3</u>)	—
広川町	広川流域= <u>16.3</u>	広川流域= (<u>5, 15.5</u>)	—
有田川町	鳥尾川流域= <u>6.3</u> 早月谷川流域= <u>12.4</u> 修理川流域= <u>12.7</u> 四村川流域= <u>13.5</u> 湯川川流域= <u>14.9</u> 室川谷川流域= <u>9</u> 玉川流域= <u>6.3</u> 五名谷川流域=7.3 天満川流域=5.2 熊井川流域= <u>4</u>	天満川流域= (5, 5.2) 熊井川流域= (5, 4)	和歌山県有田川水系有田川[粟生・金屋]
美浜町	西川流域= <u>15.1</u> 齊川流域=6.2	西川流域= (6, 15)	和歌山県日高川水系日高川[川原河・高津尾・川辺]
日高町	西川流域= <u>11.2</u> 志賀川流域=7.6	西川流域= (<u>6, 11.2</u>) 志賀川流域= (6, 7.6)	—
由良町	由良川流域= <u>9.6</u>	由良川流域= (<u>5, 9.6</u>)	—
印南町	印南川流域=7.6 切目川流域=17.2	印南川流域= (9, 7.6) 切目川流域= (9, 17.2)	—
みなべ町	東岩代川流域= <u>6.3</u> 南部川流域=23.2 古川流域=5.2 玉川流域= <u>6.4</u> 辺川流域=5.8 木の川流域=5.4 高野川流域= <u>5.6</u>	<u>東岩代川流域= (6, 6.3)</u> 南部川流域= (10, 18.6) 古川流域= (6, 5.2) 玉川流域= (10, 6.4) 辺川流域= (10, 5.8)	—

新				旧					
	日高川町川辺	土生川流域=6.9 江川流域=13.5	日高川流域= (8, 39.6) 土生川流域= (5, 6.7) 江川流域= (9, 13.5)	和歌山県日高川水 系日高川[川原 河・高津尾・川辺]		日高川町	土生川流域=7 江川流域=13.4 愛川流域=8.4 初湯川流域=13.9 猪谷川流域=10 小藪川流域=12.1	日高川流域= (9, 32.6) 土生川流域= (5, 7) 江川流域= (9, 10.7)	和歌山県日高川水 系日高川[川原 河・高津尾・川辺]
	日高川町中津		日高川流域= (9, 43.5)	和歌山県日高川水 系日高川[川原 河・高津尾・川辺]					
	日高川町美山	愛川流域=8.4 初湯川流域=14.1 猪谷川流域=9.8 小藪川流域=12.4	日高川流域= (8, 46.5)	和歌山県日高川水 系日高川[川原 河・高津尾・川辺]					
田辺・西牟 婁	田辺市田辺	芳養川流域=12.8 稲成川流域=7.8 右会津川流域=15.8 左会津川流域=23.9	芳養川流域= (7, 12.8) 稲成川流域= (7, 7.8) 右会津川流域= (7, 15.8) 左会津川流域= (12, 23.9)	—	田辺・西牟 婁	田辺市田辺	芳養川流域=12.8 稲成川流域=7.6 右会津川流域=15.7 左会津川流域=23.3	稲成川流域= (7, 7.6) 右会津川流域= (7, 15.7) 左会津川流域= (7, 23.3)	—
	田辺市龍神	日高川流域=39.2 立花川流域=8.9 丹生川流域=18.8 小又川流域=16.4 古川流域=10.4	日高川流域= (8, 39.2) 小又川流域= (8, 16.4)	—		田辺市龍神	日高川流域=39.2 立花川流域=8.8 丹生川流域=18.3 小又川流域=15.8 古川流域=10.3	—	—
	田辺市中辺路	富田川流域=22.4 鍛冶屋川流域=9.9 中川流域=14.3 日置川流域=16.6	富田川流域= (12, 22.4)	—		田辺市中辺路	富田川流域=22.4 鍛冶屋川流域=9.8 中川流域=14 日置川流域=19.6	—	—
	田辺市大塔	富田川流域=29.6 内の井川流域=8.8 小川谷川流域=7.6 日置川流域=45.7 前の川流域=21.2 安川流域=18.7	富田川流域= (12, 23.7) 内の井川流域= (12, 22.4) 安川流域= (8, 18.7)	—		田辺市大塔	富田川流域=29.6 内の井川流域=8.9 小川谷川流域=7.4 日置川流域=45.1 前の川流域=19.2 安川流域=19.4	富田川流域= (12, 23.7) 安川流域= (8, 19.4)	—

新				旧				
	田辺市本宮	熊野川流域= <u>11.7</u> 大塔川流域=22.8 四村川流域= <u>16.5</u> 音無川流域= <u>7.6</u> 三越川流域= <u>14</u>	熊野川流域= (12, 53.4) 大塔川流域= <u>(11, 20)</u> 四村川流域= <u>(12, 16.5)</u> 音無川流域= (12, 5) 三越川流域= <u>(12, 14)</u>	熊野川中流(本宮区間)[本宮]	田辺市本宮	熊野川流域= <u>11.6</u> 大塔川流域=22.8 四村川流域= <u>16.6</u> 音無川流域= <u>7.8</u> 三越川流域= <u>14.1</u>	熊野川流域= (12, 53.4) 大塔川流域= <u>(9, 19.5)</u> 音無川流域= (12, 5)	熊野川中流(本宮区間)[本宮]
	白浜町	富田川流域=37.1 高瀬川流域= <u>9.9</u> 庄川流域=8.6 日置川流域= <u>39.1</u> 城川流域=15.6 朝来帰川流域=8.3 瀬田川流域= <u>3.3</u>	富田川流域= (12, 32.6) 高瀬川流域= <u>(8, 7.8)</u> 庄川流域= (12, 6.9) 日置川流域= <u>(10, 36.6)</u> 城川流域= (12, 12.5) 朝来帰川流域= (12, 8.3) 瀬田川流域= <u>(8.3.1)</u>	—	白浜町	富田川流域=37.1 高瀬川流域= <u>9.8</u> 庄川流域=8.6 日置川流域= <u>39.2</u> 城川流域=15.6 朝来帰川流域=8.3 瀬田川流域= <u>3.2</u>	富田川流域= (12, 32.6) 高瀬川流域= <u>(8, 7.7)</u> 庄川流域= (12, 6.9) 日置川流域= <u>(10, 36.7)</u> 城川流域= (12, 12.5) 朝来帰川流域= (12, 8.3) 瀬田川流域= <u>(8.3.2)</u>	—
	上富田町	富田川流域= <u>35.6</u> 岡川流域=8.4 生馬川流域= <u>11.6</u>	<u>生馬川流域= (7, 11.6)</u>	—	上富田町	富田川流域= <u>34.6</u> 岡川流域=8.4 生馬川流域= <u>11.5</u>	—	—
	すさみ町	城川流域= <u>9.2</u> 佐本川流域= <u>17.4</u> 周参見川流域=18.4 和深川流域= <u>10.7</u> 太間川流域=10.4 江須の川流域=6 江住川流域=7.5 里野西池川= <u>3.9</u>	周参見川流域= (8, 18.4)	—	すさみ町	城川流域= <u>12</u> 佐本川流域= <u>17.1</u> 周参見川流域=18.4 和深川流域= <u>10.8</u> 太間川流域=10.4 江須の川流域=6 江住川流域=7.5 里野西池川= <u>4</u>	周参見川流域= (8, 18.4)	—
新宮・東牟婁	新宮市	高田川流域=13.9 赤木川流域=18.7 北山川流域= <u>57.8</u> 東の川流域= <u>8.5</u> 市田川流域=7.9	熊野川流域= (13, 82.4) 高田川流域= (10, 13.9) 赤木川流域= (12, 18.7) 北山川流域= (10, 57.2) 市田川流域= <u>(8, 7.3)</u>	熊野川下流[成川], 熊野川中流(日足区間)[日足]	新宮市	高田川流域=13.9 赤木川流域=18.7 北山川流域= <u>57.5</u> 東の川流域= <u>8.7</u> 市田川流域=7.9	熊野川流域= (13, 82.4) 高田川流域= (10, 13.9) 赤木川流域= (12, 18.7) 北山川流域= (10, 57.2) 市田川流域= <u>(8, 7.9)</u>	熊野川下流[成川], 熊野川中流(日足区間)[日足]
	那智勝浦町	井鹿川流域=7.4	井鹿川流域= (11, 5.2)	—	那智勝浦町	井鹿川流域=7.4	井鹿川流域= (11, 5.2)	—

新			
		小匠川流域= <u>16.9</u> 太田川流域= <u>20.1</u> 二河川流域=8.3 那智川流域=16.2 長野川流域= <u>6.6</u>	太田川流域= <u>(11, 16.1)</u> 二河川流域= (7, 5.8) 那智川流域= (7, 12.2) 長野川流域=(11.6.1)
	太地町	与根子川流域= <u>6.4</u>	—
	古座川町	小川流域= <u>22.1</u> 平井川流域= <u>18.6</u>	古座川流域= (13, 31.4) 小川流域= (10, 22) 和歌山県古座川水系古座川[相瀬・月野瀬]
	北山村	北山川流域= <u>51.7</u>	北山川流域= <u>(12, 51.7)</u>
	串本町	比曾原川流域=11.2 有田川流域=6.1 高富川流域=6.5 くじ野川流域=8.4 津荷川流域= <u>5.1</u> 田原川流域= <u>10.3</u>	古座川流域= (13, 31.8) 津荷川流域= <u>(12, 5.1)</u> 田原川流域= <u>(13, 10.3)</u> 和歌山県古座川水系古座川[相瀬・月野瀬]

*1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

旧			
		小匠川流域= <u>17.1</u> 太田川流域= <u>20.8</u> 二河川流域=8.3 那智川流域=16.2 長野川流域= <u>6.7</u>	太田川流域= <u>(11, 16.6)</u> 二河川流域= (7, 5.8) 那智川流域= (7, 12.2) 長野川流域=(11.6.1)
	太地町	与根子川流域= <u>6.5</u>	—
	古座川町	小川流域= <u>22</u> 平井川流域= <u>18.5</u>	古座川流域= (13, 31.4) 小川流域= (10, 22) 和歌山県古座川水系古座川[相瀬・月野瀬]
	北山村	北山川流域= <u>53.3</u>	北山川流域= <u>(12, 53.3)</u>
	串本町	比曾原川流域=11.2 有田川流域=6.1 高富川流域=6.5 くじ野川流域=8.4 津荷川流域= <u>5.2</u> 田原川流域= <u>10</u>	古座川流域= (13, 31.8) 津荷川流域= <u>(12, 5.2)</u> 田原川流域= <u>(13, 8)</u> 和歌山県古座川水系古座川[相瀬・月野瀬]

*1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

別表2-5 高潮警報・注意報基準

(令和5年3月9日現在)

市町村等を まとめた地域	市町村等	潮位	
		警報	注意報
紀北	和歌山市	1.8m	1.3m
	海南市	1.8m	1.3m
	橋本市	—	—
	紀の川市	—	—
	岩出市	—	—
	紀美野町	—	—

別表2-5 高潮警報・注意報基準

(平成28年3月1日現在)

市町村等を まとめた地域	市町村等	潮位	
		警報	注意報
紀北	和歌山市	1.8m	1.3m
	海南市	1.8m	1.3m
	橋本市	—	—
	紀の川市	—	—
	岩出市	—	—
	紀美野町	—	—

新				旧			
紀中	かつらぎ町	—	—	紀中	かつらぎ町	—	—
	九度山町	—	—		九度山町	—	—
	高野町	—	—		高野町	—	—
	有田市	1.8m	1.3m		有田市	1.8m	1.3m
	御坊市	1.8m	1.3m		御坊市	1.8m	1.3m
	湯浅町	1.8m	1.3m		湯浅町	1.8m	1.3m
	広川町	1.8m	1.3m		広川町	1.8m	1.3m
	有田川町吉備金谷	—	—		有田川町	—	—
	有田川町清水	—	—				
	美浜町	1.8m	1.3m		美浜町	1.8m	1.3m
	日高町	1.8m	1.3m		日高町	1.8m	1.3m
	由良町	1.8m	1.3m		由良町	1.8m	1.3m
	印南町	1.8m	1.3m		印南町	1.8m	1.3m
	みなべ町	1.8m	1.3m		みなべ町	1.8m	1.3m
	日高川町川辺	—	—		日高川町	—	—
日高川町中津	—	—					
日高川町美山	—	—					
田辺・西牟婁	田辺市田辺	1.8m	1.3m	田辺・西牟婁	田辺市田辺	1.8m	1.3m
	田辺市龍神	—	—		田辺市龍神	—	—
	田辺市中辺路	—	—		田辺市中辺路	—	—
	田辺市大塔	—	—		田辺市大塔	—	—
	田辺市本宮	—	—		田辺市本宮	—	—
	白浜町	1.8m	1.3m		白浜町	1.8m	1.3m
	上富田町	—	—		上富田町	—	—
	すさみ町	1.8m	1.3m		すさみ町	1.8m	1.3m

新			
新宮・東牟婁	新宮市	1.8m	1.3m
	那智勝浦町	1.8m	1.3m
	太地町	1.8m	1.3m
	古座川町	—	—
	北山村	—	—
	串本町	1.8m	1.3m

(略)
 (3) 指定河川〔紀の川・熊野川下流・熊野川中流（本宮区間）・熊野川中流（日足区間）・有田川・日高川・古座川〕の洪水予報

(略)
 イ 洪水予報の種類と概要

種類	標 題	概 要
洪水 注意 報	紀の川 氾濫注意情報	紀の川の基準地点である五條、三谷及び船戸水位観測所のいずれかの水位が、氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
	熊野川下流 氾濫注意情報	熊野川の基準地点である成川水位観測所の水位が、氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
	熊野川中流 (本宮区間) 氾濫注意情報	熊野川の基準地点である本宮水位観測所の水位が、氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。

旧			
新宮・東牟婁	新宮市	1.8m	1.3m
	那智勝浦町	1.8m	1.3m
	太地町	1.8m	1.3m
	古座川町	—	—
	北山村	—	—
	串本町	1.8m	1.3m

(略)
 (3) 指定河川〔紀の川・熊野川下流・熊野川中流（本宮区間）・熊野川中流（日足区間）・有田川・日高川・古座川〕の洪水予報

(略)
 イ 洪水予報の種類と概要

種類	標 題	概 要
洪水 注意 報	紀の川 氾濫注意情報	紀の川の基準地点である五條、三谷及び船戸水位観測所のいずれかの水位が、氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
	熊野川下流 氾濫注意情報	熊野川の基準地点である成川水位観測所の水位が、氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
	熊野川中流 (本宮区間) 氾濫注意情報	熊野川の基準地点である本宮水位観測所の水位が、氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。

新			旧			
		避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。			避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	
	熊野川中流 (日足区間) 氾濫注意情報	熊野川の基準地点である日足水位観測所の水位が、氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。		熊野川中流 (日足区間) 氾濫注意情報	熊野川の基準地点である日足水位観測所の水位が、氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	
	有田川 氾濫注意情報	有田川の基準地点である金屋水位観測所及び粟生水位観測所のいずれかの水位が、氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。		有田川 氾濫注意情報	有田川の基準地点である金屋水位観測所及び粟生水位観測所のいずれかの水位が、氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	
	日高川 氾濫注意情報	日高川の基準地点である川辺、高津尾及び川原河水位観測所のいずれかの水位が、氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。		日高川 氾濫注意情報	日高川の基準地点である川辺、高津尾及び川原河水位観測所のいずれかの水位が、氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	
	古座川 氾濫注意情報	古座川の基準地点である相瀬及び月野瀬水位観測所のいずれかの水位が、氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。		古座川 氾濫注意情報	古座川の基準地点である相瀬及び月野瀬水位観測所のいずれかの水位が、氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	
洪水 警報	紀の川 氾濫警戒情報	紀の川の基準地点である五條、三谷及び船戸水位観測所のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を		洪水 警報	紀の川 氾濫警戒情報	紀の川の基準地点である五條、三谷及び船戸水位観測所のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を

新		旧	
	<p>発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表される。</p> <p>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p>		<p>発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表される。</p> <p>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p>
紀の川 氾濫危険情報	<p>紀の川の基準地点である五條、三谷及び船戸水位観測所のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、または<u>急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる</u>ときに発表される。</p> <p>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>	紀の川 氾濫危険情報	<p>紀の川の基準地点である五條、三谷及び船戸水位観測所のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、または<u>3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれる</u>ときに発表される。</p> <p>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>
紀の川 氾濫発生情報	<p>洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。</p> <p>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</p>	紀の川 氾濫発生情報	<p>洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。</p> <p>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</p>
熊野川下流 氾濫警戒情報	<p>熊野川の基準地点である成川水位観測所の水位が、氾濫危険水位に<u>到達</u>すると見込まれるとき、避難判断水位に<u>到達</u>し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表される。</p> <p>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p>	熊野川下流 氾濫警戒情報	<p>熊野川の基準地点である成川水位観測所の水位が、氾濫危険水位に<u>達</u>すると見込まれるとき、避難判断水位に<u>達</u>し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表される。</p> <p>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p>
熊野川下流 氾濫危険情報	<p>熊野川の基準地点である成川水位観測所の水位が、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、<u>または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる</u>ときに発表される。</p>	熊野川下流 氾濫危険情報	<p>熊野川の基準地点である成川水位観測所の水位が、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、<u>または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれる</u>ときに発表される。</p>

新		旧	
	いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。		いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
熊野川下流 氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	熊野川下流 氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
熊野川中流 (本宮区間) 氾濫警戒情報	熊野川の基準地点である本宮水位観測所の水位が、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	熊野川中流 (本宮区間) 氾濫警戒情報	熊野川の基準地点である本宮水位観測所の水位が、氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
熊野川中流 (本宮区間) 氾濫危険情報	熊野川の基準地点である本宮水位観測所の水位が、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	熊野川中流 (本宮区間) 氾濫危険情報	熊野川の基準地点である本宮水位観測所の水位が、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
熊野川中流 (本宮区間) 氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	熊野川中流 (本宮区間) 氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
熊野川中流 (日足区間)	熊野川の基準地点である日足水位観測所の水位が、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上	熊野川中流 (日足区間)	熊野川の基準地点である日足水位観測所の水位が、氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上

新		旧	
氾濫警戒情報	昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	氾濫警戒情報	上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
熊野川中流(日足区間)氾濫危険情報	熊野川の基準地点である日足水位観測所の水位が、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	熊野川中流(日足区間)氾濫危険情報	熊野川の基準地点である日足水位観測所の水位が、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、 または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるとき に発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
熊野川中流(日足区間)氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	熊野川中流(日足区間)氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
有田川氾濫警戒情報	有田川の基準地点である金屋水位観測所及び粟生水位観測所のいずれかの水位が、氾濫危険水位に 到達 すると見込まれるとき、避難判断水位に 到達 し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	有田川氾濫警戒情報	有田川の基準地点である金屋水位観測所及び粟生水位観測所のいずれかの水位が、氾濫危険水位に 達 すると見込まれるとき、避難判断水位に 達 し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
有田川氾濫危険情報	有田川の基準地点である金屋水位観測所及び粟生水位観測所のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考	有田川氾濫危険情報	有田川の基準地点である金屋水位観測所及び粟生水位観測所のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、 または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるとき に発表される。いつ氾

新		旧	
	とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。		溢が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
有田川 氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	有田川 氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
日高川 氾濫警戒情報	日高川の基準地点である川辺、高津尾及び川原河水位観測所のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	日高川 氾濫警戒情報	日高川の基準地点である川辺、高津尾及び川原河水位観測所のいずれかの水位が、氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
日高川 氾濫危険情報	日高川の基準地点である川辺、高津尾及び川原河水位観測所のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	日高川 氾濫危険情報	日高川の基準地点である川辺、高津尾及び川原河水位観測所のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、 または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるとき に発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
日高川 氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	日高川 氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
古座川 氾濫警戒情報	古座川の基準地点である相瀬及び月野瀬水位観測所のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発	古座川 氾濫警戒情報	古座川の基準地点である相瀬及び月野瀬水位観測所のいずれかの水位が、氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断

新	
	<p>表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表される。</p> <p>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p>
古座川 氾濫危険情報	<p>古座川の基準地点である相瀬及び月野瀬水位観測所のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。</p> <p>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>
古座川 氾濫発生情報	<p>洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。</p> <p>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</p>

(略)

(4) 水防警報

(略)

ア 国土交通大臣が行う水防警報

水防警報発表区域等

河川名	対象 量水標	区	域

旧	
	<p>水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表される。</p> <p>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p>
古座川 氾濫危険情報	<p>古座川の基準地点である相瀬及び月野瀬水位観測所のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。</p> <p>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>
古座川 氾濫発生情報	<p>洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。</p> <p>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</p>

(略)

(4) 水防警報

(略)

ア 国土交通大臣が行う水防警報

水防警報発表区域等

河川名	対象 量水標	区	域

新					
紀の川	五 條 三 谷 船 戸	左岸 奈良県五條市牧町野原東4丁目 <u>266番地先</u> 右岸 奈良県五條市小島町 <u>550番地先</u>	から海まで		
貴志川	貴 志	左岸 紀の川市貴志川町神戸地先 右岸 紀の川市貴志川町井ノ口地先	から紀の川との合流点まで		
熊野川	成 川	左岸 三重県南牟婁郡紀宝町北檜杖字尾友平野199 の1地先 右岸 新宮市南檜杖字滝下シ527番の1地先	から海まで		
市田川	下 田	左岸 新宮市新宮字下田4259番地先の市道橋 右岸 新宮市新宮字下田4259番地先の市道橋	から熊野川との合流点まで		

イ 知事が行う水防警報
水防警報発表区域等

河川名	区 域	対 象 量水標	水 位	振興局 建設部	担当水防 管理団体
有田川	金屋橋上流500mの地点 (左岸) 有田郡有田川町徳田 (右岸) 有田郡有田川町金屋 から海まで	金 屋	水防団待機水位 2.60 氾濫注意水位 4.10	有 田	有田市 有田川町
日高川	川辺大橋上流350mの地点 (左岸) 日高郡日高川町松瀬 (右岸) 日高郡日高川町早藤 から海まで	川 辺 (松瀬橋)	水防団待機水位 3.80 氾濫注意水位 5.00	日 高	御坊市 日高川町
南部川	辺川合流地点 (左岸) 日高郡みなべ町東本庄 (右岸) 日高郡みなべ町東本庄 から海まで	谷 口	水防団待機水位 2.00 氾濫注意水位 2.20	日 高	みなべ町
左会津 川	高雄大橋上流60mの地点 (左岸) 田辺市湊小泉 (右岸) 田辺市稲成	高山寺	水防団待機水位 3.50 氾濫注意水位	西牟婁	田辺市

旧					
紀の川	五 條 三 谷 船 戸	左岸 奈良県五條市牧町野原東4丁目 <u>226番地先</u> 右岸 奈良県五條市小島町 <u>550番1地先</u>	から海まで		
貴志川	貴 志	左岸 紀の川市貴志川町神戸地先 右岸 紀の川市貴志川町井ノ口地先	から紀の川との合流点まで		
熊野川	成 川	左岸 三重県南牟婁郡紀宝町北檜杖字尾友平野199 の1地先 右岸 新宮市南檜杖字滝下シ527番の1地先	から海まで		
市田川	下 田	左岸 新宮市新宮字下田4259番地先の市道橋 右岸 新宮市新宮字下田4259番地先の市道橋	から熊野川との合流点まで		

イ 知事が行う水防警報
水防警報発表区域等

河川名	区 域	対 象 量水標	水 位	振興局 建設部	担当水防 管理団体
有田川	金屋橋上流500mの地点 (左岸) 有田郡有田川町徳田 (右岸) 有田郡有田川町金屋 から海まで	金 屋	水防団待機水位 2.60 氾濫注意水位 4.10	有 田	有田市 有田川町
日高川	川辺大橋上流350mの地点 (左岸) 日高郡日高川町松瀬 (右岸) 日高郡日高川町早藤 から海まで	川 辺 (松瀬橋)	水防団待機水位 3.80 氾濫注意水位 5.00	日 高	御坊市 日高川町
南部川	辺川合流地点 (左岸) 日高郡みなべ町東本庄 (右岸) 日高郡みなべ町東本庄 から海まで	谷 口	水防団待機水位 2.00 氾濫注意水位 2.20	日 高	みなべ町
左会津 川	高雄大橋上流60mの地点 (左岸) 田辺市湊小泉 (右岸) 田辺市稲成	高山寺	水防団待機水位 3.50 氾濫注意水位	西牟婁	田辺市

新						旧					
	から海まで		4.00				から海まで		4.00		
富田川	市ノ瀬橋上流500mの地点 (左岸)西牟婁郡上富田町市ノ瀬 (右岸)西牟婁郡上富田町市ノ瀬 から海まで	市ノ瀬	水防団待機水位 3.00 氾濫注意水位 3.50	西牟婁 上富田町		富田川	市ノ瀬橋上流500mの地点 (左岸)西牟婁郡上富田町市ノ瀬 (右岸)西牟婁郡上富田町市ノ瀬 から海まで	市ノ瀬	水防団待機水位 3.00 氾濫注意水位 3.50	西牟婁 上富田町	
		田津原	水防団待機水位 3.50 氾濫注意水位 4.00					田津原	水防団待機水位 3.50 氾濫注意水位 4.00		
日置川	安居橋上流300mの地点 (左岸)西牟婁郡白浜町安居 (右岸)西牟婁郡白浜町安居 から海まで	安居	水防団待機水位 4.50 氾濫注意水位 5.50	西牟婁	白浜町	日置川	安居橋上流300mの地点 (左岸)西牟婁郡白浜町安居 (右岸)西牟婁郡白浜町安居 から海まで	安居	水防団待機水位 4.50 氾濫注意水位 5.50	西牟婁	白浜町
古座川	(左岸)古座川町役場上流50m(古座川町高池) (右岸)河内橋上流100m (串本町古田) から海まで	月野瀬	水防団待機水位 3.50 氾濫注意水位 4.00	東牟婁 串本	串本町 古座川町	古座川	(左岸)古座川町役場上流50m(古座川町高池) (右岸)河内橋上流100m (串本町古田) から海まで	月野瀬	水防団待機水位 3.50 氾濫注意水位 4.00	東牟婁 串本	串本町 古座川町
太田川	高遠井橋上流800mの地点 (左岸)東牟婁郡那智勝浦町長井 (右岸)東牟婁郡那智勝浦町長井 から海まで	南大居	水防団待機水位 3.00 氾濫注意水位 3.50	東牟婁 新宮	那智勝浦町	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
熊野川	岩田橋上流600mの地点 (田辺市本宮町本宮)から岩田橋 (田辺市本宮町本宮)までの右岸	本宮	水防団待機水位 4.60 氾濫注意水位 5.00	西牟婁	田辺市	熊野川	岩田橋上流600mの地点 (田辺市本宮町大居)から岩田橋 (田辺市本宮町大居)までの右岸	本宮	水防団待機水位 4.60 氾濫注意水位 5.00	西牟婁	田辺市
熊野川	三和大橋上流100mの地点 (新宮市熊野川町日足)から 三津野橋(新宮市熊野川町日足) までの右岸	日足	水防団待機水位 4.50 氾濫注意水位 5.50	東牟婁 新宮	新宮市	熊野川	三和大橋上流100mの地点 (新宮市熊野川町日足)から 三津野橋(新宮市熊野川町日足) までの右岸	日足	水防団待機水位 4.50 氾濫注意水位 5.50	東牟婁 新宮	新宮市

新

(略)

(5) 水位周知河川の水位情報

(略)

イ 知事が発表する水位情報
水位発表区域等

河川名	区 域	対 象 量水標	水 位	振興局 建設部	担当水防 管理団体
橋 本 川	東谷川合流点 〔(左岸) 橋本市北馬場 (右岸) 橋本市小原田から紀の川 合流点まで〕	古東橋	氾濫危険水位 5.00 避難判断水位 4.30 氾濫注意水位 3.30 水防団待機水位 2.50	伊 都	
和 田 川	〔(左岸) 和歌山市大河内 (右岸) 和歌山市大河内 から和歌川合流点まで〕	広見橋	氾濫危険水位 2.70 避難判断水位 2.20 氾濫注意水位 2.00 水防団待機水位 1.80	海 草	和 歌 山 市
亀 の 川	〔(左岸) 海南市東畑 (右岸) 海南市ひや水 から海まで〕	大師橋	氾濫危険水位 2.10 避難判断水位 1.80 氾濫注意水位 1.50 水防団待機水位 1.20	海 草	和 歌 山 市 海 南 市

旧

(略)

(5) 水位周知河川の水位情報

(略)

イ 知事が発表する水位情報
水位発表区域等

河川名	区 域	対 象 量水標	水 位	振興局 建設部	担当水防 管理団体
橋 本 川	東谷川合流点 〔(左岸) 橋本市北馬場 (右岸) 橋本市小原田から紀の川 合流点まで〕	古東橋	氾濫危険水位 5.00 避難判断水位 4.30 氾濫注意水位 3.30 水防団待機水位 2.50	伊 都	
和 田 川	〔(左岸) 和歌山市大河内 (右岸) 和歌山市大河内 から和歌川合流点まで〕	広見橋	氾濫危険水位 2.70 避難判断水位 2.20 氾濫注意水位 2.00 水防団待機水位 1.80	海 草	和 歌 山 市
亀 の 川	〔(左岸) 海南市東畑 (右岸) 海南市ひや水 から海まで〕	大師橋	氾濫危険水位 2.10 避難判断水位 1.80 氾濫注意水位 1.50 水防団待機水位 1.20	海 草	和 歌 山 市 海 南 市

新						旧					
		羽鳥橋	氾濫危険水位 2.60 避難判断水位 2.20 氾濫注意水位 2.00 水防団待機水位 1.60					羽鳥橋	氾濫危険水位 2.60 避難判断水位 2.20 氾濫注意水位 2.00 水防団待機水位 1.60		
日方川	新九条橋上流500m地点 [(左岸) 海南省重根 (右岸) 海南省重根 から海まで	海南橋	氾濫危険水位 2.40 避難判断水位 2.00 氾濫注意水位 2.00 水防団待機水位 1.70	海草	海南省	日方川	新九条橋上流500m地点 [(左岸) 海南省重根 (右岸) 海南省重根 から海まで	海南橋	氾濫危険水位 2.40 避難判断水位 2.00 氾濫注意水位 2.00 水防団待機水位 1.70	海草	海南省
加茂川	市坪川合流地点 [(左岸) 海南省下津町橋本 (右岸) 海南省下津町橋本 から海まで	下	氾濫危険水位 2.20 避難判断水位 2.00 氾濫注意水位 2.00 水防団待機水位 1.50	海草	海南省	加茂川	市坪川合流地点 [(左岸) 海南省下津町橋本 (右岸) 海南省下津町橋本 から海まで	下	氾濫危険水位 2.20 避難判断水位 2.00 氾濫注意水位 2.00 水防団待機水位 1.50	海草	海南省

新					旧				
貴志川	〔(左岸) 海草郡紀美野町毛原宮〕 〔(右岸) 海草郡紀美野町毛原宮〕 から 〔(左岸) 紀の川市貴志川町神戸〕 〔(右岸) 紀の川市貴志川町井ノ口〕	野上 新橋	氾濫危険水位	海草 海 南 市 紀 美 野 町	野上 新橋	氾濫危険水位	海草 海 南 市 紀 美 野 町	野上 新橋	氾濫危険水位
			4.80			4.80			
			避難判断水位			避難判断水位			
			4.00			4.00			4.00
			氾濫注意水位			氾濫注意水位			氾濫注意水位
			4.00			4.00			4.00
			水防団待機水位			水防団待機水位			水防団待機水位
			2.00			2.00			2.00
		小川橋	氾濫危険水位			氾濫危険水位			氾濫危険水位
			5.50			5.50			5.50
			避難判断水位			避難判断水位			避難判断水位
			4.70			4.70			4.70
			氾濫注意水位			氾濫注意水位			氾濫注意水位
			4.00			4.00			4.00
			水防団待機水位			水防団待機水位			水防団待機水位
			3.50			3.50			3.50
		永宝橋	氾濫危険水位			氾濫危険水位			氾濫危険水位
			3.70			3.70			3.70
			避難判断水位			避難判断水位			避難判断水位
			3.10			3.10			3.10
			氾濫注意水位			氾濫注意水位			氾濫注意水位
			3.00			3.00			3.00
			水防団待機水位			水防団待機水位			水防団待機水位
			2.00			2.00			2.00
山田川	畑前橋 〔(左岸) 有田郡湯浅町山田〕 〔(右岸) 有田郡湯浅町山田〕 から海まで	三之橋	氾濫危険水位	有田 湯 浅 町	山田川	畑前橋 〔(左岸) 有田郡湯浅町山田〕 〔(右岸) 有田郡湯浅町山田〕 から海まで	三之橋	氾濫危険水位	有田 湯 浅 町
			2.30						2.30
			避難判断水位						避難判断水位
			2.10						2.10
			氾濫注意水位						氾濫注意水位
			2.10						2.10
			水防団待機水位						水防団待機水位

新						旧							
広 川	河瀬橋下流300m地点 〔(右岸)有田郡広川町河瀬〕 〔(左岸)有田郡広川町井関〕 から海まで	新広橋	氾濫危険水位	1.60	有 田	湯 浅 町 広 川 町	広 川	河瀬橋下流300m地点 〔(右岸)有田郡広川町河瀬〕 〔(左岸)有田郡広川町井関〕 から海まで	新広橋	氾濫危険水位	1.60	有 田	湯 浅 町 広 川 町
			避難判断水位	2.40						避難判断水位	2.40		
			氾濫注意水位	2.00						氾濫注意水位	2.00		
			水防団待機水位	2.00						水防団待機水位	2.00		
印 南 川	中越新橋上流500m地点 〔(左岸)日高郡印南町印南原〕 〔(右岸)日高郡印南町印南原〕 から海まで	山 口	氾濫危険水位	1.70	日 高	印 南 町	印 南 川	中越新橋上流500m地点 〔(左岸)日高郡印南町印南原〕 〔(右岸)日高郡印南町印南原〕 から海まで	山 口	氾濫危険水位	1.70	日 高	印 南 町
			避難判断水位	3.60						避難判断水位	3.60		
			氾濫注意水位	3.30						氾濫注意水位	3.30		
			水防団待機水位	2.00						水防団待機水位	2.00		
切 目 川	脇ノ谷橋上流300m地点 〔(左岸)日高郡印南町美里〕 〔(右岸)日高郡印南町美里〕 から海まで	古 屋	氾濫危険水位	4.90	日 高	印 南 町	切 目 川	脇ノ谷橋上流300m地点 〔(左岸)日高郡印南町美里〕 〔(右岸)日高郡印南町美里〕 から海まで	古 屋	氾濫危険水位	4.90	日 高	印 南 町
			避難判断水位	4.30						避難判断水位	4.30		
			氾濫注意水位	3.90						氾濫注意水位	3.90		
			水防団待機水位	3.60						水防団待機水位	3.60		
		古 井	氾濫危険水位	3.40			古 井	氾濫危険水位	3.40				
			避難判断水位	2.80				避難判断水位	2.80				
			氾濫注意水位	2.50				氾濫注意水位	2.50				
			水防団待機水位	2.00				水防団待機水位	2.00				
南 部 川	辺川合流点	谷 口	氾濫危険水位		日 高	み な べ 町	南 部 川	辺川合流点	谷 口	氾濫危険水位		日 高	み な べ 町

新						旧					
	〔左岸〕日高郡みなべ町東本庄 〔右岸〕日高郡みなべ町東本庄 から海まで		2.90 避難判断水位 2.40 氾濫注意水位 2.20 水防団待機水位 2.00				〔左岸〕日高郡みなべ町東本庄 〔右岸〕日高郡みなべ町東本庄 から海まで		2.90 避難判断水位 2.40 氾濫注意水位 2.20 水防団待機水位 2.00		
左会津川	大江橋地点 〔左岸〕田辺市長野 〔右岸〕田辺市長野 から海まで	高山寺	氾濫危険水位 4.60 避難判断水位 4.10 氾濫注意水位 4.00 水防団待機水位 3.50	西牟婁	田辺市	左会津川	大江橋地点 〔左岸〕田辺市長野 〔右岸〕田辺市長野 から海まで	高山寺	氾濫危険水位 4.60 避難判断水位 4.10 氾濫注意水位 4.00 水防団待機水位 3.50	西牟婁	田辺市
		中三栖	氾濫危険水位 3.90 避難判断水位 3.50 氾濫注意水位 2.70 水防団待機水位 2.20			南部川	辺川合流点 〔左岸〕日高郡みなべ町東本庄 〔右岸〕日高郡みなべ町東本庄 から海まで	中三栖	氾濫危険水位 3.90 避難判断水位 3.50 氾濫注意水位 2.70 水防団待機水位 2.20	日高	みなべ町
富田川	市ノ瀬橋上流500mの地点 〔左岸〕西牟婁郡上富田町市ノ瀬 〔右岸〕西牟婁郡上富田町市ノ瀬 から海まで	市ノ瀬	氾濫危険水位 4.70 避難判断水位 3.90 氾濫注意水位 3.50 水防団待機水位 3.00	西牟婁	上富田町	富田川	市ノ瀬橋上流500mの地点 〔左岸〕西牟婁郡上富田町市ノ瀬 〔右岸〕西牟婁郡上富田町市ノ瀬 から海まで	市ノ瀬	氾濫危険水位 4.70 避難判断水位 3.90 氾濫注意水位 3.50 水防団待機水位 3.00	西牟婁	上富田町

新						旧					
		田津原	氾濫危険水位 5.10 避難判断水位 4.50 氾濫注意水位 4.00 水防団待機水位 3.50		白浜町			田津原	氾濫危険水位 5.10 避難判断水位 4.50 氾濫注意水位 4.00 水防団待機水位 3.50		白浜町
日置川	〔(左岸)西牟婁郡白浜町安居〕 〔(右岸)西牟婁郡白浜町寺山〕 から海まで	安居	氾濫危険水位 6.60 避難判断水位 5.50 氾濫注意水位 5.50 水防団待機水位 4.50	西牟婁	白浜町	日置川	〔(左岸)西牟婁郡白浜町安居〕 〔(右岸)西牟婁郡白浜町寺山〕 から海まで	安居	氾濫危険水位 6.60 避難判断水位 5.50 氾濫注意水位 5.50 水防団待機水位 4.50	西牟婁	白浜町
周参見川	長宇井橋上流190mの地点 〔(左岸)西牟婁郡すさみ町周参見〕 〔(右岸)西牟婁郡すさみ町周参見〕 から海まで	望見橋	氾濫危険水位 2.90 避難判断水位 2.50 氾濫注意水位 2.50 水防団待機水位 2.20	東牟婁 串本	すさみ町	周参見川	長宇井橋上流190mの地点 〔(左岸)西牟婁郡すさみ町周参見〕 〔(右岸)西牟婁郡すさみ町周参見〕 から海まで	望見橋	氾濫危険水位 2.90 避難判断水位 2.50 氾濫注意水位 2.50 水防団待機水位 2.20	東牟婁 串本	すさみ町
太田川	高遠井橋上流800mの地点 〔(左)東牟婁郡那智勝浦町長井〕 〔(右)東牟婁郡那智勝浦町長井〕 から海まで	南大居	氾濫危険水位 3.90 避難判断水位 3.50 氾濫注意水位 3.50 水防団待機水位 3.00	東牟婁 新宮	那智勝浦町	太田川	高遠井橋上流800mの地点 〔(左)東牟婁郡那智勝浦町長井〕 〔(右)東牟婁郡那智勝浦町長井〕 から海まで	南大居	氾濫危険水位 3.90 避難判断水位 3.50 氾濫注意水位 3.50 水防団待機水位 3.00	東牟婁 新宮	那智勝浦町

新					
那智川	(左岸) 東牟婁郡那智勝浦町 大字那智山 (右岸) 東牟婁郡那智勝浦町 大字那智山 から海まで	川 関	氾濫危険水位	東牟婁 新 宮	那智勝浦町
			3.20		
			避難判断水位		
			2.50		
			氾濫注意水位		
	1.70				
	水防団待機水位	1.40			
	市野々	氾濫危険水位			
		2.10			
		避難判断水位			
1.40					
氾濫注意水位					
1.00					
水防団待機水位	0.60				

(略)

(略)

(10) キキクル (大雨警報・洪水警報の危険度分布) 等

イ 浸水キキクル (大雨警報 (浸水害) の危険度分布)

短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報 (浸水害) 等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

- ・「災害切迫」 (黒) : 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。

ウ 洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川 (水位周知河川及びその他河川) の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

旧					
那智川	(左岸) 東牟婁郡那智勝浦町 大字那智山 (右岸) 東牟婁郡那智勝浦町 大字那智山 から海まで	川 関	氾濫危険水位	東牟婁 新 宮	那智勝浦町
			3.20		
			避難判断水位		
			2.50		
			氾濫注意水位		
	1.70				
	水防団待機水位	1.40			
	市野々	氾濫危険水位			
		2.10			
		避難判断水位			
1.40					
氾濫注意水位					
1.00					
水防団待機水位	0.60				

(略)

(略)

(10) キキクル (大雨警報・洪水警報の危険度分布) 等

イ 浸水キキクル (大雨警報 (浸水害) の危険度分布)

浸水キキクルは、短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報 (浸水害) 等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

- ・「災害切迫」 (黒) : 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。

ウ 洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)

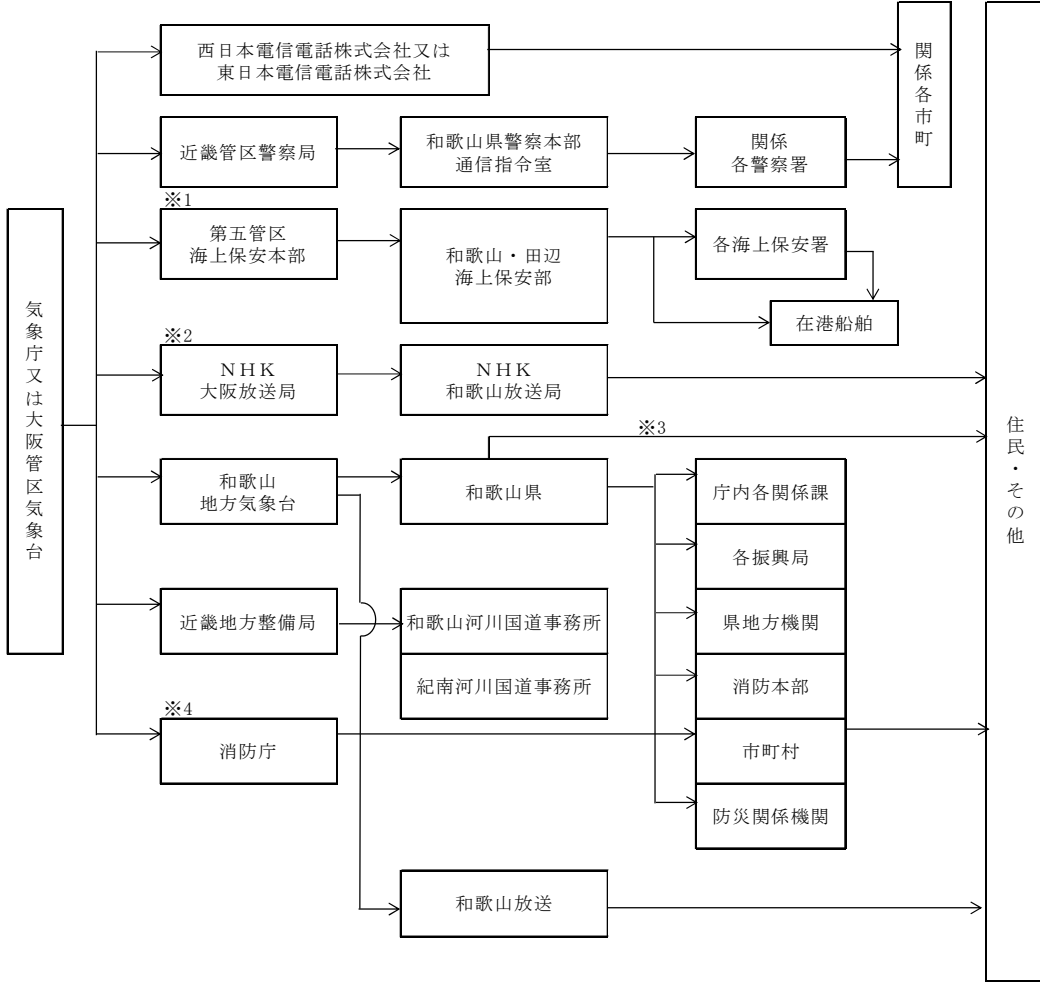
洪水キキクルは、指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川 (水位周知河川及びその他河川) の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 <p>エ 流域雨量指数の予測値</p> <p>河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（<u>大河川については支流氾濫や下水道氾濫の危険度</u>）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。<u>流域内における雨量分布の実況と</u>6時間先までの雨量分布の予測（<u>解析雨量及び</u>降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p> <p>（略）</p> <p>(12) 警報等の伝達</p> <p>ア 気象警報等の伝達経路</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 <p>エ 流域雨量指数の予測値</p> <p><u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）</u>の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの<u>雨量分布</u>の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p> <p>（略）</p> <p>(12) 警報等の伝達</p> <p>ア 気象警報等の伝達経路</p>

新

令和5年1月1日現在

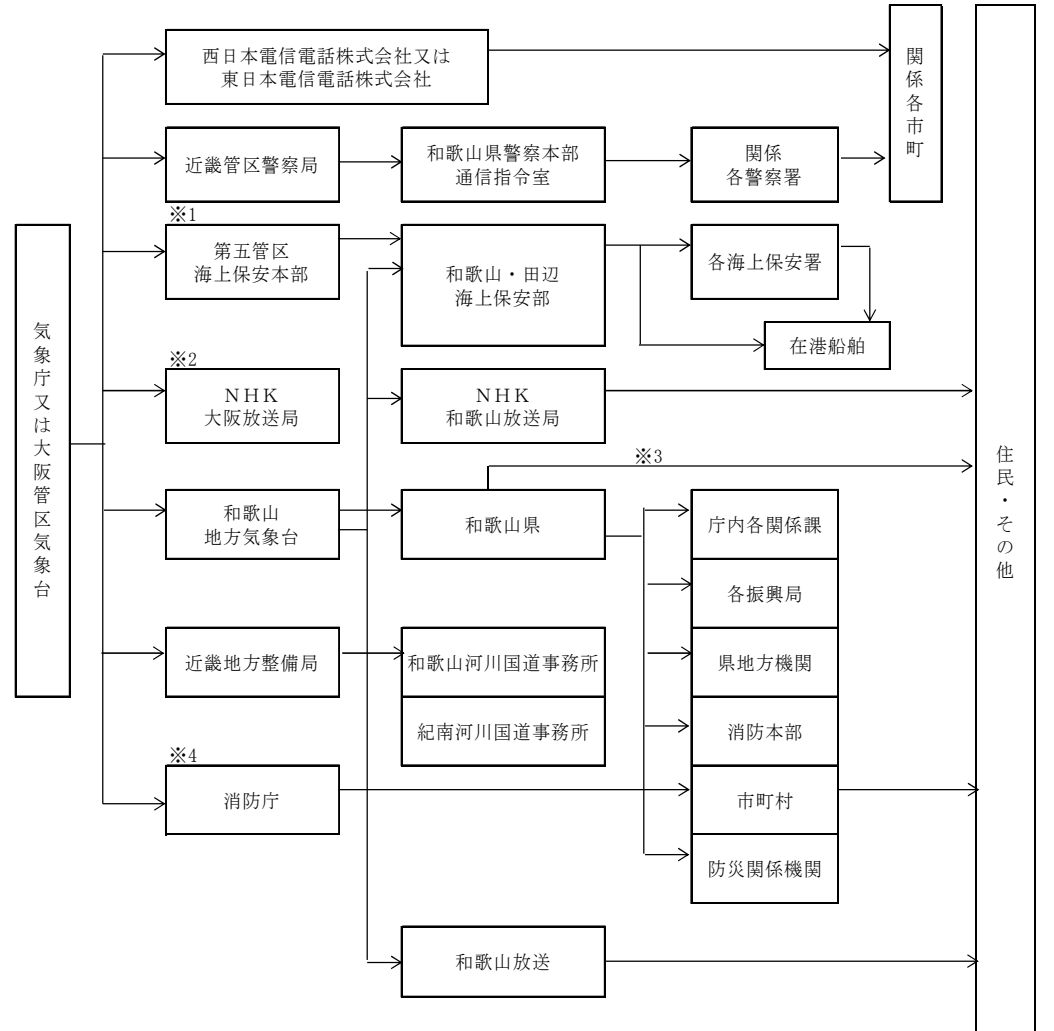
警報等の配信経路



- (注) 1 和歌山地方気象台からの伝達は、「アデス」または「防災情報提供システム」による。
 2 ※1は、神戸地方気象台から伝達する。
 3 ※2は、NHK大阪放送局が津波警報を緊急警報放送システム（EWS）による。
 4 ※3は、防災わかやま、防災わかやまメール配信サービス、エリアメール・緊急速報メール、和歌山県防災ナビアプリ、防災わかやまtwitterによる。
 5 ※4は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による。

旧

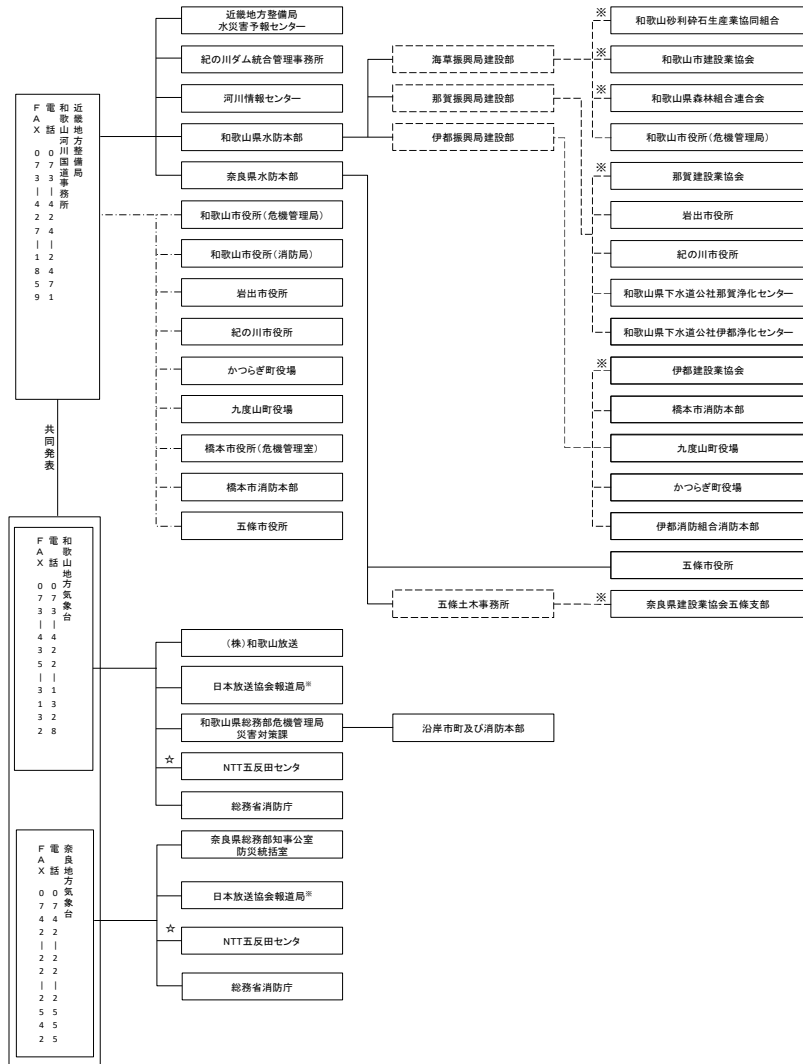
令和4年4月1日現在



- (注) 1 和歌山地方気象台からの伝達は、「アデス」または「防災情報提供システム」による。
 2 ※1は、神戸地方気象台から伝達する。
 3 ※2は、NHK大阪放送局が津波警報を緊急警報放送システム（EWS）による。
 4 ※3は、防災わかやまメール配信サービス、エリアメール、緊急速報メールによる。
 5 ※4は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による。

新

イ 紀の川洪水予報伝達系統図



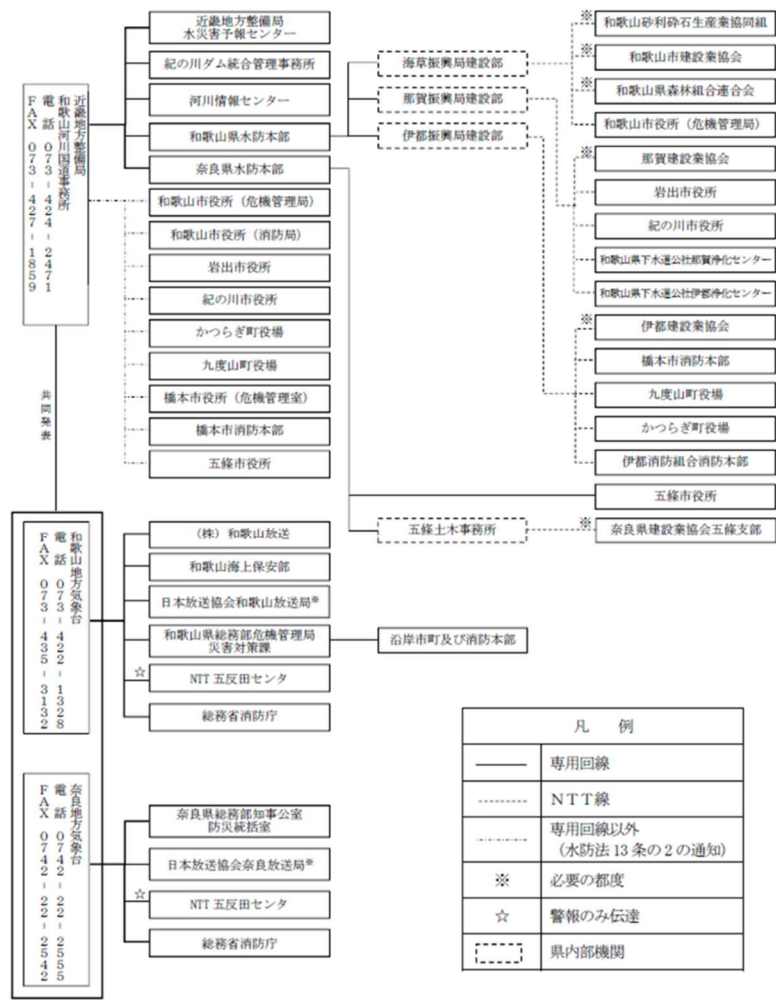
※ 障害時は日本放送協会和歌山放送局及び日本放送協会奈良放送局へ伝達するが、夜間は日本放送協会大阪放送局が代替する。

令和5年7月14日現在

(略)

旧

イ 紀の川洪水予報伝達系統図



※ 障害時や日本放送協会和歌山放送局、日本放送協会奈良放送局の職員不在時間帯は日本放送協会大阪放送局へ伝達する場合があります。

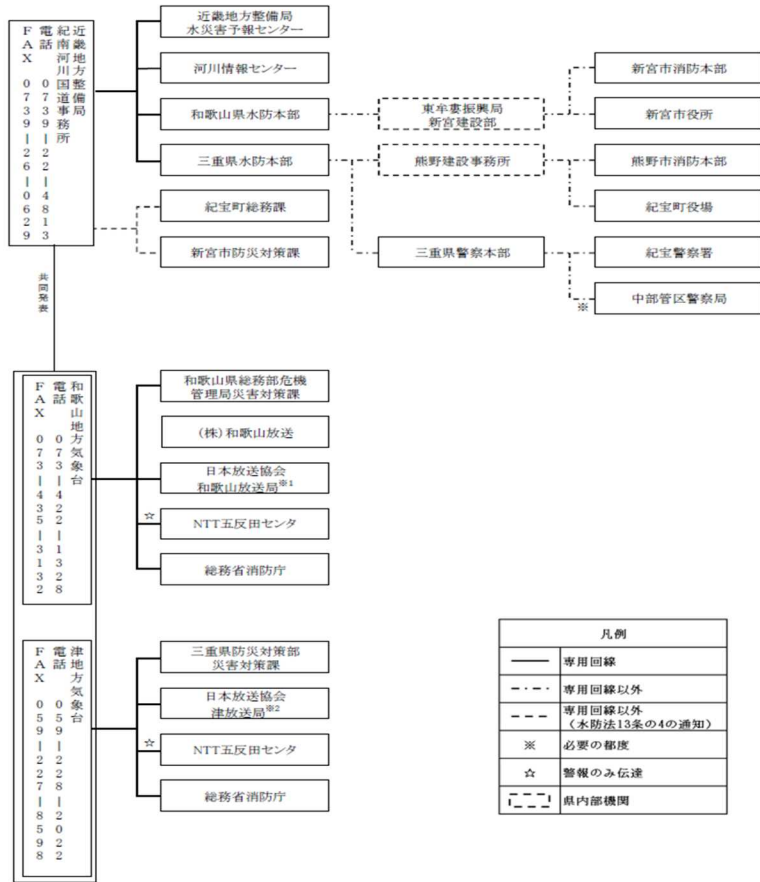
凡 例	
——	専用回線
-----	NTT線
.....	専用回線以外 (水防法13条の2の通知)
※	必要の都度
☆	警報のみ伝達
[- - - -]	県内部機関

令和4年6月13日現在

(略)

新

ウ 熊野川下流洪水予報伝達系統図



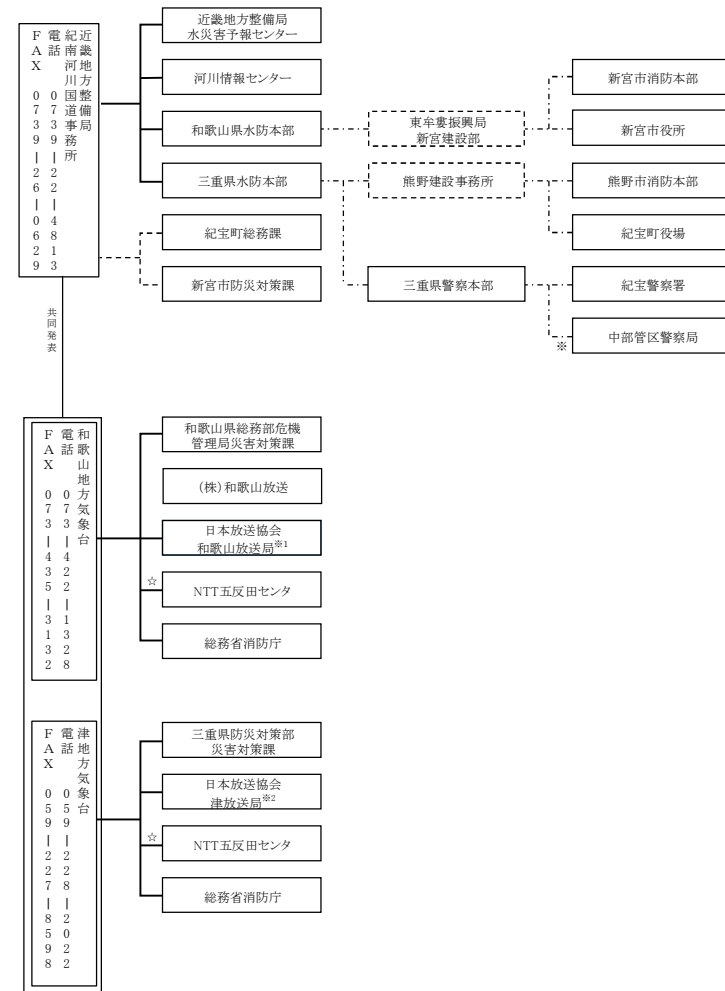
※1 障害時や日本放送協会和歌山放送局の職員不在時間帯は日本放送協会大阪放送局へ伝達する
場合がある。

※2 障害時や日本放送協会津放送局の職員不在時間帯は日本放送協会名古屋放送局へ伝達する
場合がある。

令和5年5月26日現在

旧

ウ 熊野川下流洪水予報伝達系統図



令和3年6月1日現在

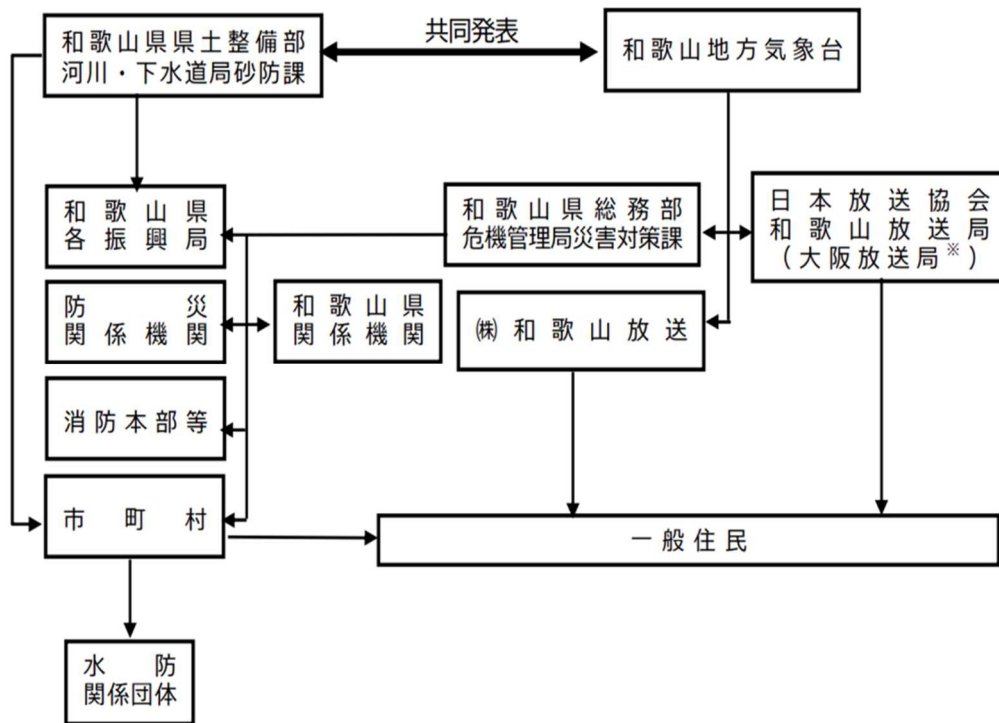
エ 熊野川中流（本宮区間）洪水予報伝達系統図
（略）

エ 熊野川中流（本宮区間）洪水予報伝達系統図
（略）

新	旧
<p>才 熊野川中流（日足区間）洪水予報伝達系統図 （略）</p> <p style="text-align: right;"><u>令和5年6月1日現在</u></p>	<p>才 熊野川中流（日足区間）洪水予報伝達系統図 （略）</p> <p style="text-align: right;"><u>令和4年6月1日現在</u></p>
<p>力 有田川洪水予報伝達系統図 （略）</p> <p style="text-align: right;"><u>令和5年6月1日現在</u></p>	<p>力 有田川洪水予報伝達系統図 （略）</p> <p style="text-align: right;"><u>令和4年6月1日現在</u></p>
<p>キ 日高川洪水予報伝達系統図</p> <p style="text-align: right;"><u>令和5年6月1日現在</u></p>	<p>キ 日高川洪水予報伝達系統図</p> <p style="text-align: right;"><u>令和4年6月1日現在</u></p>
<p>ク 古座川洪水予報伝達経路図 （略）</p> <p style="text-align: right;"><u>令和5年6月1日現在</u></p>	<p>ク 古座川洪水予報伝達経路図 （略）</p> <p style="text-align: right;"><u>令和4年6月1日現在</u></p>

新

ケ 土砂災害警戒情報伝達経路



※ 障害時や日本放送協会和歌山放送局の職員不在時間帯は日本放送協会大阪放送局へ伝達する場合があります。

令和5年3月9日現在

(略)
第3節 災害通信計画 (近畿総合通信局 (総務省)、県総務部危機管理局・**県総務部**・県企画部)

(略)
2 計画内容

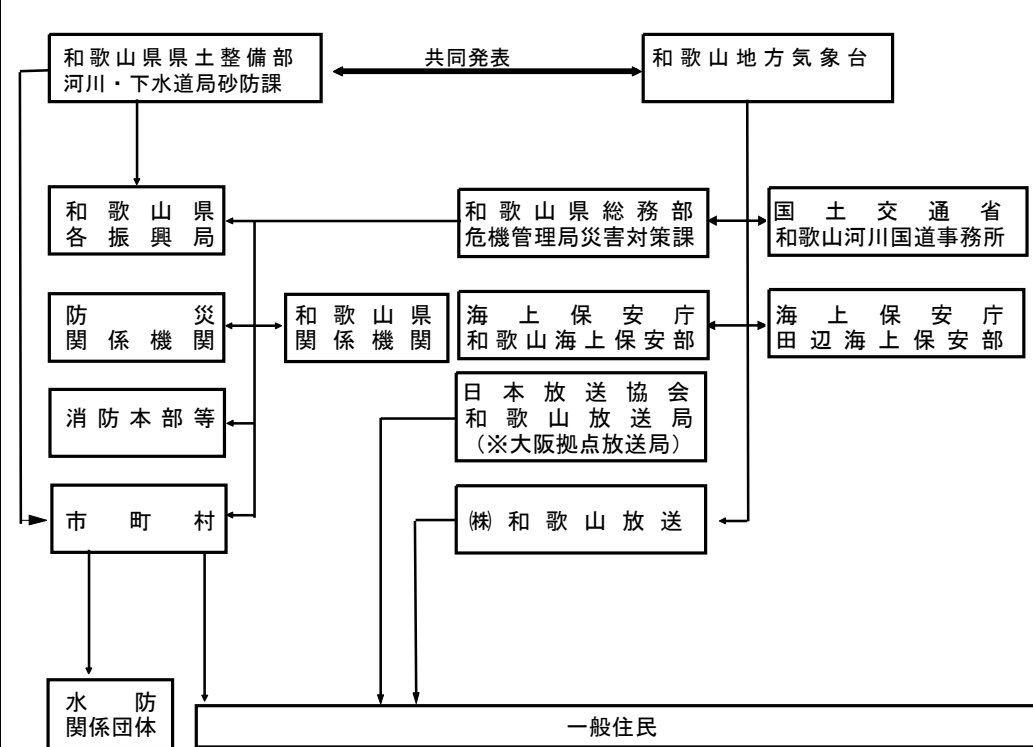
(略)
(1) 通信連絡システムの整備

(略)
ア 和歌山県総合防災情報システムの利用

(有線回線及び地域衛星通信ネットワークによる衛星系回線)

旧

ケ 土砂災害警戒情報伝達経路



※印は、夜間等の代行により日本放送協会大阪拠点放送局へ伝達する場合があります。

令和4年4月1日現在

(略)
第3節 災害通信計画 (近畿総合通信局 (総務省)、県総務部危機管理局・県企画部)

(略)
2 計画内容

(略)
(1) 通信連絡システムの整備

(略)
ア 和歌山県総合防災情報システムの利用

(有線回線及び**第2世代**地域衛星通信ネットワークによる衛星系回線)

新	旧
<p>県庁、各振興局と出先機関、各市町村、各消防本部及び防災関係機関の間で通信が可能。また、衛星系回線を利用すれば、全国の都道府県、市町村、消防本部及び総務省等との通信が可能。</p> <p>※ 和歌山県総合防災情報システム電話番号簿は、資料編 38-02-00 を参照</p>	<p>県庁、各振興局と出先機関、各市町村、各消防本部及び防災関係機関の間で通信が可能。また、衛星系回線を利用すれば、全国の都道府県、市町村、消防本部及び総務省等との通信が可能。</p> <p>※ 和歌山県総合防災情報システム電話番号簿は、資料編 38-02-00 を参照</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(2) 災害時における通信連絡の基本</p>	<p>(2) 災害時における通信連絡の基本</p>
<p>災害通信連絡には公衆電気通信設備の利用が一般的であるが、条件さえ満たせば、無線通信等の他の通信設備を利用することができる。災害通信の実施については、その手続や実施できる場合等について、法律等に詳しい規定があることに注意する必要がある。</p>	<p>災害通信連絡には公衆電気通信設備の利用が一般的であるが、条件さえ満たせば、無線通信等の他の通信設備を利用することができる。災害通信の実施については、その手続や実施できる場合等について、法律等に詳しい規定があることに注意する必要がある。</p>
<p>次項においてこれらの規定に基づいて行われ得る通信を列挙する。各機関は、これらのうち災害の状況に応じた最も適切なものを選ぶことによって、通信連絡を確保するものとする。</p>	<p>次項においてこれらの規定に基づいて行われ得る通信を列挙する。各機関は、これらのうち災害の状況に応じた最も適切なものを選ぶことによって、通信連絡を確保するものとする。</p>
<p>災害時にこれらの通信のために利用することが予想される設備の設置者とは、事前に協議を行うことによって災害時でも円滑に通信を取り扱えるように<u>定期的訓練も含め</u>あらかじめ準備しておく必要がある。</p>	<p>災害時にこれらの通信のために利用することが予想される設備の設置者とは、事前に協議を行うことによって災害時でも円滑に通信を取り扱えるようにあらかじめ準備しておく必要がある。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第5章 罹災者救助保護計画</p>	<p>第5章 罹災者救助保護計画</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第2節 被災者生活再建支援計画（県福祉保健部）</p>	<p>第2節 被災者生活再建支援<u>法の適用</u>計画（県福祉保健部）</p>
<p>1 計画方針</p>	<p>1 計画方針</p>
<p>風水害等の自然災害時における被災者の生活再建に関する支援については、本計画によるものとする。</p>	<p>風水害等の自然災害時における被災者の生活再建に関する支援については、本計画によるものとする。<u>支援金の支給事務については、被災者生活再建支援法に基づき、県から被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）に全部委託、又は法人から市町村へ一部委託し、実施するものとする。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>支援法の適用基準等は、次のとおりである。</u></p>
<p>2 計画内容</p>	<p>2 計画内容</p>
<p>(1) <u>住家の被害認定</u></p>	<p>(1) <u>適用基準</u></p>
<p><u>ア 市町村が実施することとなっている住家の被害認定について、県は平時における市町村の調査体制の整備をサポートするものとする。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>イ 大規模災害時には、発生後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、市町村からの要請を受け、認定業務に係る次のことを支援するものとする。</u></p> <p><u>① 住家被害認定業務全体を支援し、県との連絡調整を行う「住家被害認定士リーダー（県職員）」の派遣を行う。</u></p> <p><u>② 市町村や建築関係3団体等と調整し、事前登録された住家被害認定士の派遣を行う。</u></p> <p>※ 災害時における住家の被害認定に関する包括協定書 資料編 46-16-00</p> <p>(2) 被災者生活再建支援法の適用</p> <p>ア 適用基準</p> <p>被災者生活再建支援法は、次のいずれかの区域に係る自然災害に適用される。(被害については、火災・事故等人為的な原因により生じたものは含まれないが、当該起因が自然現象によるものは対象となる。)</p> <p>① 災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害(同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。)が発生した市町村における自然災害</p> <p>② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害</p> <p>④ ①又は②の市町村を含む都道府県内にあって、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した他市町村(人口10万人未満のものに限る)における自然災害</p> <p>⑤ ③又は④に該当する都道府県に隣接する都道府県内にあって、①、②、③のいずれかの区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口10万人未満のものに限る)における自然災害</p> <p>⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合における市町村(人口10万人未満のものに限る)で、5世帯(人口5万人未満の市町村にあっては2世帯)以上の住宅が全壊する被害が発生したものであるものにおける自然災害</p> <p><u>イ 対象世帯</u></p> <p>① 自然災害により、その居住する住宅が以下の被害を受けたと認められる世帯</p> <p>② 住宅が全壊した世帯</p> <p>③ 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯</p>	<p>(2) 被災者生活再建支援法の適用</p> <p>ア 適用基準</p> <p>被災者生活再建支援法は、次のいずれかの区域に係る自然災害に適用される。(被害については、火災・事故等人為的な原因により生じたものは含まれないが、当該起因が自然現象によるものは対象となる。)</p> <p><u>ア</u> 災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害(同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。)が発生した市町村における自然災害</p> <p><u>イ</u> 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害</p> <p><u>ウ</u> 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害</p> <p><u>エ</u> <u>ア</u>又は<u>イ</u>の市町村を含む都道府県内にあって、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した他市町村(人口10万人未満のものに限る)における自然災害</p> <p><u>オ</u> <u>ウ</u>又は<u>エ</u>に該当する都道府県に隣接する都道府県内にあって、<u>ア</u>、<u>イ</u>、<u>ウ</u>のいずれかの区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口10万人未満のものに限る)における自然災害</p> <p><u>カ</u> <u>ア</u>若しくは<u>イ</u>の市町村を含む都道府県又は<u>ウ</u>の都道府県が2以上ある場合における市町村(人口10万人未満のものに限る)で、5世帯(人口5万人未満の市町村にあっては2世帯)以上の住宅が全壊する被害が発生したものであるものにおける自然災害</p> <p><u>(2) 対象世帯</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然災害により、その居住する住宅が以下の被害を受けたと認められる世帯 ・住宅が全壊した世帯 ・住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯

新

- ④ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続することが見込まれる世帯
- ⑤ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)
- ⑥ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)

(削除)

ウ 支援金の支給額

支給額は、住宅の被害程度に応じて支給する「基礎支援金」及び住宅の再建方法に応じて支給する「加算支援金」の合計額。(中規模半壊は、加算支援金のみ)

	基礎支援金	加算支援金		計
	(住宅の被害程度)	<u>(住宅の再建方法)</u>		
全壊 解体 長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円
大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円
中規模半壊	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円

※単数世帯の場合は、各該当欄の金額の3/4の額。

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合

旧

- ・災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続することが見込まれる世帯
- ・住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)
- ・住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)

(3) 住宅の被害認定

市町村が実施することとなっている住家の被害認定について、県は平時における市町村の調査体制の整備をサポートするものとする。大規模災害時には、発生後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、市町村からの要請を受け、認定業務に係る次のことを支援するものとする。

ア 住家被害認定業務全体を支援し、県との連絡調整を行う「住家被害認定士リーダー(県職員)」の派遣を行う。

イ 市町村や建築関係3団体等と調整し、事前登録された住家被害認定士の派遣を行う。

※ 災害時における住家の被害認定に関する包括協定書 資料編 46-16-00

(4) 支援金の支給額

支給額は、住宅の被害程度に応じて支給する「基礎支援金」及び住宅の再建方法に応じて支給する「加算支援金」の合計額。(中規模半壊は、加算支援金のみ)

	基礎支援金	加算支援金		計
	(住宅の被害程度)	<u>(住宅の</u>	<u>建方法)</u>	
全壊 解体 長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円
大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円
中規模半壊	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円

※単数世帯の場合は、各該当欄の金額の3/4の額。

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合

新	旧
<p>計で200万円（又は100万円）まで（単身世帯の場合は各該当欄の金額の3/4の額）。</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>エ 支援金の支給事務</u></p> <p><u>（略）</u></p> <p><u>（削除）</u></p>	<p>計で200万円（又は100万円）まで（単身世帯の場合は各該当欄の金額の3/4の額）。</p> <p><u>(5) 申請手続き・提出書類</u></p> <p><u>被災者生活再建支援金の支給を受けようとする世帯の世帯主は、次の①～⑤の書類を各市町村担当窓口へ提出することが必要。（申請期間は、基礎支援金の場合は災害発生日から13月以内、加算支援金の場合は災害発生日から37月以内）</u></p> <p><u>① 被災者生活再建支援金支給申請書</u></p> <p><u>② 罹災証明書</u></p> <p><u>世帯主（被災者）が居住する市区町村が、当該居住する住宅の当該災害により受けた被災の程度を確認のうえ発行</u></p> <p><u>（解体として申請する場合には、解体証明書等が必要）</u></p> <p><u>③ 住民票</u></p> <p><u>被災時の世帯員全員及び続柄等の記載が必要</u></p> <p><u>※①の申請書に、マイナンバーを記入した場合は添付不要</u></p> <p><u>④ 預金通帳の写し</u></p> <p><u>銀行・支店名、預金種目、口座番号、世帯主（被災者）本人名義の記載があるもの</u></p> <p><u>⑤ 住宅の建設・購入、補修又は賃借を確認できる契約書等の写し</u></p> <p><u>(6) 実施窓口と支援金支給のながれ</u></p> <p><u>（略）</u></p> <p><u>(7) 市町村・県・法人の事務体制</u></p> <p><u>ア 市町村</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・ 制度の周知（広報）</u> <u>◎住宅の被害認定</u> <u>◎罹災証明書等必要書類の発行</u> <u>◎被災世帯の支給申請等に係る窓口業務</u> <u>◎支給申請書の受付・確認等</u> <u>◎支給申請書等のとりまとめ及び県への送付</u> <u>○支援金の返還に係る請求書の交付</u> <u>○加算金の納付に係る請求書の交付</u> <u>○延滞金の納付に係る請求書の交付</u> <u>○返還される支援金、加算金及び延滞金の受領並びに法人への送金</u> <u>・ その他上記に係る付帯事務</u>

新	旧
<p>(3) その他</p> <p>県及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を</p>	<p>イ 県</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>制度の周知（広報）</u> <ul style="list-style-type: none"> ◎ <u>法人への支援金支給事務の全部委託</u> ◎ <u>被害状況のとりまとめ</u> ◎ <u>被害状況等の内閣府等への報告</u> ◎ <u>法の対象となる自然災害の公示と内閣府等への報告</u> ◎ <u>支給申請書等必要書類のとりまとめ及び法人への送付</u> <p>ウ <u>法人（被災者生活再建支援法人）（公益財団法人道府県センター）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>制度の周知（広報）</u> <ul style="list-style-type: none"> ◎ <u>交付金交付申請書の受理及び審査</u> ◎ <u>交付金の交付決定及び交付</u> ◎ <u>交付金の却下の決定</u> ◎ <u>支援金支給実績報告書の受領及び審査</u> ◎ <u>交付金の交付決定の取り消し及び交付金の返還請求</u> ◎ <u>国への補助金交付申請等補助金関係事務</u> ◎ <u>支援業務に必要な調査又は研究</u> ◎ <u>支援事業運営委員会の設置及び必要事項の審議</u> ◎ <u>県からの支援金支給に関する事務の全部受託</u> ○ <u>支援金の支給の申請に係る書類の審査</u> ○ <u>支援金の支給の決定及び却下の決定</u> ○ <u>支援金の支給</u> ○ <u>支援金の申請期間の延長</u> ○ <u>支給すべき支援金の額の確定</u> ○ <u>支援金の支給決定の取消</u> ○ <u>市町村に対する支援金支給事務の一部委託</u> ・ <u>その他上記に係る付帯事務</u> <ul style="list-style-type: none"> ※「◎」は、各団体で行う事務、「○」は、委託を受けて行う事務、「・」は、必要な事務 <p>(8) その他</p> <p><u>支援金支給申請の手続き、その他については、被災者生活再建支援法・同施行令・同施行規則・内閣府政策統括官（防災担当）通知等に基づき行うものとする。</u></p>

新	旧
<p><u>把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組</u>などの被災者支援の仕組みの構築に努める。</p> <p>加えて、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 避難計画（陸上自衛隊第37普通科連隊、県総務部危機管理局・県福祉保健部・県県土整備部・警察本部）</p> <p>(略)</p> <p>2 計画内容</p> <p><u>(10) 避難所等における要配慮者に対する支援</u></p> <p>ア <u>市町村は、避難所等における要配慮者に福祉的な支援が必要と判断する場合、県に対し、県災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣を要請するものとする。</u></p> <p>イ <u>県は、市町村から派遣要請があった場合又は県が必要と判断する場合、避難所等に県災害派遣福祉チーム（DWA T）を派遣するものとする。</u></p> <p><u>(11) その他必要とする事項</u></p> <p>(略)</p> <p>第8節 住宅・宅地対策計画（県福祉保健部・県農林水産部・県県土整備部）</p> <p>(略)</p> <p>2 計画内容</p> <p>(略)</p> <p>(6) 救助法による住家の応急修理の基準</p> <p>ア <u>住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</u></p> <p>① <u>規模並びに費用の限度</u></p> <p>a <u>住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとする。</u></p> <p>b <u>費用の限度</u></p> <p>※ <u>資料編 41-02-00「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」を参照</u></p> <p>② <u>応急修理の期間</u></p> <p><u>災害発生の日から10日以内に完了すること。</u></p> <p>③ <u>対象者</u></p> <p><u>災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者</u></p>	<p>(略)</p> <p>第3節 避難計画（陸上自衛隊第37普通科連隊、県総務部危機管理局・県福祉保健部・県県土整備部・警察本部）</p> <p>(略)</p> <p>2 計画内容</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(10) その他必要とする事項</u></p> <p>(略)</p> <p>第8節 住宅・宅地対策計画（県福祉保健部・県農林水産部・県県土整備部）</p> <p>(略)</p> <p>2 計画内容</p> <p>(略)</p> <p>(6) 救助法による住家の応急修理の基準</p> <p>ア <u>規模並びに費用の限度</u></p> <p>① <u>居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限限度の部分に対し、現物をもって行うものとする。</u></p> <p>② <u>費用の限度</u></p> <p>※ <u>資料編 41-02-00「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」を参照</u></p> <p>イ <u>応急修理の期間</u></p> <p><u>災害発生の日から3カ月以内に完了すること。</u></p> <p><u>(ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6ヶ月以内に完了)</u></p> <p>ウ <u>対象者</u></p> <p><u>居住者が自己の資力をもって応急修理ができない者</u></p>

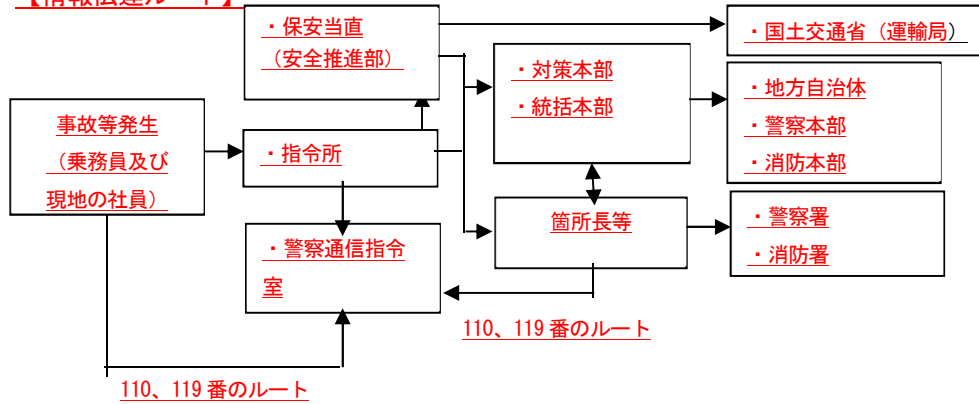
新	旧
<p><u>イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理</u></p> <p>① <u>規模並びに費用の限度</u></p> <p>a <u>居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとする。</u></p> <p>b <u>費用の限度</u></p> <p>※ <u>資料編 41-02-00「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」を参照</u></p> <p>② <u>応急修理の期間</u></p> <p><u>災害発生の日から3カ月以内に完了すること。</u></p> <p><u>(ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6ヶ月以内に完了)</u></p> <p>③ <u>対象者</u></p> <p><u>災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者</u></p> <p>(略)</p> <p>第13節 遺体捜索処理計画（県環境生活部・県福祉保健部）</p> <p>(略)</p> <p>2 計画内容</p> <p>(略)</p> <p>(2) 遺体の処理</p> <p>(略)</p> <p>エ <u>処理期間</u></p> <p>災害発生の日から10日以内とする。</p> <p>(略)</p> <p>第6章 保健衛生計画</p> <p>(略)</p> <p>第2節 清掃計画（県環境生活部）</p> <p>(略)</p> <p>2 計画内容</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第13節 遺体捜索処理計画（県環境生活部・県福祉保健部）</p> <p>(略)</p> <p>2 計画内容</p> <p>(略)</p> <p>(2) 遺体の処理</p> <p>(略)</p> <p>エ 処理</p> <p>災害発生の日から10日以内とする。</p> <p>(略)</p> <p>第6章 保健衛生計画</p> <p>(略)</p> <p>第2節 清掃計画（県環境生活部）</p> <p>(略)</p> <p>2 計画内容</p> <p>(略)</p>

新	旧
<p>(3) 事務処理 (略)</p> <p>イ 報告は、「災害関係業務事務処理マニュアル（環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課令和4年11月改定）」において定められた「災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設被災状況について」により行うものとし、必要に応じて事前に電話等で被害の概況等を報告したのち、被災状況の写真等を添付して報告する。</p> <p>※ 「災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設被災状況について」は、資料編 50-01-00 を参照</p> <p>(略)</p> <p>第9章 事故災害応急対策計画 (略)</p> <p>第3節 鉄道施設災害応急対策計画（西日本旅客鉄道(株)近畿統括本部和歌山支社、南海電気鉄道(株)、紀州鉄道(株)）</p> <p>＜西日本旅客鉄道(株)近畿統括本部和歌山支社＞ (略)</p> <p>2 計画内容</p> <p>災害等により、応急対策を実施する場合は、「統括本部鉄道事故及び災害応急処置標準」により、事故災害対策非常体制をとり、旅客、公衆の安全及び輸送の確保に対処するものとする。</p> <p>(1) 事故災害対策通信連絡体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害情報及び応急措置の連絡及び指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等で行う。 ○ 通報経路は、次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事故発生時の速報体制 	<p>(3) 事務処理 (略)</p> <p>イ 報告は、「災害関係業務事務処理マニュアル（環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課令和3年2月改定）」において定められた「災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設被災状況について」により行うものとし、必要に応じて事前に電話等で被害の概況等を報告したのち、被災状況の写真等を添付して報告する。</p> <p>※ 「災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設被災状況について」は、資料編 50-01-00 を参照</p> <p>(略)</p> <p>第9章 事故災害応急対策計画 (略)</p> <p>第3節 鉄道施設災害応急対策計画（西日本旅客鉄道(株)和歌山支社、南海電気鉄道(株)、紀州鉄道(株)）</p> <p>＜西日本旅客鉄道(株)和歌山支社＞ (略)</p> <p>2 計画内容</p> <p>災害等により、応急対策を実施する場合は、「和歌山支社鉄道事故及び災害応急処置要項」により、事故災害対策非常体制をとり、旅客、公衆の安全及び輸送の確保に対処するものとする。</p> <p>(1) 事故災害対策通信連絡体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害情報及び応急措置の連絡及び指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等で行う。 ○ 通報経路は、次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事故発生時の速報体制

新

○事故等発生時の情報の伝達

【情報伝達ルート】



○ 部外機関への速報

指令所から事故等の速報を受けた場合、必要により次の部外機関に速報すること。

関係機関		連絡先	速報者
運輸局	近畿運輸局	鉄道部安全指導課 06-6949-6440 06-6949-6529 (FAX)	安全推進部長
		鉄道部技術・防災課 06-6949-6441 06-6949-6529 (FAX)	関係主管部長
	中部運輸局	鉄道部安全指導課 052-952-8031	安全推進部長
		鉄道部技術・防災課 052-952-8032	関係主管部長
府県	三重県	三重県庁防災対策部災害対策課 059-224-2189	経営企画部企画担当部長もしくは統括本部対策本部から速報を指示された者
	滋賀県	滋賀県庁危機管理局 077-528-3436	
	京都府	京都府危機管理部原子力防災課原子力防災係 075-414-4473	
		京都府危機管理部災害対策課情報・対策係 075-414-4472	
	大阪府	大阪府庁政策企画部危機管理室 06-6944-6021	
	兵庫県	兵庫県庁企画管理部災害対策局災害対策課 078-362-9988 (昼) 078-362-9900 (夜)	
奈良県	奈良県庁防災統括室 0742-27-8448		

旧

1. 部外機関への速報方

大阪総合指令所又は和歌山指令所から重大な事故等の速報を受けた場合は、必要により次の部外機関に速報する。

部外機関名	連絡先	連絡責任者	連絡担当者	記 事
近畿運輸局	近畿運輸局 鉄道部安全指導課 (運転事故等) 安全指導課長 06-6949-6440 06-6949-6529 (FAX)	安全推進室長	安全推進室長	連絡内容については連絡担当者間で情報共有を図る事。
	技術・防災課(災害等) 技術・防災課長 06-6949-6441 06-6949-6529 (FAX)		施設課長 電気課長	
和歌山県	①和歌山県危機管理局 災害対策課 073-441-2262 ②和歌山県危機管理局 危機管理・消防課 073-441-2263 ③和歌山県企画部 総合交通政策課 073-441-2353	支社長	総務企画課長	【休日・夜間】 (宿直担当) 073-441-3300
大阪府	大阪府庁政策企画部 危機管理室 06-6944-6021	支社長	総務企画課長	【休日・夜間】 06-6944-6021
奈良県	奈良県庁 防災統括室 0742-27-8425	支社長	総務企画課長	【休日・夜間】 0742-27-8944

新					旧						
市	和歌山県	和歌山県危機管理局災害対策課 和歌山県危機管理局危機管理・消防課 和歌山県企画部地域振興局総合交通政策課	073-441-2262 073-441-2263 073-441-2353								
	京都市	京都市防災危機管理室	075-222-3210	経営企画部企画担当部長もしくは統括本部対策本部から速報を指示された者							
	大阪市	大阪市危機管理室	06-6208-7388(昼) 080-5701-1996(夜)								
	堺市	堺市危機管理室	072-228-7605								
	神戸市	神戸市危機管理室	078-322-6232								
	姫路市	姫路市危機管理室	079-223-9522								
	警察本部	三重県	警察本部	059-222-0110	経営企画部企画担当部長もしくは統括本部対策本部から速報を指示された者						
		滋賀県	警察本部	077-522-1231							
		京都府	警察本部	075-451-9111 (内線 5751, 5755)							
		大阪府	警察本部	06-6943-1234							
		兵庫県	警察本部	078-341-7441 平日昼間(内線 5881) 夜間休日(内線 5505)							
		奈良県	警察本部	0742-23-0110							
		和歌山県	警察本部	073-423-0110 平日昼間(内線 5756, 5757) 夜間休日(代表電話：当直対応)							
鉄道警察隊	三重県	警察本部地域部鉄道警察隊	059-222-0110 (内線 3594)	駅業務部長							
	滋賀県	警察本部地域部鉄道警察隊	077-564-1116								
	京都府	警察本部地域部鉄道警察隊	075-682-0913								
	大阪府	警察本部地域部鉄道警察隊	06-6885-1234								
	兵庫県	警察本部地域部鉄道警察隊	078-382-0530								
	奈良県	警察本部地域部鉄道警察隊	0742-23-0110 (内線 731, 373)								
	和歌山県	警察本部生活安全部地域指導課鉄道警察隊	073-422-2436								
	和歌山県警察本部	本部長 073-423-0110		支社長	総務企画課長		【休日・夜間】 073-423-0110				
	大阪府警察本部	本部長 06-6943-1234		支社長	総務企画課長		【休日・夜間】 06-6943-1234				
	奈良県警察本部	本部長 0742-23-0110		支社長	総務企画課長		【休日・夜間】 0742-23-0110				
	鉄道警察隊	隊長 073-422-2436		支社長	総務企画課長		【休日・夜間】 073-422-2436				
	警察署	署長		関係箇所長							
	消防署	〃		関係箇所長							
	市町村	市町村長		関係箇所長							
	医療機関	医療機関の長		関係箇所長							
	輸送機関	輸送機関の長		支社長	輸送課長		運輸指令長が行う				
	レッカー等、復旧用重機械類及び化学薬品処理指導者、タンクローリー所有会社	所有会社の長		関係箇所長	関係箇所長		脱線復旧のレッカー車の手配については、和歌山指令所から連絡を受けた車両復旧受持区が判断し、必要と認めたときはレッカー車所有会社に出動を要請する。				

2. 伝達ルート

大阪総合指令所、和歌山指令所、又は現業機関から支社への連絡は次による。

新

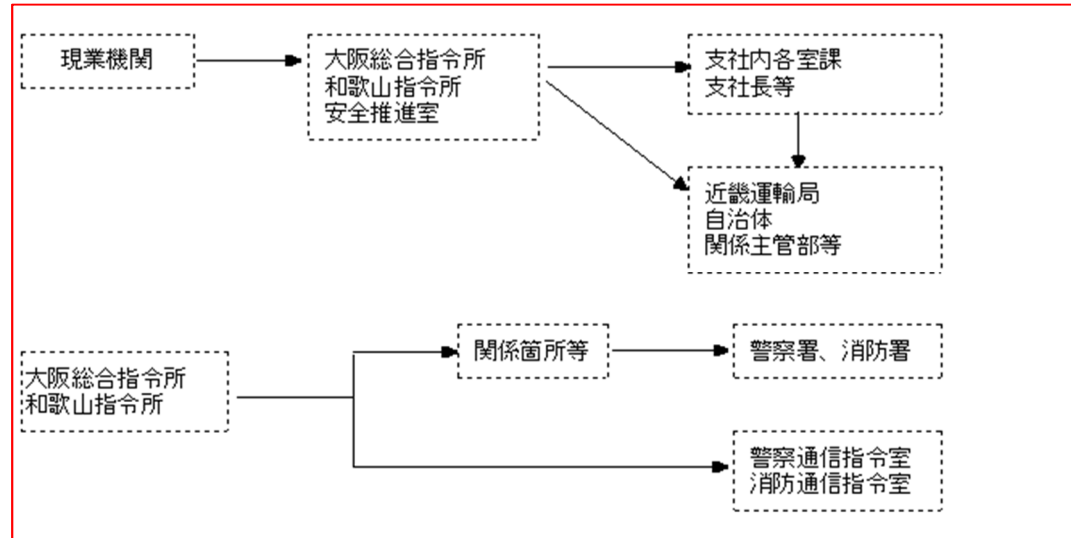
○部外協力要請機関及び要請分担

部外機関名	連絡先	要請者	要請担当	記事
自衛隊	知事	統括本部長	経営企画部 企画担当部長	窓口と調整
警察本部	本部長			窓口と調整
府県	知事			窓口と調整
鉄道警察	隊長		駅業務部長	
消防署	署長	駅長 保線区長	駅長	大規模計画運休時には、駅長は必要により周辺企業（工場）、商業施設、学校等に運行計画を伝達する
警察署	署長			
市町村	市町村長			
病院等	病院等の長			
私鉄等	私鉄等の長	近畿総合指令所長	近畿総合指令所長	駅長が輸送指令に手配方を要請する
その他交通機関	関係機関の長	統括本部長	経営企画部 企画担当部長	
レッカー等復旧用重機械類及び化学薬品処理指導者、タンクローリー所有者	所有会社の長	関係現場長	関係現場長	脱線復旧のレッカー車の手配については、関係指令から連絡を受けた車両復旧受持区所が判断し、必要と認めるときはレッカー車に出動を要請する。（その他の場合は関係現場長）
その他	関係機関の長	統括本部長	関係部長	

○対策本部の種別、設置標準及び招集範囲

種別	設置標準	招集範囲
第1種体制	○お客様等に死亡者又は多数の負傷者が生じたとき、そのおそれがあるとき ○特に必要と認めるとき	全ての班 招集可能者の全員
第2種体制	○お客様等に負傷者が生じたとき又はそのおそれがあるとき ○復旧等に長時間（概ね1日以上）要するとき（対象線区は別紙2参照） ○必要と認めるとき	必要な班 招集可能者の半数程度

旧



対策本部及び現地対策本部の組織構成

○体制基準詳細について

※標準とするが、上位の体制に移行するときは支社対策本部長が判断する

種別	招集決定者	設置標準	招集範囲 (間接部門社員)	招集範囲 (直接部門社員)
第1種体制	安全推進室長、 又は 駅業務課長、 輸送課長、 施設課長、	・鉄道運転事故等報告手続第4条の鉄道 運転事故が発生した場合 ・お客様、通行人等に死傷者が生じたとき 又はその恐れがあるとき ・和歌山支社エリア内で震度5弱以上の 地震が発生したとき ・その他必要と認めるとき	指定を受けている 社員を招集	箇所長等により 必要数を招集
第2種体制	電気課長 及び 和歌山指令所 指令長	・輸送障害、自然災害等により、概ね2 時間以上不通となり設備被害があるとき ・その他必要と認めるとき	指定を受けていない社員は、被害状況が判明した時は、最寄の現業機関に出社	
第3種体制		・輸送障害、自然災害等により、概ね2 時間以上不通となる恐れがあるとき		

新

第3種体制	<p>○事故等の発生又は災害等のおそれにより、情報収集、復旧等が必要なとき（対象線区は別紙2参照）</p> <p>○当社がBCP対策会議を開催するとき</p> <p>○気象庁発表にて、特別な注意が呼びかけられているとき</p> <p>○その他必要と認めたととき</p>	<p>必要な班</p> <p>必要な人数</p>
初動対応室	<p>○事故等が発生し情報収集や復旧等が必要なとき</p>	<p>近畿総合指令所長</p> <p>必要な人数</p>

○基本構成

以下の構成を標準とする

[第1～3種体制]

○統括本部対策本部



旧

種体制	<p>・その他必要と認めたととき</p>	<p>指定を受けている社員を規模に応じて招集</p>
-----	----------------------	----------------------------

※ 上記を標準として支社室課長、種別毎の招集者を定めておくこと。

※ 複数の死傷者が生じたとき、その恐れがあるときは、事故現場に隣接する現業区の出勤社員は現地に急行し、お客様の救命・救護を行うこと。

※ 本社対策本部からの指示により、事故の影響範囲とその重要性を勘案して、対策本部の設置及び体制の変更が指示される場合がある。

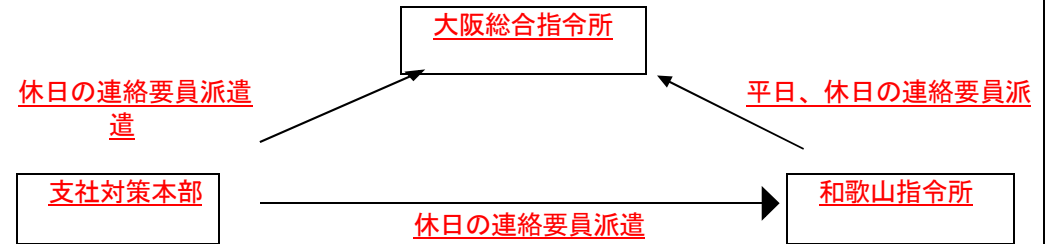
※ 輸送課長は、気象情報等を参考に、必要により関係者を招集する。

※ 関係主管課長及び関係箇所長は、線路警備等の警戒警備に必要な要員の手配を行なう体制を整える。

○連絡体制強化図

大阪総合指令所、和歌山指令所及び支社対策本部との連絡体制の強化については、支社対策本部及び輸送課担当課長がその都度判断し、連絡要員を大阪総合指令所に派遣する。

○ 連絡要員は運行状況等を逐次連絡する。



新

○現地対策本部

現地対策本部長
(支社長・管理
部長)

事務局
(安全推進部)

部外対応班 (班長) 課長 (地域共生) (関係エリア)

広報班 (班長) 経営企画部 (総務) 課長 (注) 4

社員動員・調達班 (班長) 経営企画部 (経理) 課長 (注) 4

被害者対応班 (班長) 経営企画部 (注) 4

旅客救護・案内班 (班長) 駅業務部 課長

輸送計画班 (班長) 運輸車両部 (運輸) 課長

復旧班 (班長)

復旧の主体となる主管部の課長又は関係の区所長
(駅業務部、運輸車両部 (車両)、施設部、電気部)

調査班 (班長) 安全推進部 課長

(注) 4

涉外班 (班長) 工事所長等 (大工所)

復旧班 (班長) 関係技術課長もしくは工事所長等 (大工所)

涉外班 (班長) 工事所長等 (大電所)

復旧班 (班長) 関係課室長もしくは工事所長等 (大電所)

(注)

1 対策本部の構成は上図を基本とするが、必要に応じて下位職が上位職を代行する。

2 被害者対応班は、第1種・第2種体制が設置された場合に構成となる。

3 事故等で気象の状況を監視する必要がない場合は設置しない。

4 急遽、和歌山・福知山エリアに関する事象が発生した場合の初動対応

現地対策本部の班長が到着するまでの間、他の職務と兼ねる等して以下の長が代行して対応を行う。

➤ 現地対策本部

・社員動員・調達班 : (和歌山エリア) 地域共生 課長
(福知山エリア) 駅業務部 担当課長 (エリア在勤)

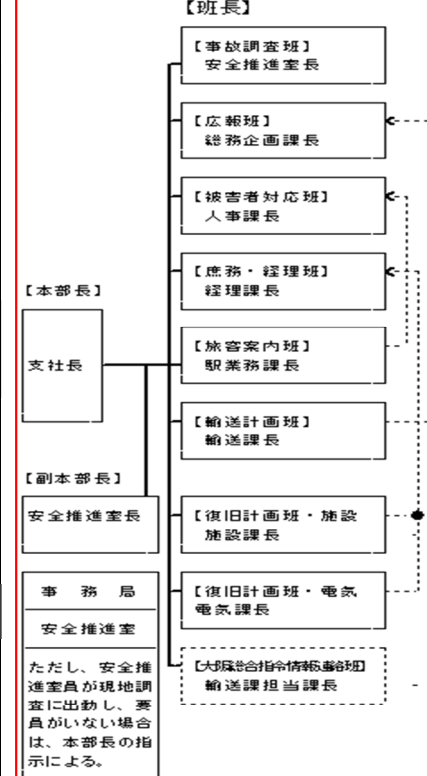
・被害者対応班長 : 駅業務部 担当課長 (エリア在勤)

➤ 現地における事故調査及び広報対応 : 関係の駅区所長

旧

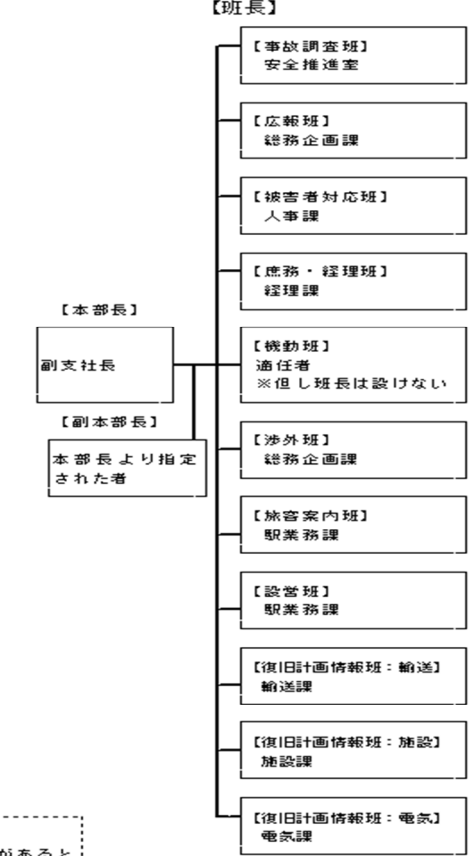
① 第1種体制

支社対策本部



【備考】
 ・複数の死傷者が発生したとき、又はその恐れがあるときは、支社対策本部の旅客案内班・輸送計画班・復旧計画班の各班は初動強化を図るため他班の支援を行う。
 ・各班は円滑な連絡情報体制の確立のため、支社対策本部各班に情報収集担当責任者を1名以上配置する。
 ・関係する各室課長は適任者を現地対策本部班長に指定して現地に派遣する。

現地対策本部



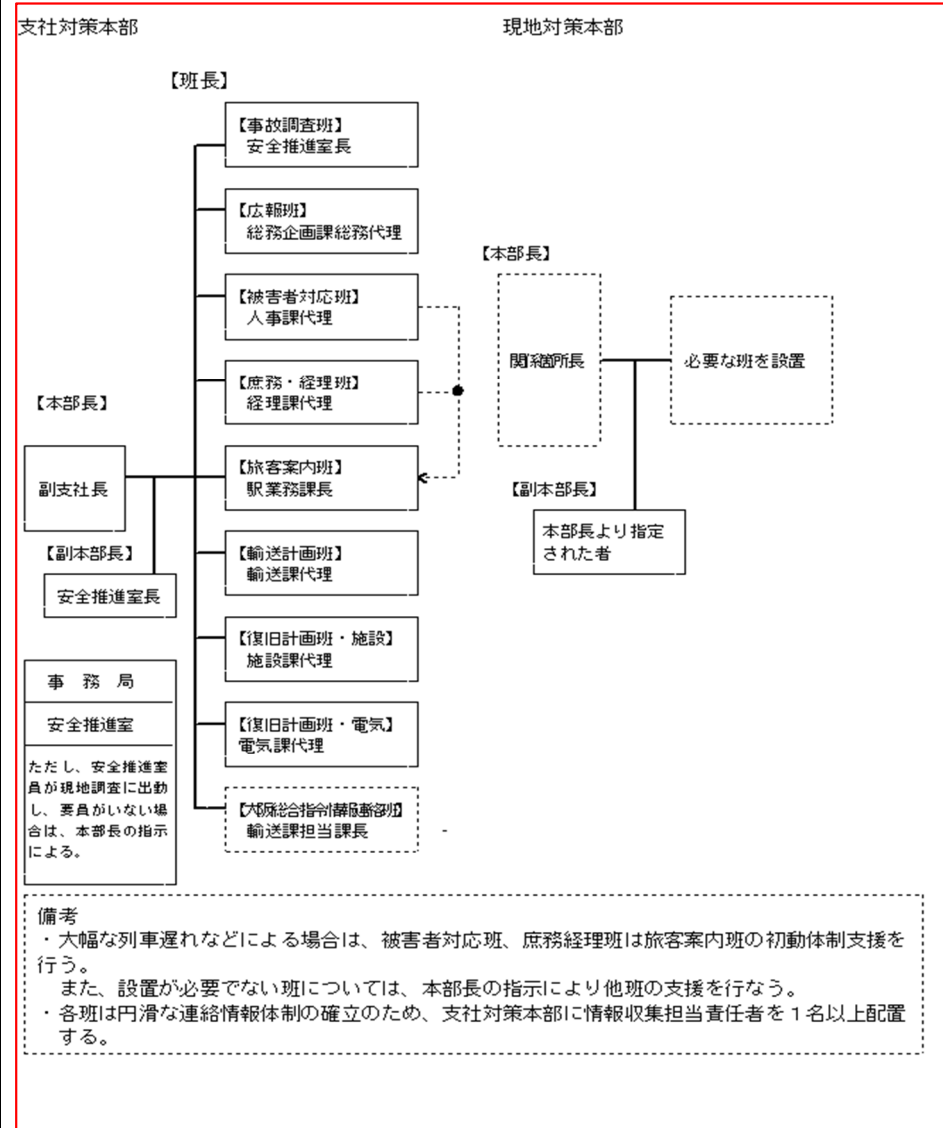
・ 箇所長は現地到着の際、本部長の指示に従い関係班の配下に入る。
 ※ 復旧計画情報班の配下には復旧作業班を設営する。
 【備考】
 複数の死傷者が発生したとき、又はその恐れがあるときは、事故現場に隣接する現業区の出勤社員は現地に急行し、お客様の救命・救護を行う

新

5 各班については、不要なものは設置しないこと。

旧

② 第2種体制



新

旧

(略)

<南海電気鉄道㈱、紀州鉄道㈱>

(略)

2 計画内容

(略)

(1) 南海電気鉄道株式会社

ア 災害発生時の体制

体制区分	事 故・災 害の程度	対 策 本 部 長 及び副本部長	現 地 総括責任者
1号体制	◎ 災害対策規程に定める中央災害対策本部が設置されたとき ◎ 事故・災害の程度又は被害が多 大で社会的に大きな影響を及ぼす と認められるとき	(本部長) 鉄道事業本部長 (副本部長) 鉄道事業本部副本部長	運輸車両部長
2号体制	◎ 列車衝突事故、列車脱線事故、 列車火災事故が発生したとき ◎ 乗客・乗務員等に死亡者が生じた とき ◎ 5人以上の死傷者が生じたとき ◎ 異常事態によりその影響が全	(本部長) 鉄道事業本部長 (副本部長) 鉄道事業本部副本部長	運輸車両部長

③ 第3種体制

第2種体制に準じて構成し、必要な班のみを設置する。

旅客救済及び設備点検の主体となる課長は、情報収集担当責任者を指定し支社対策部に派遣

する。

なお、支社対策本部長は安全推進室長、副本部長は復旧の主体となる主管課長とする。

④ 情報連絡体制

関係社員への迅速な状況伝達、関係部門で情報収集や共有を行う必要がある場合に施行する。

なお、体制施行における召集範囲は、別に定める「和歌山支社における非常連絡体制表」における連絡体制とし、支社対策本部などの設置は行わないこととする。

(略)

<南海電気鉄道㈱、紀州鉄道㈱>

(略)

2 計画内容

(略)

(1) 南海電気鉄道株式会社

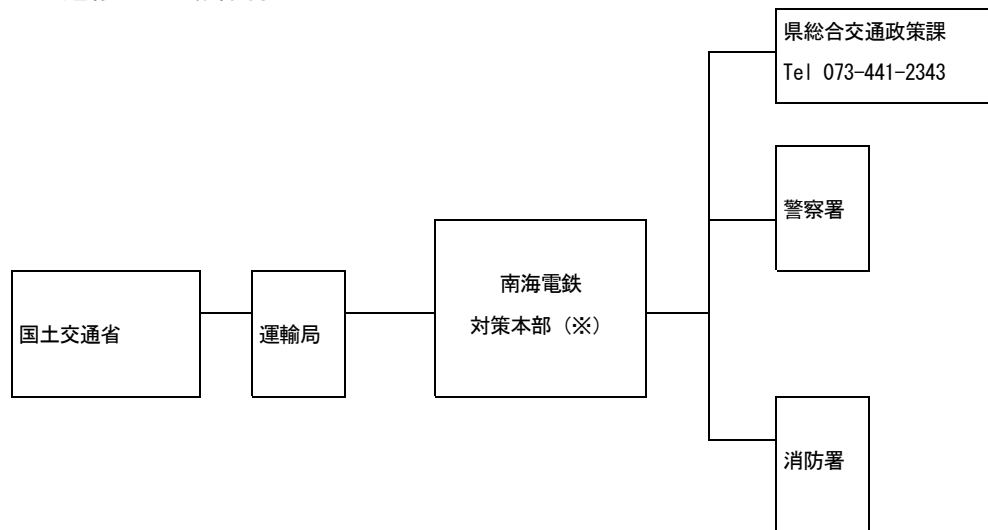
ア 災害発生時の体制

体制区分	事 故・災 害の程度	対 策 本 部 長 及び副本部長	現 地 総括責任者
1号体制	◎ 災害対策規程に定める中央災害対策本部が設置されたとき ◎ 事故・災害の程度又は被害が多 大で社会的に大きな影響を及ぼすと 認められるとき	(本部長) 鉄道本部長 (副本部長) 鉄道本部副本部長	運輸車両部長
2号体制	◎ 列車衝突事故、列車脱線事故、 列車火災事故が発生したとき ◎ 乗客・乗務員等に死亡者が生じた とき ◎ 5人以上の死傷者が生じたとき ◎ 異常事態によりその影響が全	(本部長) 鉄道本部長 (副本部長) 鉄道本部副本部長	運輸車両部長

新

線に及ぶと認められるとき		
◎ その他特に異例の事故・災害と認められるとき		

イ 通報及び連絡体制



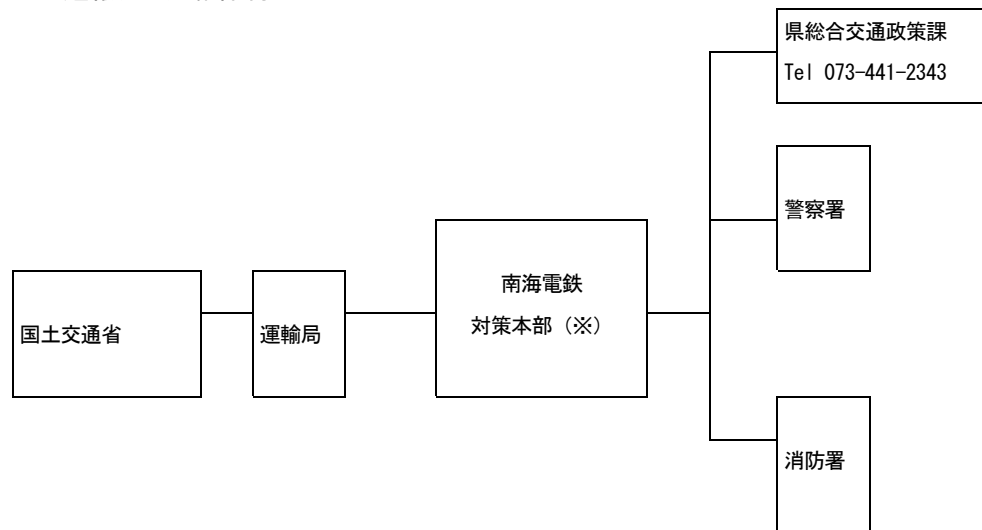
※南海電鉄対策本部連絡先		
[平日昼間 鉄道事業本部統括部]	TEL	06-6644-7161
	FAX	06-6644-7163
[夜間休日 輸送指令]	TEL	06-6632-8400
	FAX	06-6644-7162

(略)

旧

線に及ぶと認められるとき		
◎ その他特に異例の事故・災害と認められるとき		

イ 通報及び連絡体制



※南海電鉄対策本部連絡先		
[平日昼間 鉄道営業本部統括部]	TEL	06-6644-7161
	FAX	06-6644-7163
[夜間休日 輸送指令]	TEL	06-6632-8400
	FAX	06-6644-7162

(略)

新	旧
<p>第12章 危険物等災害応急対策計画 (略)</p> <p>第4節 毒物劇物災害応急対策計画（県福祉保健部） (略)</p> <p>2 計画内容</p> <p>(1) 災害発生時における毒物・劇物の流失・飛散・散逸等の事故発生の場合は、取扱責任者において、地域防災組織と連携し、回収その他保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じるとともに、所轄の保健所・消防機関又は警察署に届け出るものとする（毒物及び劇物取締法第17条） (略)</p> <p>第13章 公共的施設災害応急対策計画 (略)</p> <p>第2節 電力施設災害応急対策計画（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社） (略)</p> <p>4 災害時における情報の収集、連絡</p> <p>(1) 情報の収集・報告 (略)</p> <p>イ) 関西電力及び関西電力送配電の被害情報</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 電力施設等の被害状況及び復旧状況 ② 停電による主な影響状況 ③ 復旧用資機材、復旧要員、<u>食料</u>等に関する事項 ④ 従業員等の被災状況 ⑤ その他災害に関する情報 <p>(2) 通話制限</p> <p>対策組織の長は、災害時の保安通信回線を確保するために必要と認めるときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。</p> <p>また、対策組織の設置前であっても、保安通信回線を確保するために必要と認めるときは、<u>関西電力送配電の本部長</u>の判断により通話制限その他必要な措置を講ずる。</p> <p>(略)</p>	<p>第12章 危険物等災害応急対策計画 (略)</p> <p>第4節 毒物劇物災害応急対策計画（県福祉保健部） (略)</p> <p>2 計画内容</p> <p>(1) 災害発生時における毒物・劇物の流失・飛散・散逸等の事故発生の場合は、取扱責任者において、地域防災組織と連携し、回収その他保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じるとともに、所轄の保健所・消防機関又は警察署に届け出るものとする（毒物及び劇物取締法第16条の2） (略)</p> <p>第13章 公共的施設災害応急対策計画 (略)</p> <p>第2節 電力施設災害応急対策計画（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社） (略)</p> <p>4 災害時における情報の収集、連絡</p> <p>(1) 情報の収集・報告 (略)</p> <p>イ) 関西電力及び関西電力送配電の被害情報</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 電力施設等の被害状況及び復旧状況 ② 停電による主な影響状況 ③ 復旧用資機材、復旧要員、<u>食糧</u>等に関する事項 ④ 従業員等の被災状況 ⑤ その他災害に関する情報 <p>(2) 通話制限</p> <p>対策組織の長は、災害時の保安通信回線を確保するために必要と認めるときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。</p> <p>また、対策組織の設置前であっても、保安通信回線を確保するために必要と認めるときは、<u>関西電力及び関西電力送配電の支社長</u>の判断により通話制限その他必要な措置を講ずる。</p> <p>(略)</p>

新	旧
<p>1 2 復旧計画 地域の対策組織の長は、設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 復旧応援要員の必要の有無 (2) 復旧要員の配置状況 (3) 復旧用資機材の調達 (4) 復旧作業の日程 (5) 仮復旧の完了見込 (6) 宿泊施設、食料等の手配 (7) その他必要な対策 <p>(略)</p> <p>第 16 章 災害対策要員の計画 (略)</p> <p>第 1 節 ボランティア受入計画（日赤県支部、県社会福祉協議会、県総務部危機管理局・県企画部・県環境生活部・県福祉保健部・県教育委員会）</p> <p>(略)</p> <p>2 計画内容 (略)</p> <p>(2) 一般ボランティアの受入 (略)</p> <p>イ 市町村ボランティアセンター 被災地の市町村又は市町村社会福祉協議会は、ボランティアに対し、被災地の情報、ボランティアに対するニーズの情報提供等、地域の実情にあった活動が行えるよう努めるものとし、その調整窓口として、市町村災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受付及びコーディネーター等の業務を行う。</p> <p><u>市町村は、災害発生時における官民連携体制強化を図るため、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営するもの(市町村社会福祉協議会等)との役割分担を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</u></p> <p>※ 日本赤十字奉仕団委員長名・団員登録数一覧は、資料編 52-01-00 を参照</p>	<p>1 2 復旧計画 地域の対策組織の長は、設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 復旧応援要員の必要の有無 (2) 復旧要員の配置状況 (3) 復旧用資機材の調達 (4) 復旧作業の日程 (5) 仮復旧の完了見込 (6) 宿泊施設、食糧等の手配 (7) その他必要な対策 <p>(略)</p> <p>第 16 章 災害対策要員の計画 (略)</p> <p>第 1 節 ボランティア受入計画（日赤県支部、県社会福祉協議会、県総務部危機管理局・県企画部・県環境生活部・県福祉保健部・県教育委員会）</p> <p>(略)</p> <p>2 計画内容 (略)</p> <p>(2) 一般ボランティアの受入 (略)</p> <p>イ 市町村ボランティアセンター 被災地の市町村又は市町村社会福祉協議会は、ボランティアに対し、被災地の情報、ボランティアに対するニーズの情報提供等、地域の実情にあった活動が行えるよう努めるものとし、その調整窓口として、市町村災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受付及びコーディネーター等の業務を行う。</p> <p>※ 日本赤十字奉仕団委員長名・団員登録数一覧は、資料編 52-01-00 を参照</p>

新	旧
<p>※ 県婦人団体連絡協議会会長名及び会員数一覧は、資料編 52-03-00 を参照</p> <p>(略)</p> <p>第 17 章 交通輸送計画</p> <p>第 1 節 道路交通の応急対策計画（近畿地方整備局、西日本高速道路（株）、 兵庫県整備部・警察本部</p> <p>(略)</p> <p>2 計画内容</p> <p>(略)</p> <p><u>(11)道路の渋滞対策</u></p> <p>ア <u>災害時交通マネジメント検討会の設置</u></p> <p><u>近畿地方整備局は、大規模災害発生後、道路の通行止め状況や渋滞状況、迂回路状況を道路管理者や警察等と情報を共有するとともに、渋滞緩和や交通量抑制のためのソフト・ハード対策等の検討を行うために、必要に応じて「災害時交通マネジメント検討会」を設置するものとする。</u></p> <p>イ <u>設置要請</u></p> <p><u>兵庫県整備部は、自ら必要と認めるときは、近畿地方整備局に「災害時交通マネジメント検討会」の設置を要請することができる。</u></p> <p><u>(12)道路の応急復旧</u></p> <p>ア 応急復旧の実施責任者</p> <p>道路の応急復旧実施責任者は、当該道路の管理者とする。</p> <p>イ 市町村長の責務</p> <p>① 他の道路管理者に対する通報</p> <p>市町村長は、管内の国道、県道等の管理者に属する道路ががけくずれ等で道路、橋梁等の施設が危険状態にあることを知ったときは、速やかに当該道路管理者に通報し応急復旧の実施を要請するものとする。</p> <p>② 緊急の場合における応急復旧</p> <p>市町村長は、事態が緊急を要し、当該管理者に通報し応急復旧を待ついとまがないときは、応急輸送の確保その他付近住民の便宜を図るため、必要とする最小限度において当該道路の応急復旧を行うものとする。</p> <p>③ 知事に対する応援要請</p>	<p>※ 県婦人団体連絡協議会会長名及び会員数一覧は、資料編 52-03-00 を参照</p> <p>(略)</p> <p>第 17 章 交通輸送計画</p> <p>第 1 節 道路交通の応急対策計画（近畿地方整備局、西日本高速道路（株）、 兵庫県整備部・警察本部</p> <p>(略)</p> <p>2 計画内容</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(11)道路の応急復旧</u></p> <p>ア 応急復旧の実施責任者</p> <p>道路の応急復旧実施責任者は、当該道路の管理者とする。</p> <p>イ 市町村長の責務</p> <p>① 他の道路管理者に対する通報</p> <p>市町村長は、管内の国道、県道等の管理者に属する道路ががけくずれ等で道路、橋梁等の施設が危険状態にあることを知ったときは、速やかに当該道路管理者に通報し応急復旧の実施を要請するものとする。</p> <p>② 緊急の場合における応急復旧</p> <p>市町村長は、事態が緊急を要し、当該管理者に通報し応急復旧を待ついとまがないときは、応急輸送の確保その他付近住民の便宜を図るため、必要とする最小限度において当該道路の応急復旧を行うものとする。</p> <p>③ 知事に対する応援要請</p>

新	旧
<p>市町村は、自己の管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合には、知事に対し応急復旧の応援を要請するものとする。</p> <p>※ 基本法施行規則第1条及び第5条による通行の禁止又は制限についての標示の様式は、資料編53-01-00を参照</p> <p>※ 基本法施行規則第6条による緊急通行車両の標章及び証明書の様式は、資料編53-02-00を参照</p> <p>※ 緊急通行車両等の事前届出制度のフローチャートは、資料編53-03-00を参照</p> <p>※ 異常気象時における道路通行規制基準は、資料編53-06-01～03を参照</p> <p>(略)</p> <p>第3節 輸送計画(和歌山・田辺海上保安部、近畿運輸局、近畿地方整備局、自衛隊、西日本旅客鉄道㈱、県総務部危機管理局・県企画部・県福祉保健部・県農林水産部・県県土整備部)</p> <p>(略)</p> <p>2 計画内容</p> <p>(略)</p> <p>(4) 輸送力の確保等</p> <p>(略)</p> <p>イ 各機関における措置</p> <p>① 県</p> <p>(略)</p> <p>④ 西日本旅客鉄道㈱近畿統括本部和歌山支社及びその他の私鉄会社</p> <p>西日本旅客鉄道㈱近畿統括本部和歌山支社及びその他の私鉄会社は、それぞれの実施機関と協議して、鉄軌道による輸送を行うものとする。また、緊急輸送の要請は最寄り駅長を通じて行うものとし、当該輸送機関は、緊急輸送の必要があると認めたときは、その万全を期するものとする。</p> <p>⑤ 和歌山海上保安部及び田辺海上保安部</p> <p>和歌山海上保安部及び田辺海上保安部は、必要に応じ、又は関係機関からの要請に基づき、海上保安庁が保有する船舶及び航空機等を用いて緊急輸送活動を実施する。</p> <p>⑥ 近畿地方整備局和歌山港湾事務所</p> <p>近畿地方整備局和歌山港湾事務所は、必要に応じ、又は関係機関からの要請に基づき、自ら保有する船舶を用いて緊急輸送活動を実施する。</p> <p>⑦ 自衛隊</p>	<p>市町村は、自己の管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合には、知事に対し応急復旧の応援を要請するものとする。</p> <p>※ 基本法施行規則第1条及び第5条による通行の禁止又は制限についての標示の様式は、資料編53-01-00を参照</p> <p>※ 基本法施行規則第6条による緊急通行車両の標章及び証明書の様式は、資料編53-02-00を参照</p> <p>※ 緊急通行車両等の事前届出制度のフローチャートは、資料編53-03-00を参照</p> <p>※ 異常気象時における道路通行規制基準は、資料編53-06-01～03を参照</p> <p>(略)</p> <p>第3節 輸送計画(和歌山・田辺海上保安部、近畿運輸局、近畿地方整備局、自衛隊、西日本旅客鉄道㈱、県総務部危機管理局・県企画部・県福祉保健部・県農林水産部・県県土整備部)</p> <p>(略)</p> <p>2 計画内容</p> <p>(略)</p> <p>(4) 輸送力の確保等</p> <p>(略)</p> <p>イ 各機関における措置</p> <p>① 県</p> <p>(略)</p> <p>④ 西日本旅客鉄道㈱和歌山支社及びその他の私鉄会社</p> <p>西日本旅客鉄道㈱和歌山支社及びその他の私鉄会社は、それぞれの実施機関と協議して、鉄軌道による輸送を行うものとする。また、緊急輸送の要請は最寄り駅長を通じて行うものとし、当該輸送機関は、緊急輸送の必要があると認めたときは、その万全を期するものとする。</p> <p>⑤ 和歌山海上保安部及び田辺海上保安部</p> <p>和歌山海上保安部及び田辺海上保安部は、必要に応じ、又は関係機関からの要請に基づき、海上保安庁が保有する船舶及び航空機等を用いて緊急輸送活動を実施する。</p> <p>⑥ 近畿地方整備局和歌山港湾事務所</p> <p>近畿地方整備局和歌山港湾事務所は、必要に応じ、又は関係機関からの要請に基づき、自ら保有する船舶を用いて緊急輸送活動を実施する。</p> <p>⑦ 自衛隊</p>

新	旧
<p>自衛隊は、「第 18 章 自衛隊派遣要請等の計画」に定める知事の災害派遣要請に基づき、自ら保有する車両、船舶及び航空機等を用いて緊急輸送活動を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>第 20 章 防災拠点施設活用計画 (県総務部危機管理局)</p> <p>(略)</p> <p>2 計画内容</p> <p>(1) 広域防災拠点 (県管理)</p> <p>① 第 1 広域防災拠点 (和歌山・海草地域に配置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・和歌山、海草、有田、日高、那賀地域の支援及び県全体の総括拠点 コスモパーク加太 (190, 886㎡) <u>国立大学法人和歌山大学 (38, 000㎡)</u> <u>近畿大学生物理工学部 (23, 659㎡)</u> 県立和歌山ビッグホエール (55, 562㎡) <p>(略)</p> <p>(2) 基幹的広域防災拠点 (国管理) との連携</p> <p>京阪神都市圏における大規模地震発生時等に広域災害応急対策の拠点となる堺泉北港堺 2 区基幹的広域防災拠点と連携し効果的な輸送機能を確保する。</p> <p>(略)</p>	<p>自衛隊は、「第 18 章 自衛隊派遣要請等の計画」に定める知事の災害派遣要請に基づき、自ら保有する車両、船舶及び航空機等を用いて緊急輸送活動を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>第 20 章 防災拠点施設活用計画 (県総務部危機管理局)</p> <p>(略)</p> <p>2 計画内容</p> <p>(1) 広域防災拠点 (県管理)</p> <p>① 第 1 広域防災拠点 (和歌山・海草地域に配置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・和歌山、海草、有田、日高、那賀地域の支援及び県全体の総括拠点 コスモパーク加太 (574, 000㎡) 県立和歌山ビッグホエール (55, 562㎡) <p>(略)</p> <p>(2) 基幹的広域防災拠点との連携 (国管理)</p> <p>京阪神都市圏における大規模地震発生時等に広域災害応急対策の拠点となる堺泉北港堺 2 区基幹的広域防災拠点と連携し効果的な輸送機能を確保する。</p> <p>(略)</p>
<p>第 4 編 災害復旧計画</p> <p>(略)</p> <p>第 2 章 災害復旧資金計画 (県福祉保健部・県商工観光労働部・県農林水産部)</p> <p>(略)</p> <p>2 資金の種類</p> <p>(1) 農林漁業関係の資金融通</p> <p>ア 天災融資資金 (天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法)</p> <p>イ 株式会社日本政策金融公庫資金 (株式会社日本政策金融公庫法)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 農業経営基盤強化資金 ② 林業基盤整備資金 ③ 漁業基盤整備資金 	<p>第 4 編 災害復旧計画</p> <p>(略)</p> <p>第 2 章 災害復旧資金計画 (県福祉保健部・県商工観光労働部・県農林水産部)</p> <p>(略)</p> <p>2 資金の種類</p> <p>(1) 農林漁業関係の資金融通</p> <p>ア 天災融資資金 (天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法)</p> <p>イ 株式会社日本政策金融公庫資金 (株式会社日本政策金融公庫法)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 農業経営基盤強化資金 ② 林業基盤整備資金 ③ 漁業基盤整備資金

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> ④ <u>漁業経営改善支援資金</u> ⑤ 農林漁業施設資金（共同利用施設） ⑥ 農林漁業セーフティネット資金 	<ul style="list-style-type: none"> ④ <u>漁船資金</u> ⑤ 農林漁業施設資金（共同利用施設） ⑥ 農林漁業セーフティネット資金